

環境影響評価事前調査書

- 鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業 -

令和元年 7 月

仙台市

目 次

1. 対象事業の概要	1-1
1.1. 事業者の氏名及び住所	1-1
1.2. 対象事業の名称、種類及び目的	1-1
1.2.1. 事業の名称	1-1
1.2.2. 事業の種類	1-1
1.2.3. 対象事業の目的	1-1
1.3. 事業実施の位置	1-2
1.4. 事業の内容	1-6
1.4.1. 基本方針	1-6
1.4.2. 事業概要	1-6
1.4.3. 土地利用計画	1-7
1.5. 事業の経緯	1-8
1.5.1. 基本計画の検討	1-8
1.5.2. 事業立地の検討経緯	1-9
1.6. 環境の保全及び創造等に係る方針	1-10
1.7. 事業の実施工程計画	1-12
2. 事前調査対象範囲	2-1
3. 事前調査結果	3-1
3.1. 水象	3-1
3.2. 地形・地質	3-8
3.3. 植物	3-22
3.4. 動物	3-33
3.5. 景観	3-41
3.6. 自然との触れ合いの場	3-45
3.7. 文化財	3-53
3.8. その他の指定状況	3-58
3.9. 行政計画・方針等	3-64
4. 保全等に配慮すべき地域又は対象	4-1
4.1. 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準	4-1
4.2. 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無	4-5
4.3. 「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち影響が懸念される地域又は対象	4-18
5. 配慮すべき内容	5-1

1. 対象事業の概要

1. 対象事業の概要

1.1. 事業者の氏名及び住所

事業者 : 仙台市
所在地 : 宮城県仙台市青葉区国分町 3-7-1
代表者 : 仙台市長 郡 和子
電話番号 : 022-261-1111 (代表)

1.2. 対象事業の名称、種類及び目的

1.2.1. 事業の名称

鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業
(以下、「本事業」という。)

1.2.2. 事業の種類

大規模建築物の建設の事業 (仙台市環境影響評価条例第 2 条第 3 項第 21 号)

1.2.3. 対象事業の目的

平成 28 年 3 月に本市が策定した「仙台市営住宅の整備及び管理の基本方針」では、長期的な需要の緩やかな減少を見据え、老朽化が進む郊外の大規模市営住宅団地について再整備計画を検討するとともに、地域が持つ課題の解決に向けた取組みについても検討することとしている。市営住宅は住宅セーフティネットの中核として、所得の低い方など、住宅確保に特に配慮が必要な方の居住の安定を図る役割を担っている。人口減少や少子高齢化といった大きな社会情勢の変化が予想される中であっても、この基本的な役割を果たして行くためには、本市における長期的な需要と供給のバランスを見極め、計画的に整備していくことが必要である。

本事業の計画地である鶴ケ谷第二市営住宅が含まれる鶴ケ谷団地は、昭和 40 年代の高度経済成長期に新住宅市街地開発事業により開発された団地であり、当該市営住宅の世帯数は団地全体の約 20%を占めている。

鶴ケ谷第二市営住宅は、建設後 50 年近く経過し、建物や設備の老朽化と共に、高齢世帯が多いにもかかわらずバリアフリー化が進んでいないなど、居住環境の改善が求められている。鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業は、市営住宅の建替えにより居住環境を改善すると共に、住棟の高層化等により創出される「有効活用地」について地域にふさわしい土地利用転換を図るものである。

なお、再整備に伴い発生する有効活用地については、利活用が可能な時期 (約 12 年後想定) が近付いた際に、その時点の社会状況を踏まえ、様々な施設の立地可能性を検討することとしている。

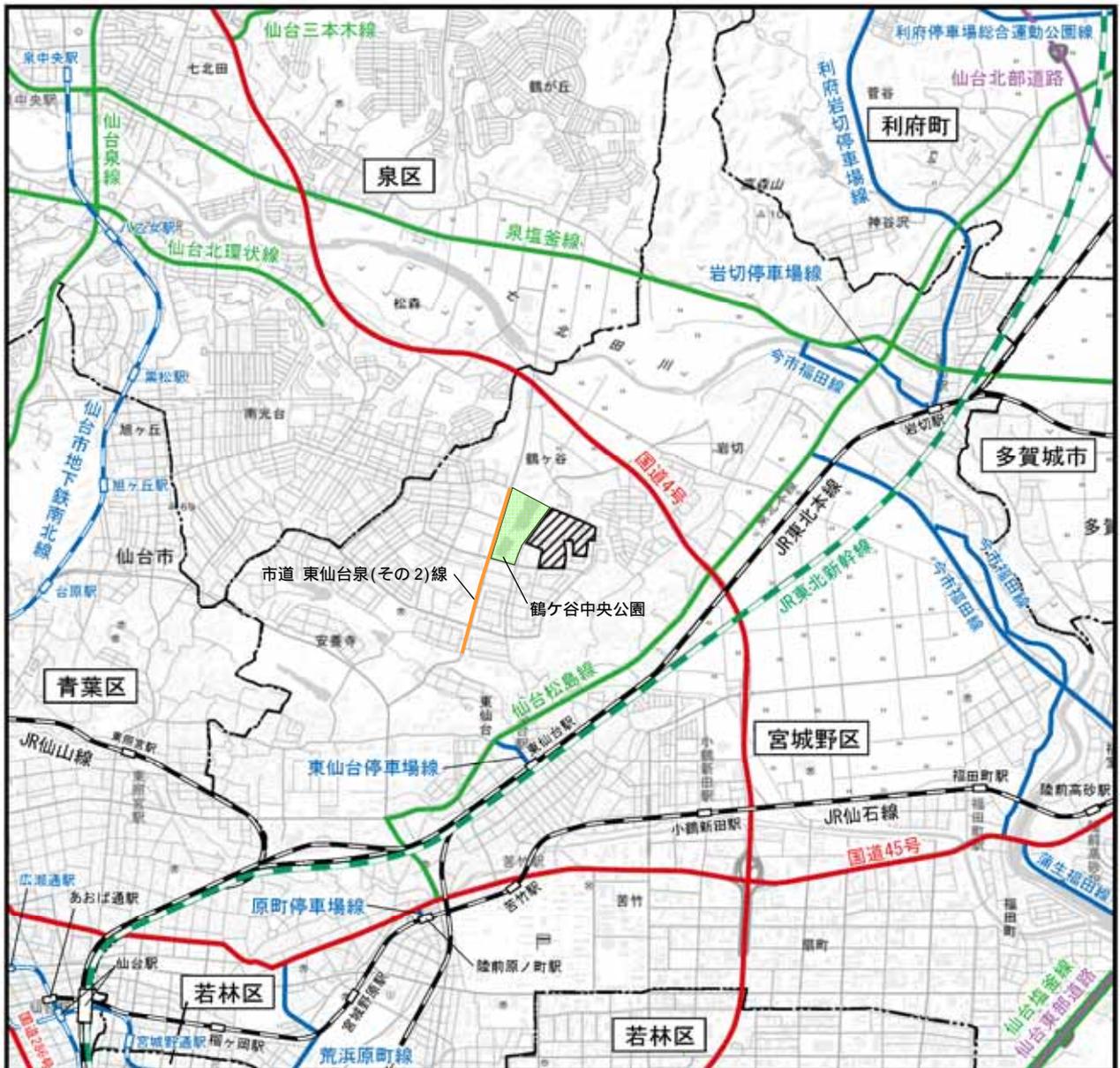
※本事前調査書では、以下の地図を下図として使用している。
「仙台市都市計画基本図(1:10,000)」(平成 28 年度作成 仙台市)

1.3. 事業実施の位置

計画地位置図は図 1-1、計画地周辺の空中写真は図 1-2 に示すとおりである。

計画地は、仙台駅から北東へ約 5km にある、昭和 40 年代の高度経済成長期に仙台市が新住宅市街地開発事業により整備した鶴ヶ谷団地内の北東部に位置している。また、計画地は鶴ヶ谷団地中央を南北に走る幹線道路（市道 東仙台泉(その 2)線）から 300m 程度離れており、鶴ヶ谷中央公園と戸建て住宅に囲まれた閑静な住宅地に位置している。

位 置：仙台市宮城野区鶴ヶ谷 6 丁目 3 番地ほか

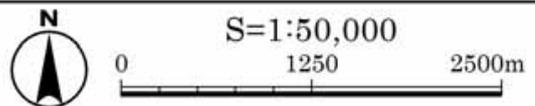


凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 高速道路
-  : 国道
-  : 主要地方道
-  : 県道
-  : JR新幹線
-  : JR在来線
-  : 仙台市地下鉄

出典：「せんだいぐらしのマップ」（平成30年10月閲覧 仙台市）
 「仙台市都市計画道路整備状況図」（平成30年4月現在 仙台市建設局道路部道路計画課）

図 1-1 計画地位置図





凡 例

 : 計画地

~ : 「写真 1-1 計画地周辺の状況」の撮影位置・方向

※航空写真は平成25年9月18日に撮影された

図 1-2 空中写真



S=1:10,000

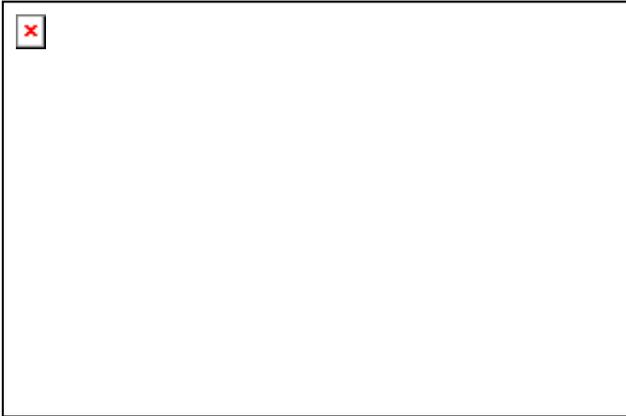
0 250 500m



①計画地北東側



②計画地南東側



③計画地に隣接する小学校（鶴谷東小学校）



④計画地に隣接する公園（鶴ヶ谷中央公園）



⑤仙台オープン病院



⑥団地内中央の幹線道路（市道 東仙台泉(その2)線）



⑦隣接する公園（鶴ヶ谷中央公園）から見た計画地



⑧計画地北西側

写真 1-1 計画地周辺の状況(平成 30 年 9 月 6 日撮影)

1.4. 事業の内容

1.4.1. 基本方針

本事業は、「仙台市営住宅の整備及び管理の基本方針」を踏まえ、財政負担等の軽減を考慮した計画とし、公営住宅の需要動向等を踏まえて住戸数を設定し、周辺環境と調和した景観を形成するとともに、誰もが安心して暮らせる居住環境を整備するものである。

また、市営住宅の再整備にあたり、安全で快適な歩行環境の整備や、入居者の日常生活における移動の負担軽減を図るなど、より良い居住環境の整備を目指す。なお、再整備において発生した有効活用地は、利活用が可能な時期が近付いた際に、その時点の社会状況を踏まえ、様々な施設の立地可能性を検討する。

1.4.2. 事業概要

本事業の概要は、表 1-1 に示すとおりである。

表 1-1 事業概要

項目	内容
事業の名称	鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業
事業の種類	大規模建築物の建設の事業
位置	宮城野区鶴ヶ谷 6 丁目 3 番地ほか
主要用途	宅地
敷地面積	約 11.8 ha
延床面積	約 70,000 m ²
建築物の高さ	最大 約 31 m
建築物の構造	鉄筋コンクリート
工事予定期間	2021 年度～2034 年度
供用開始予定	2024 年度～
環境影響評価を実施することになった要件	「仙台市環境影響評価条例」(平成 10 年 仙台市条例第 44 号) 第 2 条第 3 項第 21 号 延べ面積が 50,000 m ² 以上の大規模建築物の建設の事業

1.4.3. 土地利用計画

土地利用計画図は、図 1-3 に示すとおりである。

計画地には、60 棟 1,630 戸（うち復興公営住宅 1 棟 28 戸）が存在する。その内訳は、低層（1～2 階建）が 14 棟 86 戸、中層（3～5 階建）が 43 棟 1,298 戸、高層（6 階建以上）が 3 棟 246 戸となっている。

「仙台市営住宅の整備及び管理の基本方針」では、市内の公営住宅の長期的需要は、2024 年度に供給量と均衡し、2044 年度に 3 割程度減少すると推計している。また、近年の市営住宅建替え再整備における既存入居者の再入居率は約 6～7 割程度である。以上を踏まえ、計画地の再整備戸数は、現管理戸数の約 7 割（約 1,040 戸）、また、駐車場の再整備区画数は、現状を踏まえて再整備戸数の約 6 割（約 630 区画）とする予定である。

土地利用の検討にあたっては、市営住宅の建替えに必要な敷地を優先的に確保することとし、建設費及び維持管理費の負担軽減や、敷地の高低差による歩行移動の負担の軽減の観点から、住棟を集約し、まとまりのある市営住宅用地を確保する。

また、住棟の集約により、発生が見込まれる有効活用地は、約 12 年後以降に活用可能となるため、その時点の社会状況を踏まえて様々な施設の立地可能性を検討することとする。

なお、図 1-3 は基本計画段階（H31.3）の案であり、長期にわたる事業期間の中で変更する可能性がある。



図 1-3 土地利用計画図

1.5. 事業の経緯

1.5.1. 基本計画の検討

老朽化した既存ストックを効果的に更新することを目的として、平成 22 年 3 月に「仙台市営住宅長寿命化計画」を策定した。同計画では、市営住宅における建替事業の実施方針を定めており、鶴ケ谷第二市営住宅団地についても今後建替を検討する旨を示した。

仙台市営住宅の整備及び管理の基本方針（平成 28 年 3 月策定）

「仙台市住生活基本計画」を上位計画とし、同計画で掲げている「市営住宅による住宅セーフティネット機能の維持向上」を図るため、長期的な社会情勢の変化を見据えながら公営住宅の需要を展望し、今後 10 年間における市営住宅の整備及び管理の基本的な方針を示すものである。

仙台市鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業基本構想（平成 30 年 3 月策定）

「仙台市営住宅長寿命化計画(平成 21 年度策定)」に位置付けられた建替事業を具体化するために、本事業における基本計画の前段として、土地利用や市営住宅整備における基本的な考え方や留意事項等を整理したものである。同構想においては、環境配慮に関して以下のような方向性を示している。

- ・周辺の自然環境との調和・連続性と共に維持管理にも配慮した樹種・植栽の選定や配置を行う。
- ・死角になりやすい場所には野芝や低木植栽の配置等により防犯性にも配慮する。
- ・周辺環境と調和した住棟のスカイラインや色彩等に配慮した街並みの形成を行う。
- ・コミュニティスペース、市道沿道、その他外構において緑化を行い、親しみ、自然の潤いややすらぎ、季節を感じられるような、鶴ケ谷団地全体の魅力向上への寄与を目指す。

仙台市鶴ケ谷第二市営住宅団地再整備事業基本計画（平成 31 年 3 月策定）

基本構想で整理した内容を基に、今後の具体的な設計に繋げるために、計画の基本条件、土地利用計画、住棟・住戸整備計画等を整理したものである。

再整備戸数は、以下を踏まえ現管理戸数の約 7 割（1,042 戸）とすることとした。

- ・前述の基本方針における市内の公営住宅の長期的な需要推計において、需要量は 2024 年度に供給量と均衡し、2044 年度に 3 割程度減少する。
- ・近年の市営住宅建替え再整備における既存入居者が建替え後の住宅に入居する割合は、約 6～7 割となっている。

また、土地利用計画については、約 11.8ha の敷地を住宅用地と有効活用地に分割し、2021 年度から 2034 年度までの約 14 年で整備工事を実施する方針を示している。なお、有効活用地に関しては下記の方向性を示している。

- ・住棟の高層集約化等により生み出される「有効活用地」は、売却若しくは借地契約により土地利用転換を目指す。総面積が約 4ha と大規模であり、地域に与える影響が大きいため、地域住民の意見を十分に聞きながら検討する予定である。
- ・具体の土地利用については、有効活用地の供用開始時期が約 12 年後以降となることから、その時点の社会情勢を踏まえ検討することになるが、団地内の奥まった場所であり、先手を打った企業誘致が必要不可欠であることから、高齢者等が住み慣れた地域での生活の継続に寄与する施設として「サービス付き高齢者向け住宅」や「老人保健施設」の誘致を進めていくこととしたい。

仙台市環境調整システム（平成 30 年 6 月～8 月）

仙台市環境調整システムは、市が実施する事業について、事業実施による環境への配慮を徹底するため、計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について十分に検討・調整する仕組みである。

本事業は、同システムに基づき、平成 30 年 8 月に構想段階における環境配慮の方針をとりまとめた。なお、具体的な内容は「1.6 環境の保全及び創造等に係る方針」に盛り込んで記載している。

1.5.2. 事業立地の検討経緯

一般的に市営住宅の建替えは、既存入居者が住み慣れた環境を最大限維持することが望ましく、移転に係る身体的・精神的負担を最小限とする配慮が必要であるという点を踏まえ、現地建替を前提としている。特に高齢者が多い鶴ヶ谷第二市営住宅の場合は、一層の配慮が求められる。

なお、非現地建替えには「複数団地の集約化」と「新たな用地への建設」という手法がある。本事業において、前者の手法は立地場所及び管理戸数を維持したまま再整備戸数を確保できる当該市営住宅以外の市営住宅団地は存在しないため不可能である。また、後者の手法は前述のとおり入居者への配慮の観点から、現地周辺に新たな用地を確保することが望まれるが、計画地周辺に再整備戸数を確保できる広さの用地は無いため不可能である。

1.6. 環境の保全及び創造等に係る方針

本事業は、「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」に示されている市街地地域における環境配慮の指針を踏まえつつ、建設費用を抑えることで廉価な家賃とする必要がある公営住宅の性質や、他の市営住宅団地との公平性・均一性を考慮しながら、可能な限りの環境配慮を行う。また、本事業は長期間に渡り段階的に進める計画であるため、各工区に着手する際にはその時点における最新の環境配慮技術の導入を検討するなど、より一層の環境配慮に努めるものとする。

仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅団地再整備事業基本構想・同基本計画ならびに仙台市環境調整システムを基に検討した現時点における環境配慮方針は、以下のとおりである。

< 大気環境 >

周辺の病院や小学校、住宅等に配慮した駐車場や建物、設備の配置等を検討し、排出ガスや騒音・振動による影響を低減するよう努める。

解体工事を含む工事中においては、周辺の住宅等はもとより、計画地内の既存市営住宅の住民に配慮し、建設機械の稼働台数の平準化に努めるとともに、工事に伴う粉じんや騒音・振動・アスベストについて適切な対策を講じる。また、排出ガス対策型建設機械の使用も検討し、排出ガスの抑制を図る。工事用車両の走行の際には、通勤通学時間帯の回避を検討する等、周辺の学校や住宅等に配慮する。

< 水環境 >

工事中は排水経路の確保を検討し、濁水が発生するような事態において、濁水が大堤溜池等の公共用水域に流入しないように配慮する。

供用後の雨水流出抑制対策として、浸透枿の設置や透水性舗装の採用を検討する。

< 土壌環境 >

今後実施する地盤調査の結果に基づき、必要に応じて、地盤沈下等の対策を検討する。

< 生物環境 >

工事中は、排水経路の確保を検討し、濁水が大堤溜池に流入しないように配慮するとともに、適切な騒音・振動対策を講じることにより、動植物の生息・生育環境に影響が生じないように配慮する。また、ごみの放置や不適切な管理等により、野生生物への影響を及ぼさないよう配慮する。

緑化においては、鶴ヶ谷中央公園等の周辺環境に配慮し、郷土種の使用を検討する。

< 景観 >

「仙台市「杜の都」景観計画」に基づき、落ち着いたある住宅地景観の形成を図るとともに、同計画で定める景観計画区域における行為の制限を踏まえ、周辺環境と調和した住棟のスカイラインの形成を図りつつ、建築物等の形態や色彩などに配慮する。

緑化にあたっては、「杜の都の環境をつくる条例」及び同施行規則に基づき、緑化率 20%を確保するとともに、樹木によることを基本とする。また、地表面や道路に接する部分の緑化を優先して行う。隣接する鶴ヶ谷中央公園を含む周辺の自然環境との調和や連続性を考慮した整備を検討し、緑のネットワーク形成に配慮するとともに、維持管理のしやすさなどの面から市営住宅に適した樹種・植栽の選定や配置を行う。

以上によって、入居者が親しみ、自然の潤いややすらぎ、季節を感じられるように整備する。

< 自然との触れ合いの場 >

工事に伴う騒音や工事用車両等の通行が、鶴ヶ谷中央公園等の利用に対し影響を及ぼさないように配慮する。

< 廃棄物・温室効果ガス等 >

建設リサイクル法の趣旨を踏まえ、関連する要綱などの内容を遵守し、チェックシート等の活用により、実施すべき内容に遺漏の無いよう進める。

既存建築物の解体により発生する廃棄物は、「仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱」に基づいて適切に処理する。

供用後の廃棄物（生活ごみ）については、従来の市営住宅と同様に、環境事業所と協議のうえリサイクル推進を啓発する表示を施したごみ置き場等を設置する。

建築計画の際には、「仙台市市有建築物低炭素化整備指針」に基づき低炭素化技術の導入を図り、工事中は二酸化炭素排出量の削減に取り組むとともに、採光・通風の確保や、街灯等への LED の採用等によって省エネ化を図る。住棟は、国土交通省の公営住宅等整備基準に関する技術的助言に基づき、住宅性能表示制度における省エネルギー対策等級 4（最高等級）を満たすように整備する。

< その他 >

住棟の建設に際しては、内装材への県内産木材の使用を検討する。また、死角になりやすい場所における野芝や低木植栽による防犯性へ配慮した植栽配置計画や、周辺の住宅の日照に配慮した住棟配置計画を検討する。

1.7. 事業の実施工程計画

本事業の工程は、表 1-2 に示すとおりである。

工事着工は 2021 年度、施工完了は 2034 年度を予定している。なお、建築工事では、既存建築物の解体、計画建築物の建設、既存入居者移転を繰り返し行う（図 1-4(1)～(3) 参照）。

表 1-2 事業工程計画

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本計画	■	■	■														
基本設計		■	■														
測量・地盤調査		■	■														
実施設計 ^{※1}				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
建築工事 ^{※2}			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
環境影響評価	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

※1：実施設計の期間は想定であり、工区毎に行う予定である。

※2：建築工事では、既存建築物の解体、計画建築物の建設、既存入居者移転を繰り返し行う

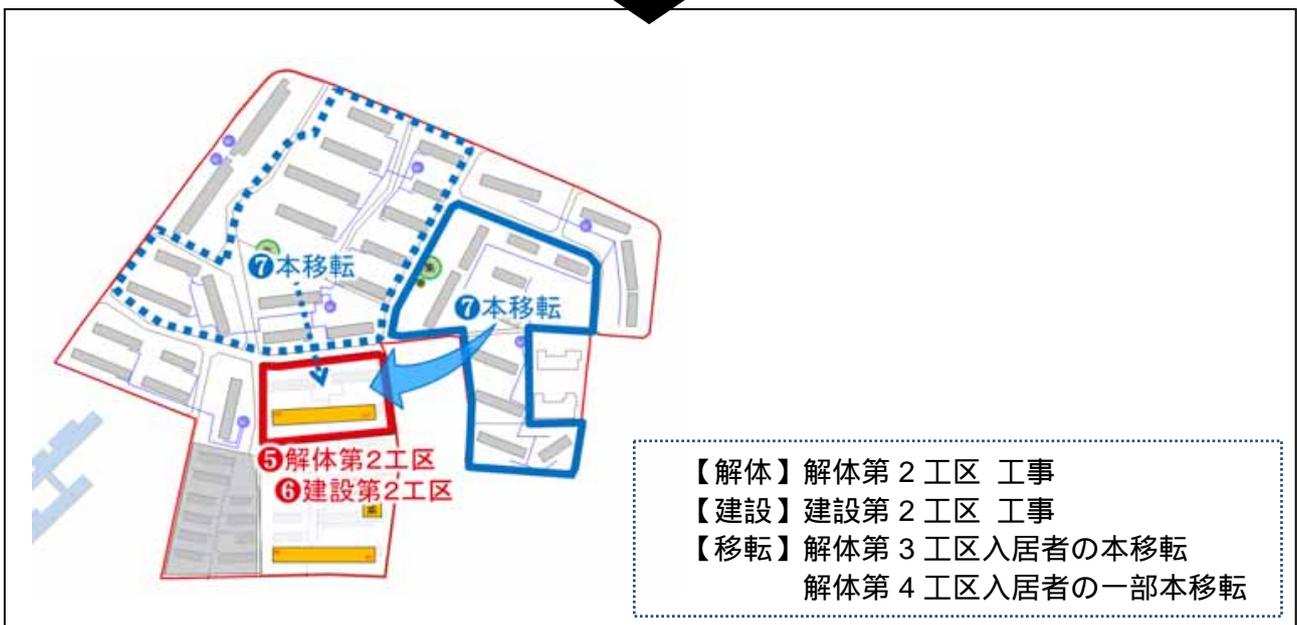
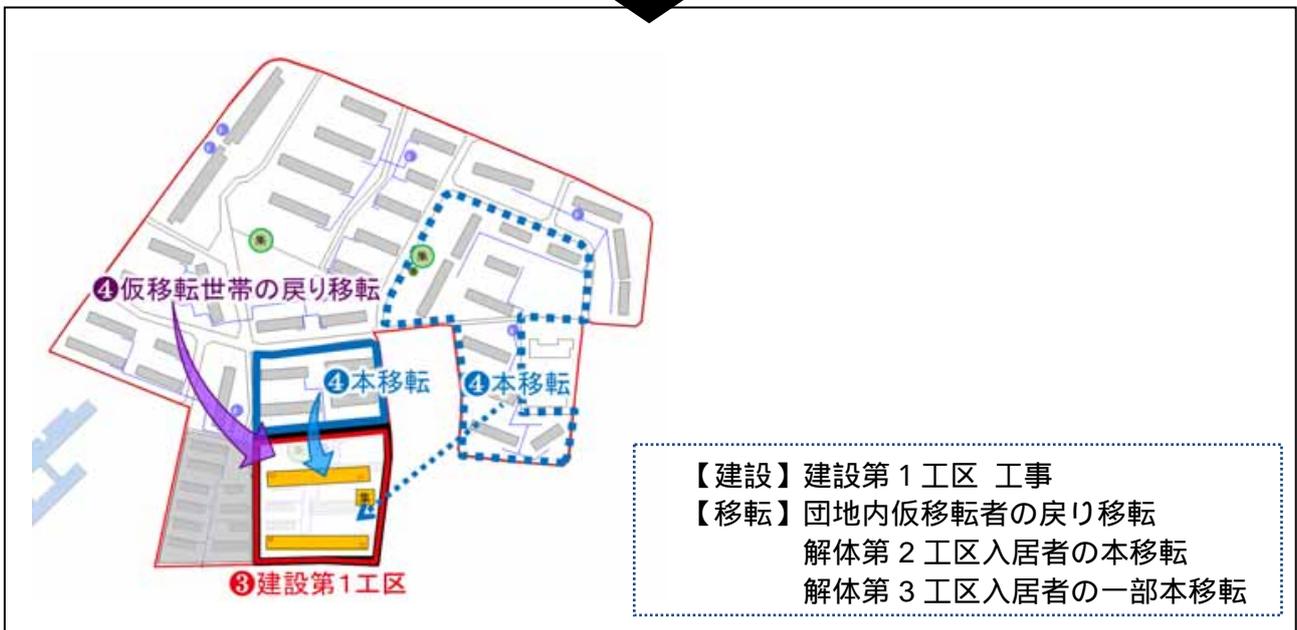
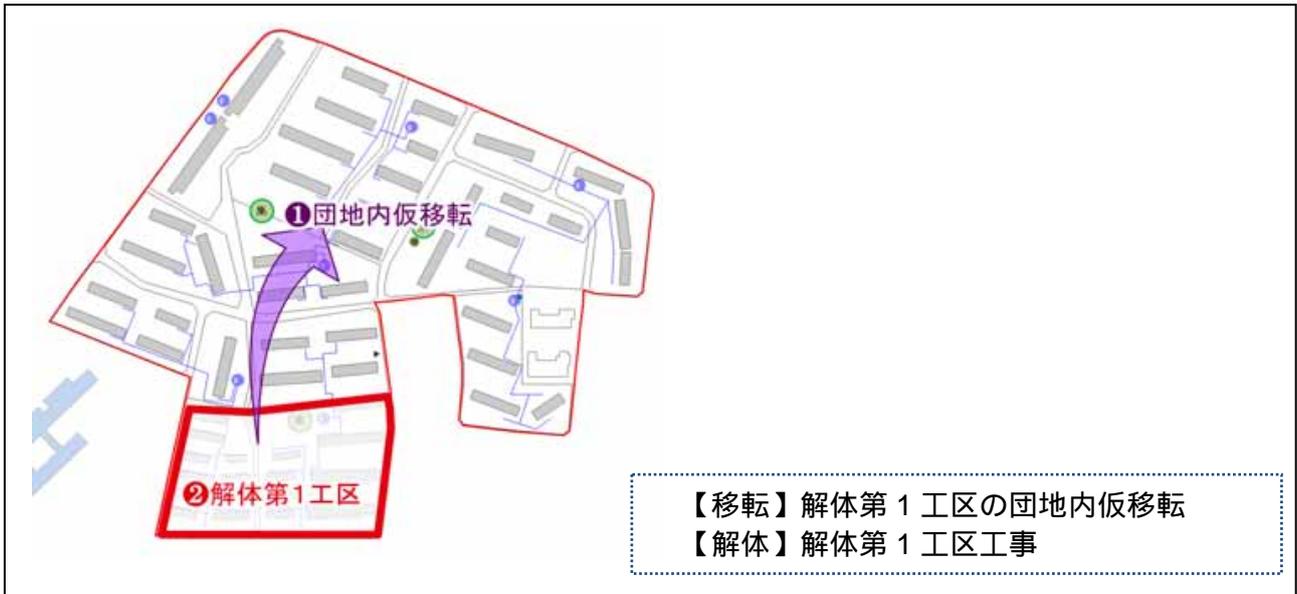


図 1-4(1) 市営住宅建替えの流れ(1/3)

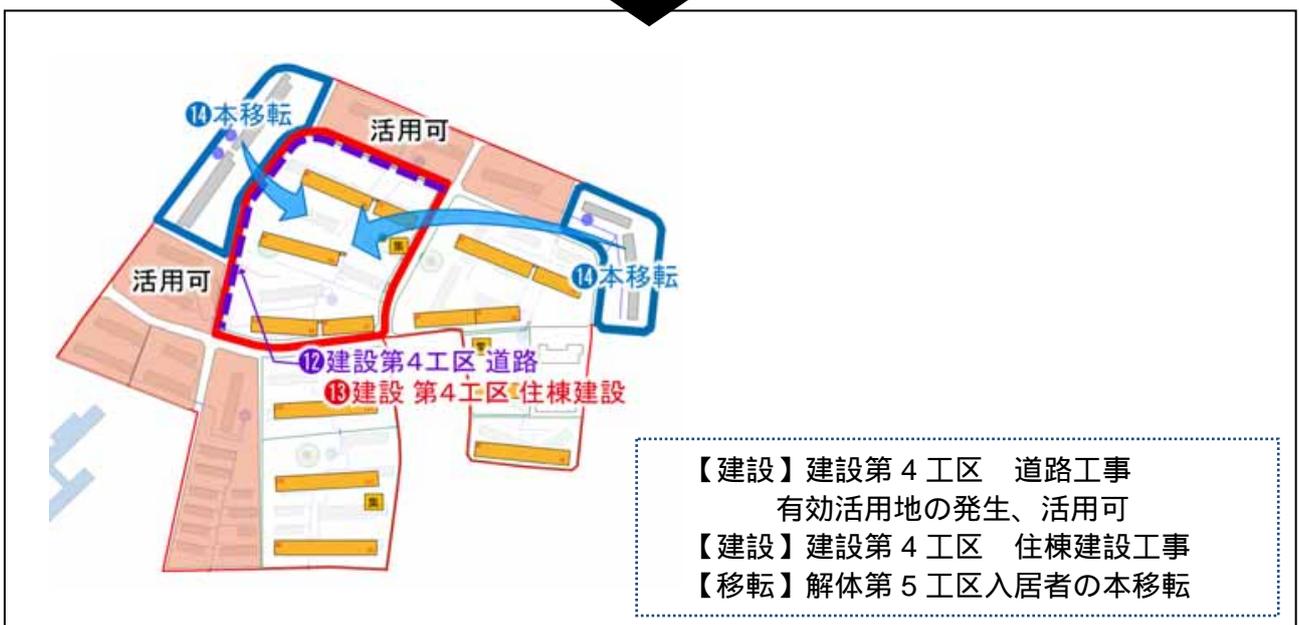
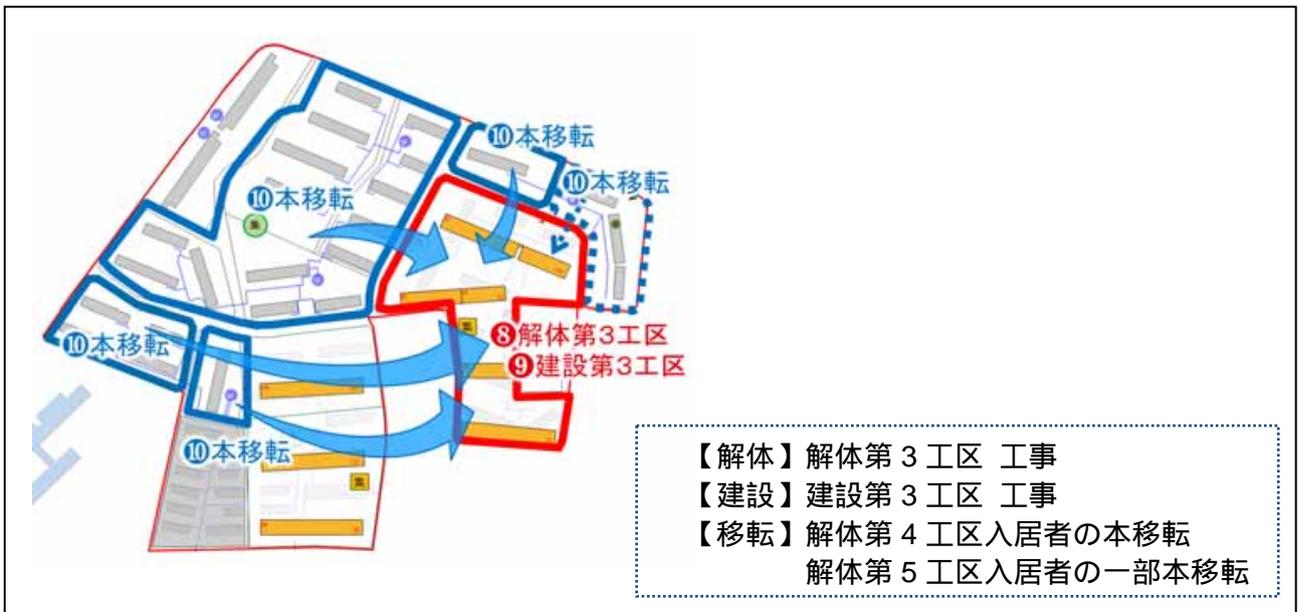


図 1-4(2) 市営住宅建替えの流れ(2/3)



図 1-4(3) 市営住宅建替えの流れ(3/3)

2. 事前調査対象範囲

2. 事前調査対象範囲

事前調査対象範囲（以下、「調査範囲」という。）は、事業立地に際して、配慮すべき事項を明らかにするために必要な情報（地域の環境特性）を把握できる図 2-1 示す範囲とし、事業の実施に伴う大気環境等の影響や、景観資源や植物の生育・動物の生息環境となる 8km 四方の範囲とした。

また、事前調査に用いた資料は、平成 30 年 10 月現在で最新のものとした。



凡 例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 事前調査の対象範囲
(計画地を中心として概ね8km四方)

図 2-1 事前調査の対象範囲



S=1:50,000

0 1250 2500m

3. 事前調查結果

3. 事前調査結果

3.1. 水象

(1) 河川・湖沼等の概要

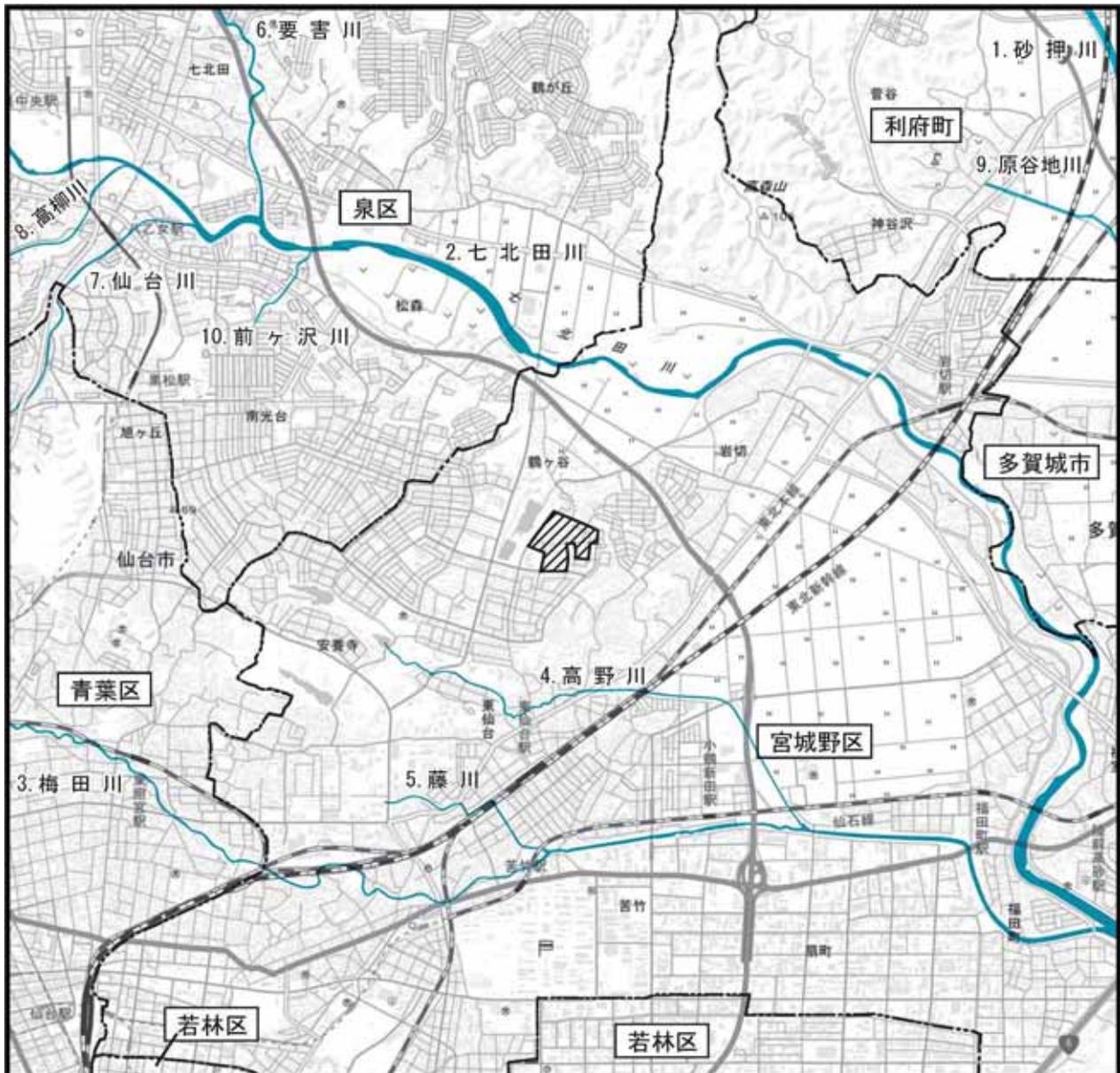
調査範囲の主な河川は表 3-1、河川の位置図は図 3-1 に示すとおりである。七北田川が計画地の北側から東側を流れ、梅田川の支流である高野川が南側を流れている。

調査範囲の主な湖沼・ため池は表 3-2、湖沼・ため池の位置図は図 3-2 に示すとおりである。計画地の西側には、鶴ヶ谷大堤溜池が位置する。

表 3-1 調査範囲の主な河川

No.	種別	河川名	総延長 (m)
1	二級河川	砂押川	14,491
2	二級河川	七北田川	40,899
3	二級河川	梅田川	13,035
4	二級河川	高野川	3,900
5	二級河川	藤川	1,500
6	二級河川	要害川	6,000
7	二級河川	仙台川	4,300
8	二級河川	高柳川	3,000
9	準用河川	原谷地川	1,400
10	準用河川	前ヶ沢川	510

出典：「宮城県河川・海岸図」（平成 29 年 4 月 宮城県土木部河川課）



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 河川

出典：「宮城県河川・海岸図」（平成29年4月 宮城県土木部河川課）

図 3-1 計画地周辺の河川的位置図

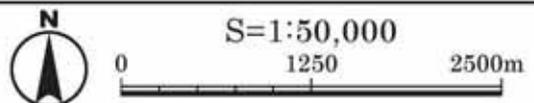


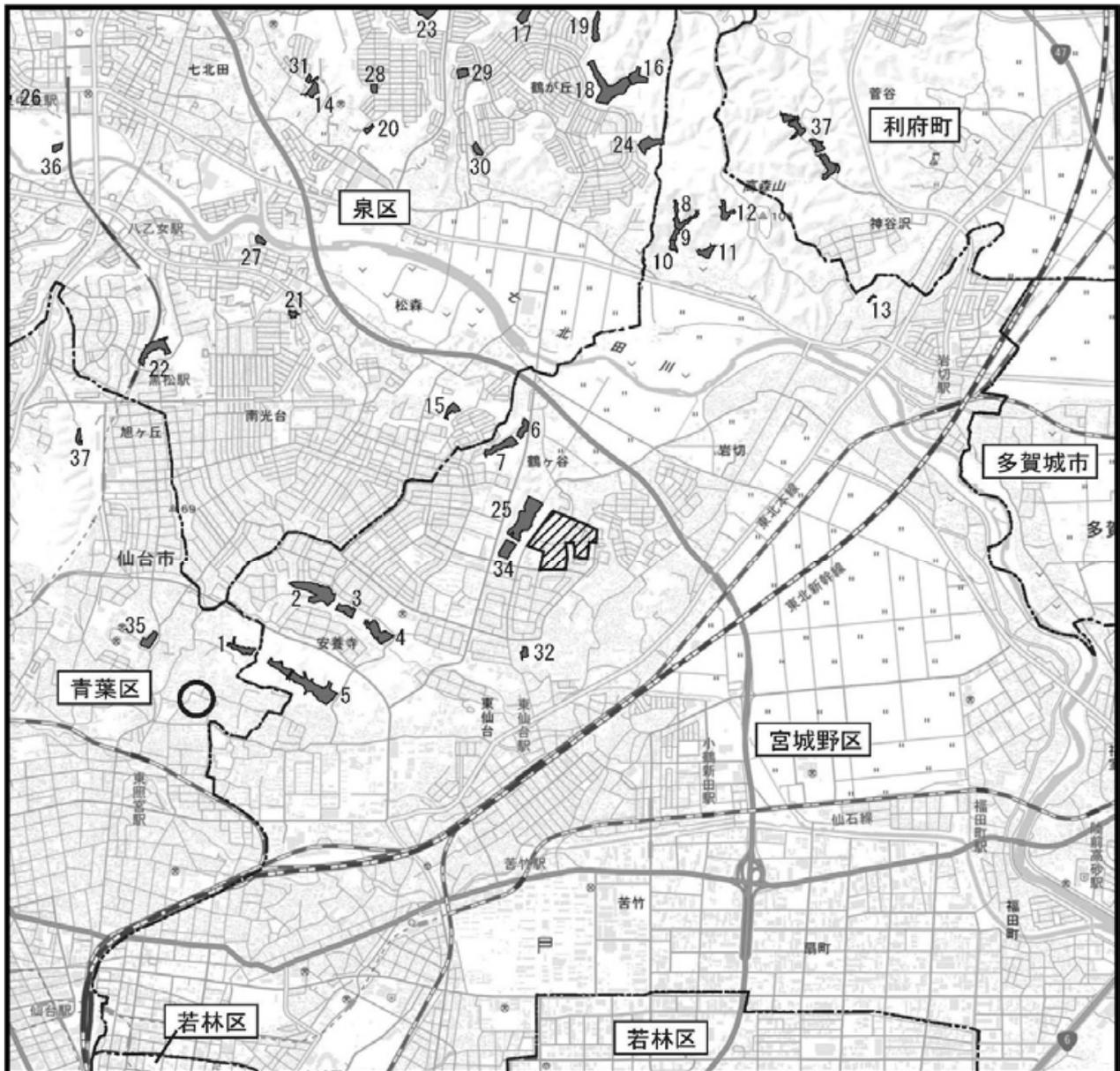
表 3-2 調査範囲の主な湖沼・ため池

No.※	名称	所在地	No.※	名称	所在地
1	新堤溜池	小松島新堤 25-1	20	不詳	松森字鹿島
2	安養寺上溜池	安養寺 2 丁目 4-1	21	前ヶ沢溜池	-
3	安養寺中溜池	安養寺 2 丁目 7-1	22	真美沢溜池	-
4	安養寺下溜池	安養寺 2 丁目 13	23	松森調整池	-
5	与平衛沼溜池	蟹沢 15	24	仏沢堤溜池	-
6	北の下溜池	鶴ヶ谷北 2 丁目 1-1	25	鶴ヶ谷大堤溜池	-
7	北の中溜池	鶴ヶ谷北 2 丁目 5	26	朴木沢調整池	-
8	入生沢上溜池	岩切字入生沢 85	27	八乙女調整池	-
9	入生沢中溜池	岩切字入生沢 86	28	百合ヶ丘調整池	-
10	入生沢下溜池	岩切字入生沢 87	29	鶴が丘第 2 号調整池	-
11	西沢下溜池	岩切字台屋敷 3	30	鶴が丘第 3 号調整池	-
12	西沢上溜池	岩切字入生沢 81	31	青葉台調整池	-
13	志波入溜池	岩切字羽黒前 116	32	小僧沢下溜池	-
14	苗代田溜池	天神沢 1 丁目	33	不詳	-
15	長岫堤調整池	松森字長岫	34	不詳	-
16	戌亥沢溜池	松森字戌亥沢	35	不詳	-
17	朴手沢溜池	松森字朴手	36	不詳	-
18	洞ヶ沢溜池	松森字戌亥沢	37	菅野沢溜池	-
19	新堤溜池	松森字戌亥沢			

※：表中の No. は、図 3-2 に対応する。

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年 3 月 仙台市）

No. 37（菅野沢溜池）は、「仙台市都市計画基本図 利府」（平成 28 年度作成 仙台市）により位置を確認



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 湖沼・溜池(図中番号:1~37)
-  : 湧水地点(野田の清水)

※: 図中の番号は表3-2に対応する。

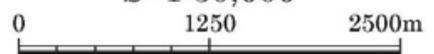
出典: 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(平成28年3月 仙台市)

No. 37(菅野沢溜池)は「仙台市都市計画基本図 利府」(平成28年度作成 仙台市)により位置を確認

図 3-2 計画地周辺の湖沼・ため池の位置図



S=1:50,000



(2) 水源地の概要

農業用水取水施設の概要は表 3-3、農業用水取水位置図は図 3-3 に示すとおりである。

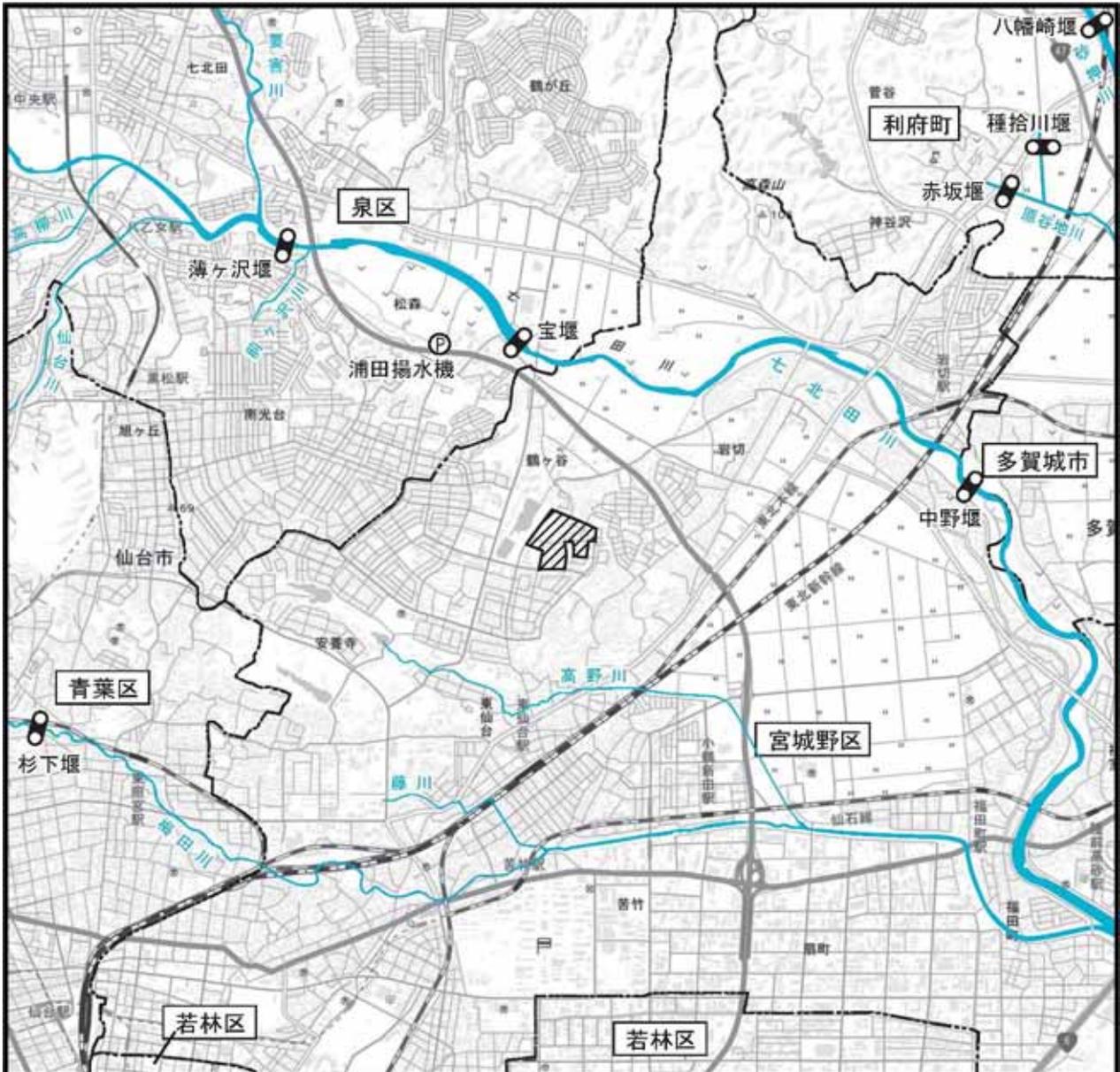
調査範囲では、砂押川水系の砂押川及び原谷地川、七北田川水系の七北田川及び梅田川に農業用の頭首工や取水口が設置されている。

「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版(平成 20 年 3 月)」(宮城県農林水産部農村振興課)によると、調査範囲で最大の取水施設は七北田川の薄ヶ沢堰で、取水量は 2.0480m³/s とされている。

表 3-3 農業用水取水施設の概要

水系	河川名	河川区分	施設名	用排区分	左右岸別	施設所在地	取水量 (最大 m ³ /s)			施設管理者
							代播き期	普通期	非かんがい期	
砂押	砂押川	二級	八幡崎堰	用	両	利府町利府字松本地内	0.2400	0.2000	不明	利府町
	原谷地川	準用	赤坂堰	用	左	利府町菅谷	0.0300	0.0200	不明	利府町
			種拾川堰	用	両	利府町菅谷字東浦	0.0500	0.0400	不明	利府町
七北田	七北田川	二級	中野堰	用	左	多賀城市後新田 14	0.8000	0.4300	不明	高砂水利組合
			宝堰	用	左	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	0.6000	宝堰加瀬溜井管理組合
			浦田揚水機	用	右	仙台市泉区松森字上河原	0.0200	0.0200	0.0200	斉藤長志
			薄ヶ沢堰	用	右	仙台市泉区	2.0480	1.4800	不明	仙台市岩切土地改良区
	梅田川	二級	杉下堰	用	左	仙台市青葉区梅田町	0.2000	0.2000	0.2000	四ッ谷堰協会

出典：「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成 20 年 3 月 宮城県農林水産部農村振興課)

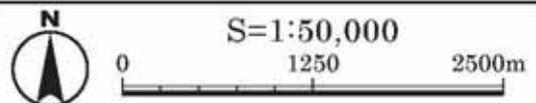


凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 河川
-  : 堰・頭首工
-  : 揚水機場

出典：「河川取水施設図」（平成20年3月 宮城県農林水産部）

図 3-3 農業用水取水位置図



(3) 湧水の概要

調査範囲の湧水の位置は表 3-4 及び前掲図 3-2 に示すとおりであり、野田の清水がある。

仙台市における飲用井戸の設置数は、表 3-5 に示すとおりである。仙台市全体では 5,325 箇所の飲用井戸が設置されており、そのうち、計画地が位置する宮城野区は 41 箇所であり、市全体の 0.8%を占めている。

表 3-4 調査範囲における湧水地点

No.	名称	所在地	現状	概要
a	野田の清水	青葉区高松二丁目	現存 井戸水	万寿寺境内に保存されている。伊達家のせん茶用として使用されていたとされる。かつては飲料水や生活用水として使用されていた。

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年 3 月 仙台市）

表 3-5 飲用井戸設置数

区	飲用井戸数（箇所）
仙台市	5,325
青葉区	1,035
宮城野区	41
若林区	2,087
太白区	1,816
泉区	346

出典：「飲用井戸数等調査報告書」（平成 13 年 3 月 仙台市）

3.2. 地形・地質

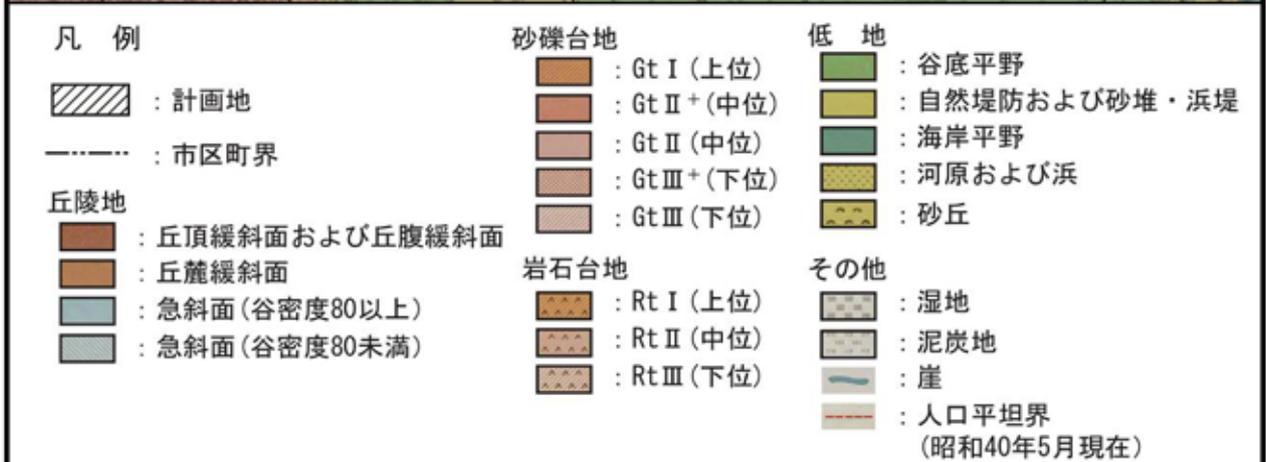
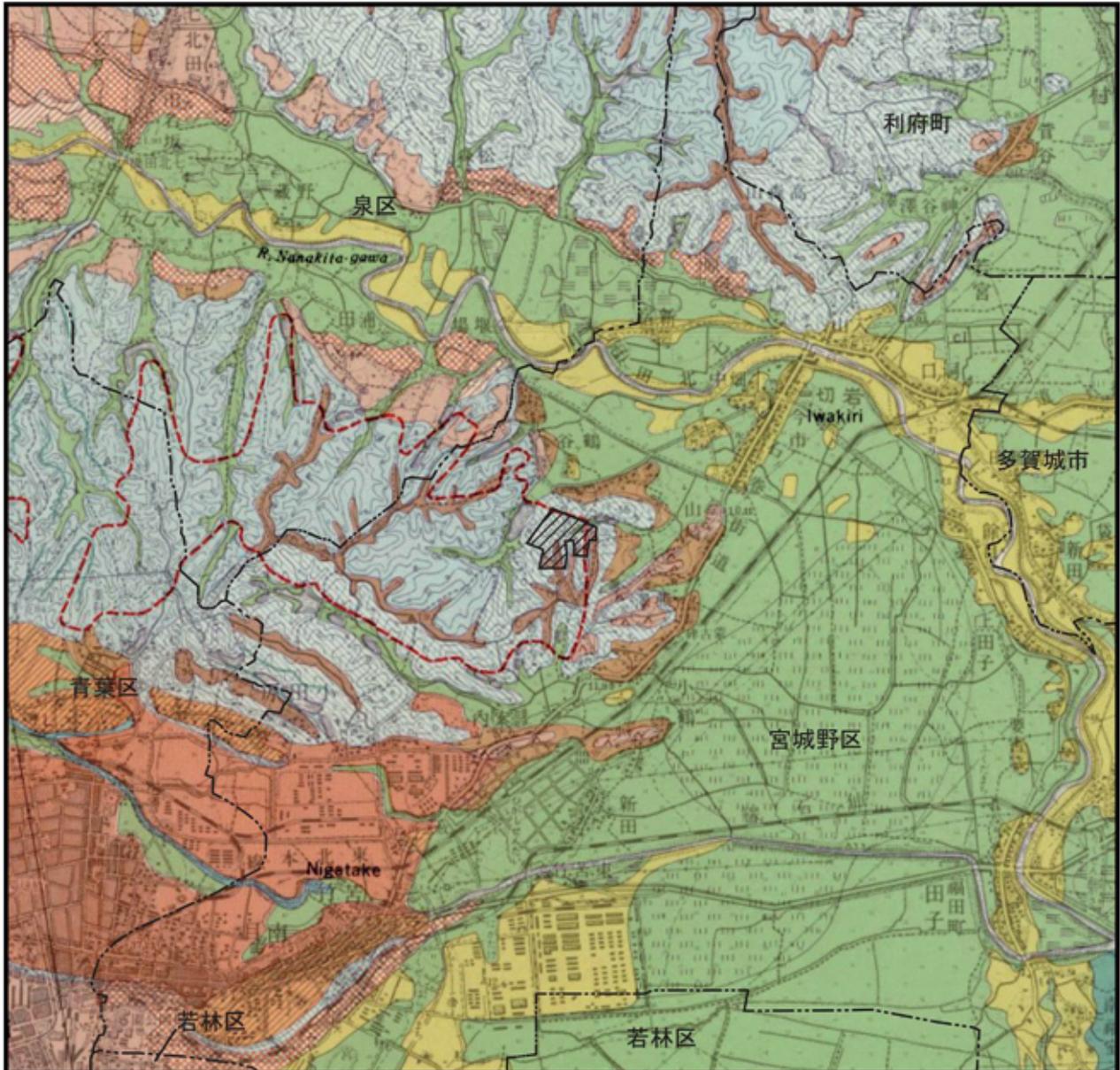
(1) 現況地形・地質

調査範囲の地形・地質の状況は、図 3-4 及び図 3-5 に示すとおりである。

仙台市の地形は、西部の奥羽山脈東麓に沿って広がる陸前丘陵、中央部を西から東に流下する七北田川、広瀬川、名取川の川沿いに発達する海岸段丘、東部の仙台湾に沿って広がる沖積平野に大別され、西側から東側に移行するにつれて標高が低くなっている。

調査範囲の地形は、七北田川沿いに低地が広がり、その周囲に丘陵地が分布する地形となっている。計画地は「丘陵地（急斜面（谷密度 80 以上）」）に位置している。

調査範囲の表層地質は、七北田川上流の川沿いに礫層、砂層、粘土層からなる河岸段丘堆積物が分布し、七北田川下流に砂及び粘土からなる沖積層が分布している（図 3-4 参照）。また、図幅中央から七北田川を挟み、北側に七北田層（砂岩）、西側に滝の口層（シルト岩、凝灰岩等）、南西側に河岸段丘堆積物が分布する。計画地周辺は主に中央に七北田層、南東側に亀岡層が分布しており、パッチ上に埋谷土がみられる（図 3-5 参照）。

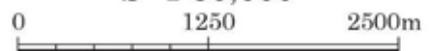


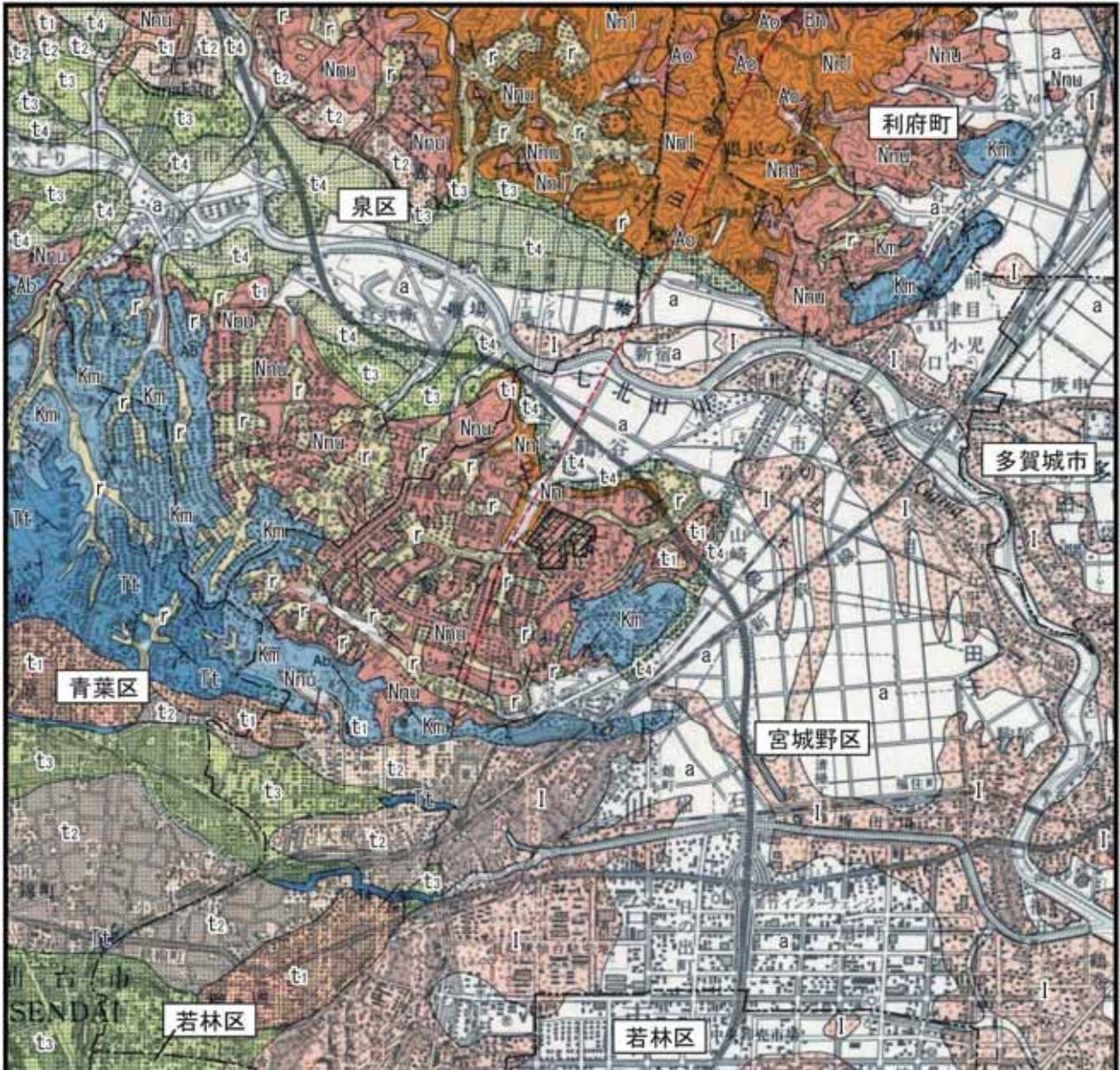
出典：「5万分の1都道府県土地分類基本調査（仙台）」（昭和41年 国土交通省）

図 3-4 計画地周辺の地形分類図



S=1:50,000





凡例

: 計画地

----- : 市区町界

埋谷土

: 土砂

沖積層

: 砂及び粘土

: 砂

海岸段丘堆積物

: 礫層・砂層
及び粘土層

青葉山層

: 礫層・砂層及び粘土層

向山層

: 砂岩・シルト岩
亜炭・凝灰岩及び礫岩

滝の口層

: シルト岩・砂質シルト岩
凝灰岩及び砂岩

亀岡層

: 砂岩・凝灰岩・シルト岩
亜炭及び礫岩又は礫混じり砂岩

七北田層

: 砂岩（凝灰岩薄層を挟む）

: 砂岩・軽石凝灰岩及び礫岩

青麻層

: 砂岩・シルト岩及び凝灰岩

番ヶ森山層

: 軽石質砂岩及び礫岩

出典：「5万分の1地形図（仙台）」（昭和61年3月 地質調査所）

図 3-5 計画地周辺の表層地質図



S=1:50,000

0 1250 2500m

(2) 注目すべき地形・地質

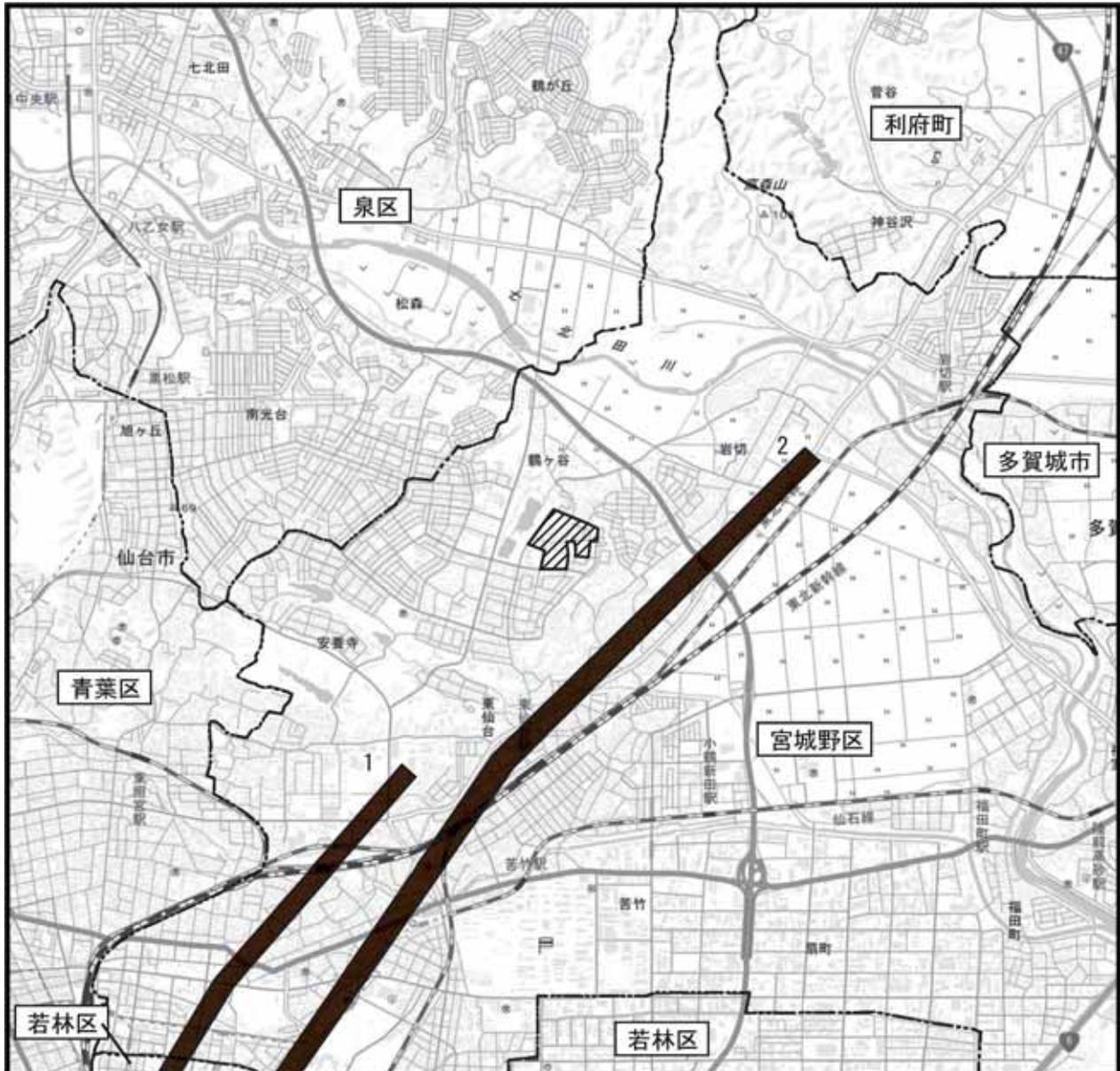
調査範囲の注目すべき地形・地質の状況は、表 3-6 及び図 3-6 に示すとおりである。調査範囲には、活断層地形である「長町・利府」及び「大年寺山」が存在する。

表 3-6 注目すべき地形・地質

No.	名称	備考
1	長町・利府	活断層地形
2	大年寺山	活断層地形

※：表中の No. は、図 3-6 に対応する。

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : 注目すべき地形・地質 (図中番号: 1~2)

※: 図中の番号は表3-6に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月 仙台市)

図 3-6 注目すべき地形・地質



S=1:50,000

0 1250 2500m

(3) 災害防止に係る指定区域等

ア 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域

調査範囲の指定区域は、表 3-7 及び図 3-7 に示すとおりである。

計画地には、「砂防法」、「地すべり等防止法」及び「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく指定区域は存在しない。

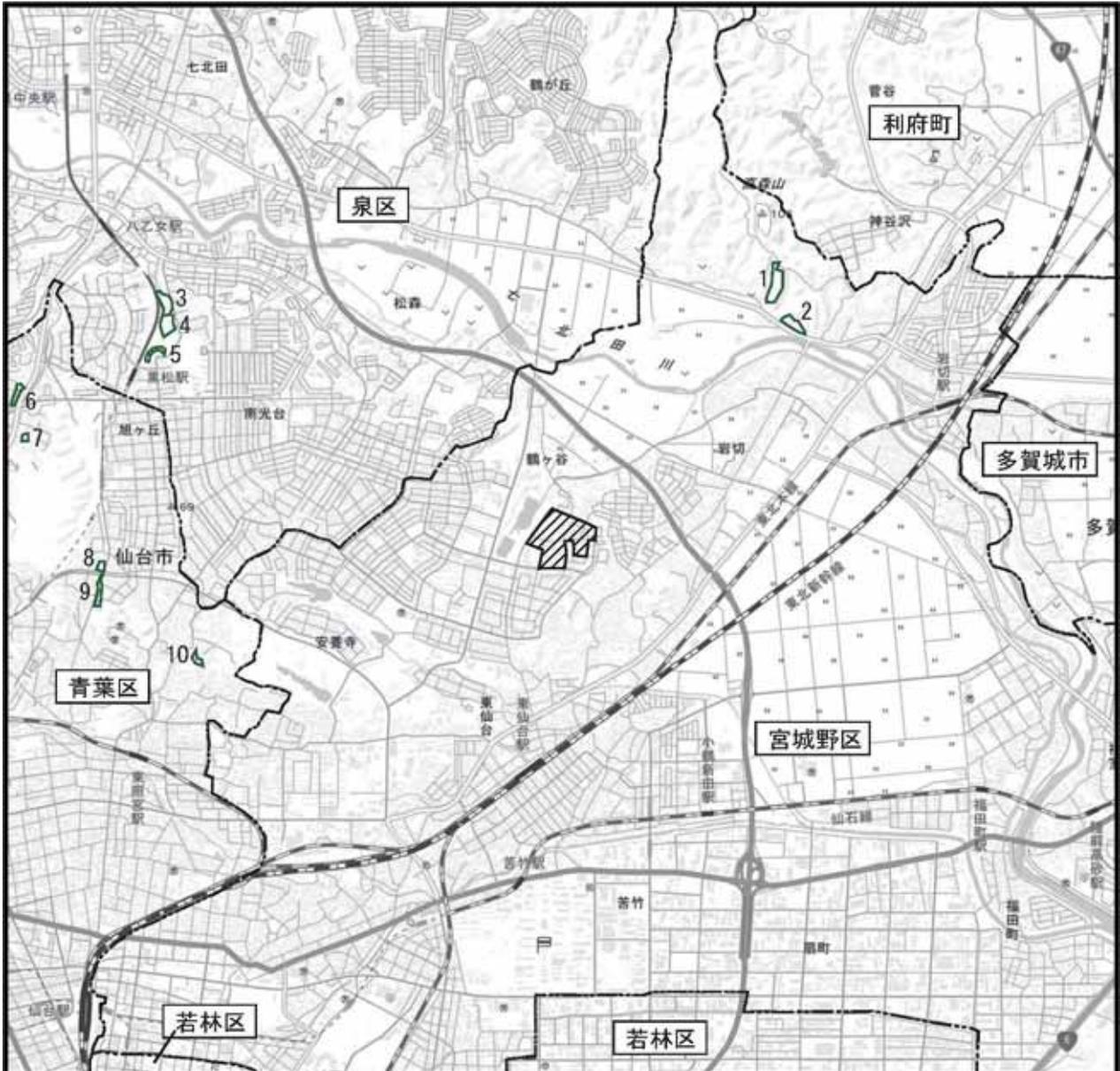
表 3-7 災害防止に係る指定地域等（急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域）

【急傾斜地崩壊危険区域】				
No. ※	箇所名	告示年月日	宮城県告示番号	備考
1	台屋敷の 2	S51. 2. 17	第 145 号	
2	台屋敷の 3	H2. 7. 30	第 967 号	
3	真美沢	H17. 1. 21	第 62 号	
4	東黒松の 1	H1. 11. 6	第 1398 号	
5	堤の 2	S48. 3. 23	第 304 号	
6	源太兵衛の 1	H1. 11. 6	第 1398 号	
7	黒松の 4	H1. 11. 6	第 1398 号	
8	旭ヶ丘の 1	S58. 12. 13	第 1319 号	
9	旭ヶ丘の 5	S58. 12. 13	第 1319 号	
10	小松島の 3	H1. 11. 6	第 1398 号	

※：調査範囲に砂防指定地、地すべり防止区域は存在しない。

※：表中の No. は、図 3-7 に対応している。

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 急傾斜地崩壊危険区域 (図中番号 : 1~10)

※ : 図中の番号は表3-7に対応する。

出典 : 「宮城県砂防総合情報システム」(平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 3-7 急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地、地すべり防止区域図



S=1:50,000

0 1250 2500m

イ 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

調査範囲の指定区域は、表 3-8 及び表 3-9 並びに図 3-8 に示すとおりである。

計画地には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）は存在しない。

表 3-8 災害防止に係る指定地域等（土砂災害警戒区域（土石流））

No.※	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	宮城県告示番号
1	3-23-309	菅野沢	宮城郡利府町神谷沢字広畑	H19.11.6	第1036号
2	2-02-601	入山沢	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
3	1-05-010	松森沢	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第678号

※：表中のNo.は、図 3-8 に対応している。

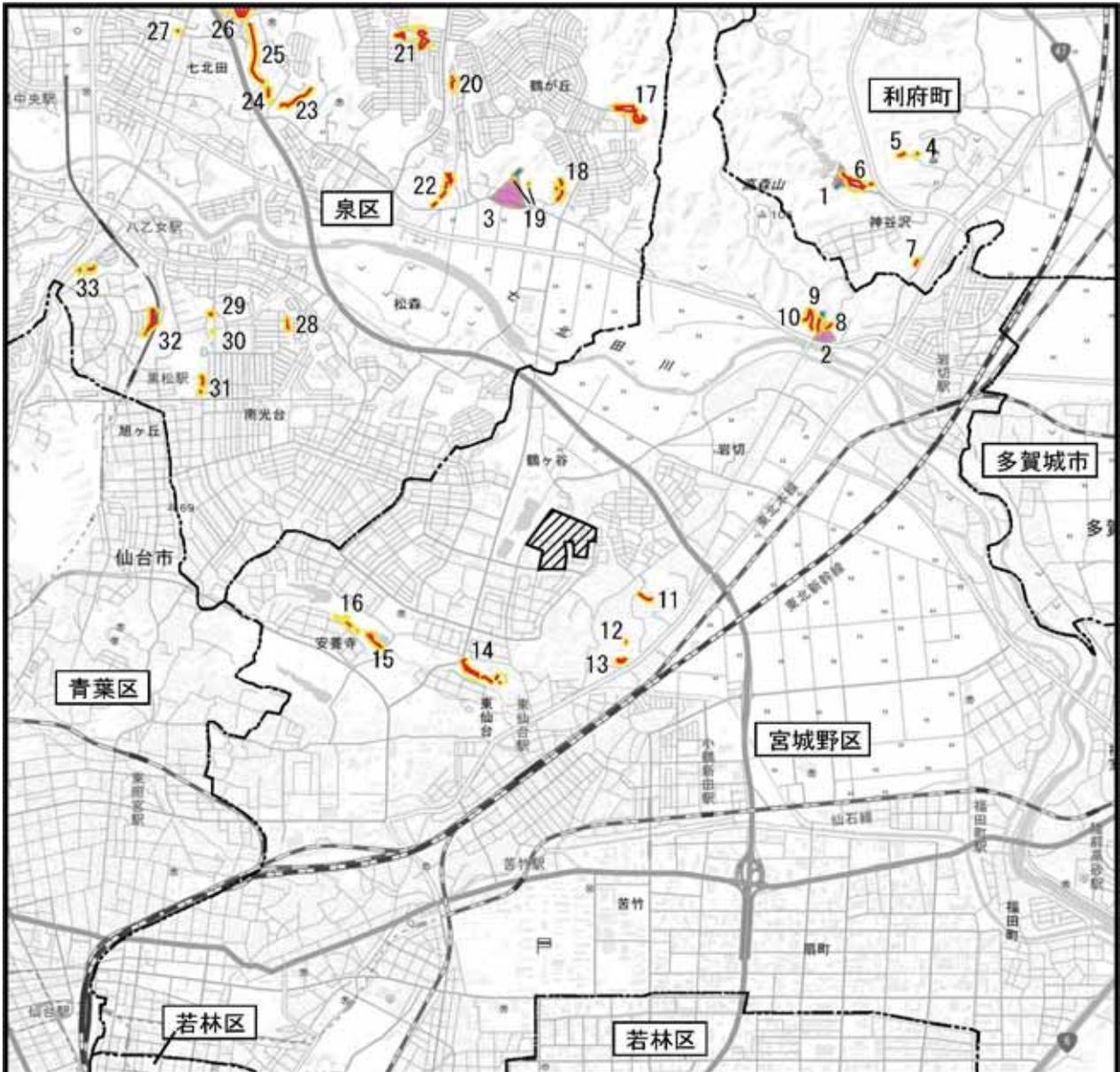
出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

表 3-9 災害防止に係る指定地域等（土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊））

No.※	箇所番号	箇所名	所在地	告示年月日	宮城県告示番号
4	I-自-1480	後沢の2	宮城郡利府町神谷沢、菅谷	H18.9.26	第1024号
5	I-自-1479	後沢の1	宮城郡利府町神谷沢、菅谷	H18.9.26	第1024号
6	I-自-1484	広畑	宮城郡利府町神谷沢字広畑	H19.11.6	第1036号
7	I-自-0458	金沢	宮城郡利府町神谷沢字金沢	H20.3.11	第235号
8	I-自-0387	入山の2	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
9	II-自-0892	岩切入山	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
10	I-自-1393	入山の3	仙台市宮城野区岩切字入山	H25.11.8	第926号
11	I-人-0216	燕沢	仙台市宮城野区燕沢東三丁目	H25.11.8	第926号
12	I-自-0307	小鶴の1	仙台市宮城野区小鶴一丁目	H25.11.8	第926号
13	I-自-1187	小鶴の2	仙台市宮城野区小鶴一丁目	H25.11.8	第926号
14	I-自-0305	東仙台	仙台市宮城野区燕沢、東仙台	H21.12.25	第1105号
15	I-自-0312	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺二丁目	H25.11.8	第926号
16	I-人-0228	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺二丁目	H25.11.8	第926号
17	I-自-1337	戌亥沢	仙台市泉区鶴が丘一丁目	H24.9.7	第678号
18	I-自-0323	内町の1	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第678号
19	I-自-0328	内町の2	仙台市泉区松森字内町	H24.9.7	第678号
20	I-自-1336	松陵一丁目の2	仙台市泉区松陵一丁目、鶴が丘二丁目	H24.9.7	第678号
21	I-自-0324	歩坂町	仙台市泉区松陵一丁目	H19.9.7	第874号
22	I-自-0322	鹿島	仙台市泉区松森字下町、鹿島、市名坂字本町	H24.9.7	第678号
23	I-自-0336	天神沢	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第678号
24	I-自-0339	本屋敷の2	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第678号
25	I-自-0338	本屋敷の1	仙台市泉区市名坂字天神沢一丁目	H24.9.7	第678号
26	I-自-0333	山の寺の1	仙台市泉区山の寺一丁目	H24.9.7	第678号
27	I-自-1334	町	仙台市泉区七北田字町	H24.9.7	第678号
28	I-自-0341	南光台	仙台市泉区南光台六丁目、松森字前ヶ沢	H24.9.7	第678号
29	I-自-0318	東黒松の3	仙台市泉区東黒松、七北田字八乙女	H24.9.7	第678号
30	I-自-0317	東黒松の2	仙台市泉区東黒松、南光台五丁目、七北田八乙女、松森不動	H24.9.7	第678号
31	I-人-0245	南光台の2	仙台市泉区旭丘堤一丁目、二丁目	H25.11.8	第926号
32	I-自-1188	黒松三丁目	仙台市泉区黒松三丁目	H24.9.7	第678号
33	I-自-0313	黒松	仙台市泉区黒松二丁目	H19.9.7	第874号

※：表中のNo.は、図 3-8 に対応している。

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>



凡例

: 計画地

----- : 市区町界

土石流 (図中番号: 1~3)

: 土砂災害特別警戒区域

: 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊 (図中番号: 4~33)

: 土砂災害特別警戒区域

: 土砂災害警戒区域

※: 図中の番号は表3-8~表3-9に対応する。

出典: 「宮城県砂防総合情報システム」(平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 3-8 土砂災害警戒区域図



S=1:50,000

0 1250 2500m

ウ 土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）

調査範囲の指定区域は、表 3-10 及び表 3-11 (1)～(3)並びに図 3-9 に示すとおりである。
計画地には、宮城県防災砂防課により公表されている土砂災害危険箇所は存在しない。

表 3-10 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（土石流危険渓流））

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地	備考
1	1-05-010	松森沢	仙台市泉区松森内町	
2	2-02-604	西台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
3	1-02-072	台屋敷の沢 3	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
4	1-02-071	台屋敷の沢 2	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
5	2-02-603	台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
6	1-02-070	台屋敷の沢 1	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
7	2-02-602	東台屋敷沢	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
8	3-23-310	北菅野沢	利府町神谷沢菅野沢	
9	3-23-311	東菅野沢	利府町神谷沢菅野沢	
10	3-23-312	北沢	利府町神谷沢北沢	
11	3-23-309	菅野沢	利府町神谷沢広畑	
12	3-23-313	菅野沢	利府町神谷沢北沢	
13	1-02-069	松森沢	仙台市宮城野区岩切入山	
14	2-02-601	入山沢	仙台市宮城野区岩切入山	

※：表中の No. は、図 3-9 に対応している。

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

表 3-11(1) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(1/3)

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地	備考
15	I-人-0451	泉中央三丁目の2	仙台市泉区泉中央3丁目	
16	I-人-0450	泉中央三丁目の1	仙台市泉区泉中央3丁目	
17	II-人-0022	白水沢	仙台市泉区将監1丁目	
18	I-自-1334	町	仙台市泉区七北田町	
19	I-人-0452	新道	仙台市泉区市名坂鳥井原	
20	I-自-0333	山の寺の1	仙台市泉区山の寺1丁目	
21	I-自-0338	本屋敷の1	仙台市泉区天神沢1丁目	
22	I-人-0266	天神沢の1	仙台市泉区天神沢1丁目	
23	I-人-0461	本田町の3	仙台市泉区本田町	
24	I-自-0339	本屋敷の2	仙台市泉区天神沢1丁目	
25	I-自-0336	天神沢	仙台市泉区天神沢1丁目	
26	I-人-0265	本田	仙台市泉区本田町	
27	I-人-0460	本田町の2	仙台市泉区本田町	
28	I-自-0324	歩坂町	仙台市泉区松陵1丁目	
29	I-人-0249	歩坂町	仙台市泉区松陵1丁目	
30	I-人-0466	松陵五丁目	仙台市泉区松陵5丁目	
31	I-自-1336	松陵一丁目の2	仙台市泉区松陵1丁目	
32	II-自-0602	松陵	仙台市泉区歩坂町	
33	I-人-0457	歩坂町の2	仙台市泉区松森鹿島	
34	I-自-1335	松陵一丁目の1	仙台市泉区松陵1丁目	
35	I-人-0462	鶴ヶ丘三丁目	仙台市泉区鶴が丘3丁目	
36	I-自-1337	戌亥沢	仙台市泉区鶴が丘1丁目	
37	I-自-0322	鹿島	仙台市泉区市名坂本町	
38	II-自-0600	松森内町	仙台市泉区松森下町	
39	I-自-0328	内町の2	仙台市泉区松森内町	
40	I-自-0323	内町の1	仙台市泉区松森内町	
41	II-自-0601	松森台	仙台市泉区松森台	
42	I-自-0381	台ヶ原	仙台市宮城野区岩切台地	
43	I-自-0382	入生沢	仙台市宮城野区岩切入生沢	
44	I-自-0383	台屋敷の1	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
45	I-自-0384	台屋敷の2	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
46	I-自-0385	台屋敷の3	仙台市宮城野区岩切台屋敷	
47	I-自-1393	入山の3	仙台市宮城野区岩切入山	
48	II-自-0892	岩切入山	仙台市宮城野区岩切入山	
49	I-自-0387	入山の2	仙台市宮城野区岩切入山	
50	I-自-0386	入山の1	仙台市宮城野区岩切入山	
51	I-人-0312	入山の2	仙台市宮城野区岩切入山	
52	I-人-0311	入山の1	仙台市宮城野区岩切入山	
53	I-自-1483	菅野沢の3	利府町神谷沢菅野沢	
54	I-自-1482	菅野沢の2	利府町神谷沢菅野沢	
55	I-自-1481	菅野沢の1	利府町神谷沢菅野沢	
56	III-自-0346	広畑	利府町神谷沢菅野沢	

※：表中のNo. は、図 3-9 に対応している。

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

表 3-11(2) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(2/3)

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地	備考
57	Ⅱ-自-1121	広田の 2	利府町神谷沢広畑	
58	I-自-1484	広畑	利府町神谷沢北沢	
59	Ⅱ-自-1120	広田の 1	利府町神谷沢北沢	
60	I-自-1480	後沢の 2	利府町神谷沢後沢	
61	I-自-1479	後沢の 1	利府町神谷沢後沢	
62	Ⅱ-自-1119	穴ヶ沢	利府町菅谷穴ヶ沢	
63	Ⅱ-自-1118	山苗代の 2	利府町神谷山苗代	
64	I-自-0458	金沢	利府町神谷沢金沢	
65	I-自-1485	化粧坂	利府町神谷沢化粧坂	
66	I-自-1392	大前	仙台市宮城野区岩切大前	
67	I-人-0250	堰場	仙台市泉区松森住吉	
68	I-人-0456	南光台東三丁目	仙台市泉区南光台東 3 丁目	
69	Ⅲ-自-0116	鶴ヶ谷北	仙台市宮城野区鶴ヶ谷北 2 丁目	
70	I-人-0455	南光台東一丁目	仙台市泉区南光台東 1 丁目	
71	I-自-1340	南光台の 2	仙台市泉区松森堤下	
72	I-自-0341	南光台	仙台市泉区南光台 6 丁目	
73	I-自-0318	東黒松の 3	仙台市泉区東黒松	
74	I-人-0405	東黒松の 2	仙台市泉区八乙女中央 5 丁目	
75	I-自-0333	真美沢	仙台市泉区八乙女中央 5 丁目	
76	I-自-0316	東黒松の 1	仙台市泉区東黒松	
77	I-自-0317	東黒松の 2	仙台市泉区東黒松	
78	I-人-0242	東黒松	仙台市泉区旭丘堤 2 丁目	
79	I-人-0245	南光台の 2	仙台市泉区旭丘堤 2 丁目	
80	I-自-1188	黒松三丁目	仙台市泉区黒松 3 丁目	
81	I-自-0314	旭ヶ丘堤	仙台市泉区旭丘堤 2 丁目	
82	I-自-0313	黒松	仙台市泉区八乙女中央 5 丁目	
83	I-人-0406	向原の 2	仙台市泉区上谷刈向原	
84	I-人-0236	向原	仙台市泉区上谷刈向原	
85	I-自-0284	北根黒松	仙台市青葉区北根黒松	
86	I-人-0148	北根	仙台市青葉区双葉ヶ丘 1 丁目	
87	I-自-0273	双葉ヶ丘の 1	仙台市青葉区双葉ヶ丘 1 丁目	
88	I-自-0277	北根の 1	仙台市青葉区北根 3 丁目	
89	I-自-1181	北根の 3	仙台市青葉区北根 3 丁目	
90	I-人-0404	旭ヶ丘の 5	仙台市泉区旭ヶ丘 2 丁目	
91	I-人-0120	旭ヶ丘の 1	仙台市泉区旭ヶ丘 2 丁目	
92	I-人-0424	旭ヶ丘の 6	仙台市青葉区台原森林公園	
93	I-自-0280	旭ヶ丘の 1	仙台市泉区旭ヶ丘 1 丁目	
94	I-自-0281	旭ヶ丘の 2	仙台市泉区旭ヶ丘 1 丁目	
95	I-自-0282	旭ヶ丘の 3	仙台市青葉区小松島 4 丁目	
96	I-人-0124	旭ヶ丘の 2	仙台市青葉区小松島 4 丁目	
97	I-人-0125	旭ヶ丘の 3	仙台市青葉区台原 5 丁目	
98	I-人-0112	台の原	仙台市青葉区台原 5 丁目	

※：表中の No. は、図 3-9 に対応している。

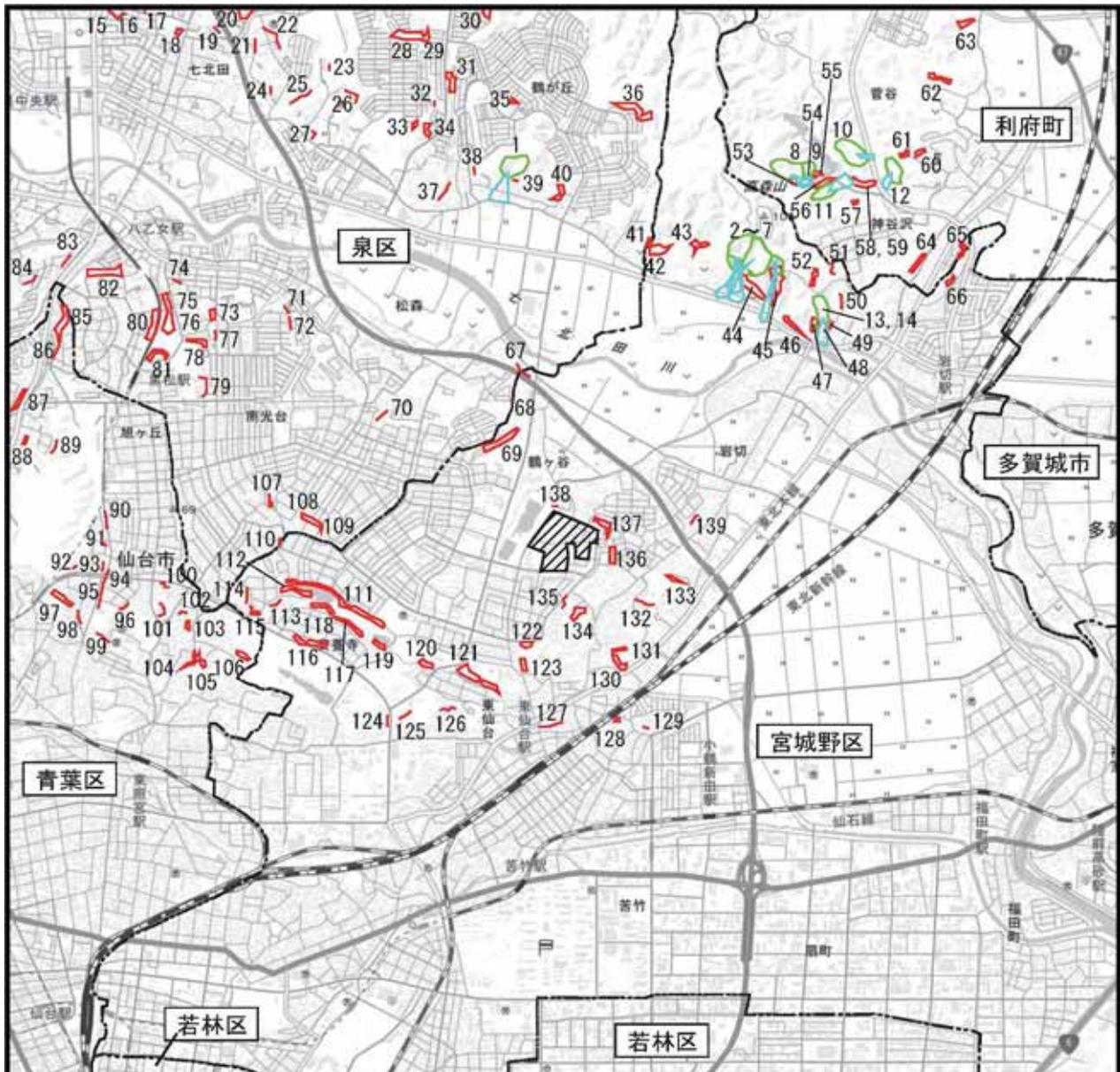
出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成 30 年 9 月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>

表 3-11(3) 災害防止に係る指定地域等（土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所））(3/3)

No. ※	箇所番号	箇所名	所在地	備考
99	I-自-0285	小松島の1	仙台市青葉区台原7丁目	
100	I-人-0126	旭ヶ丘の4	仙台市泉区旭ヶ丘1丁目	
101	I-自-1178	小松島の4	仙台市青葉区小松島4丁目	
102	I-人-0130	小松島	仙台市青葉区小松島4丁目	
103	I-自-0287	小松島の2	仙台市青葉区小松島4丁目	
104	I-自-1179	小松島の5	仙台市青葉区小松島2丁目	
105	I-自-0288	小松島の3	仙台市青葉区小松島2丁目	
106	II-人-0020	小松島新堤	仙台市青葉区小松島新堤	
107	I-人-0246	南光台の3	仙台市泉区南光台2丁目	
108	I-人-0453	南光台南二丁目の1	仙台市泉区南光台南2丁目	
109	I-人-0454	南光台南二丁目の2	仙台市泉区南光台南2丁目	
110	I-人-0244	南光台の1	仙台市泉区南光台1丁目	
111	I-自-0308	鶴ヶ谷	仙台市宮城野区安養寺2丁目	
112	I-自-0311	安養寺の2	仙台市宮城野区安養寺2丁目	
113	I-人-0231	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺1丁目	
114	I-人-0232	安養寺の4	仙台市宮城野区安養寺1丁目	
115	I-人-0233	安養寺の5	仙台市宮城野区安養寺1丁目	
116	I-人-0229	安養寺の2	仙台市宮城野区蟹沢	
117	I-人-0228	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺2丁目	
118	I-自-0310	安養寺の1	仙台市宮城野区安養寺2丁目	
119	I-自-0312	安養寺の3	仙台市宮城野区安養寺2丁目	
120	I-人-0220	鶴ヶ谷の4	仙台市宮城野区安養寺3丁目	
121	I-自-0305	東仙台	仙台市宮城野区東仙台7丁目	
122	I-人-0219	鶴ヶ谷の3	仙台市宮城野区燕沢2丁目	
123	I-自-0306	苗代沢	仙台市宮城野区燕沢2丁目	
124	I-自-1332	栢江	仙台市宮城野区栢江	
125	I-人-0444	東仙台の3	仙台市宮城野区東仙台6丁目	
126	I-人-0225	東仙台の2	仙台市宮城野区東仙台6丁目	
127	I-人-0223	東仙台の1	仙台市宮城野区東仙台1丁目	
128	I-自-1331	新田	仙台市宮城野区新田3丁目	
129	II-自-0594	新田三丁目	仙台市宮城野区新田3丁目	
130	I-自-1187	小鶴の2	仙台市宮城野区小鶴1丁目	
131	I-自-0307	小鶴の1	仙台市宮城野区小鶴1丁目	
132	I-人-0216	燕沢	仙台市宮城野区燕沢東3丁目	
133	I-人-0441	燕沢東三丁目	仙台市宮城野区燕沢東3丁目	
134	I-自-1330	燕沢三丁目	仙台市宮城野区燕沢3丁目	
135	I-人-0218	鶴ヶ谷の2	仙台市宮城野区燕沢3丁目	
136	I-人-0217	鶴ヶ谷の1	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目	
137	I-人-0442	鶴ヶ谷東二丁目	仙台市宮城野区鶴ヶ谷6丁目	
138	I-人-0443	鶴ヶ谷東六丁目	仙台市宮城野区鶴ヶ谷坂下	
139	I-自-1394	岩切二丁目	仙台市宮城野区岩切2丁目	

※：表中のNo.は、図3-9に対応している。

出典：「土砂災害危険箇所図公表システム」（平成30年9月 宮城県）<http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 土石流危険箇所(図中番号: 1~14)
-  : 急傾斜地危険箇所(図中番号: 15~139)

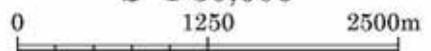
※: 図中の番号は表3-10~表3-11に対応する。

出典: 「宮城県砂防総合情報システム」(平成30年9月 宮城県) <http://www.doshasaigai.pref.miyagi.jp/midski/>

図 3-9 土砂災害危険箇所図



S=1:50,000



3.3. 植物

(1) 植物相及び注目すべき種の状況

ア 植物相

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）によれば、仙台市は海岸から奥羽脊梁山脈まで市域が広がっており、仙台市で最も標高の高い船形山（標高 1500.2m）の山頂付近ではキンロバイ、ウスユキソウ、コケモモなどの高山から亜高山帯の植物、沿岸部ではアカガシ、シロダモなどの暖地系の植物が生育している等、植物相が多様である。また、丘陵地帯は暖温帯と冷温帯の間に位置する中間地帯と呼ばれる領域で、しかもその領域が広い面積を占めることが特徴である。この領域ではモミ-イヌブナ林の発達がみられ、暖地系の植物、寒地系の植物の両方が見られる等、植物相は非常に多様である。

イ 注目すべき植物種

調査範囲内における注目すべき植物種は、表 3-12 に示す基準により選定した。なお、「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）において「保全上重要な種」に挙げられている種は、計画地が「市街地地域」に位置していることから、該当する地域区分である「市街地地域」における減少種を「注目すべき植物種」として抽出した（表 3-13 参照）。

調査範囲における注目すべき植物種は、表 3-14 に示すとおりである。

表 3-12 注目すべき種の選定基準

判断基準		番号・記号	説明	
仙台市における保全上重要な種の区分	学術上重要種	1	仙台市において、もともと稀産あるいは希少である種。あるいは生息地・生育地がごく限られている種。	
		2	仙台市周辺地域が分布の北限、南限等の分布限界となっている種。	
		3	仙台市が模式産地（タイプロカリティー）となっている種	
		4	1、2、3 には該当しないが、各分類群において、注目に値すると考えられる種（継続的に観察・研究されている個体群が存在する種など）。	
	注目種	減少種	EX	絶滅。過去に仙台市に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、仙台市では既に絶滅したと考えられる種。
			EW	野生絶滅。過去に仙台市に生息していたことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、野生ではすでに絶滅したと考えられる種。
			A	現在ほとんど見ることができない。あるいは近い将来ほとんど見ることができなくなるおそれのある種。
			B	減少が著しい。あるいは近い将来著しい減少のおそれがある種。
			C	減少している。あるいは近い将来減少のおそれがある種。
			+	普通に見られる。あるいは近い将来減少のおそれがある種。
			/	もともと生息・生育しない可能性が非常に大きい。
	環境指標種		○	本市の各環境分類における環境を指標する種。（ビオトープやミティゲーションにおける計画・評価のための指標）
	レッドデータ等	国 RL（「環境省レッドリスト 2018」(平成 30 年 環境省) 掲載種)	EX	絶滅
EW			野生絶滅	
CR+EN			絶滅危惧 I 類	
CR			絶滅危惧 I A 類	
EN			絶滅危惧 I B 類	
VU			絶滅危惧 II 類	
NT			準絶滅危惧	
DD			情報不足	
LP			絶滅のおそれのある地域個体群	
県 RL（「宮城県レッドリスト 2016」(平成 28 年 宮城県) 掲載種)		EX	絶滅	
		EW	野生絶滅	
		CR+EN	絶滅危惧 I 類	
		VU	絶滅危惧 II 類	
		NT	準絶滅危惧	
		DD	情報不足	
天記、種保存法		要	要注目種	
		特天	『文化財保護法』（昭和 25 年法律第 214 号）における特別天然記念物	
		天	『文化財保護法』（昭和 25 年法律第 214 号）における天然記念物	
		国内	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成 4 年法律第 75 号）における国内希少野生動植物	
		国際	『絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）』（平成 4 年法律第 75 号）における国際希少野生動植物	

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）

表 3-13 減少種の地域区分

番号	地域区分	
1	山地地域	
2	西部丘陵地・田園地域	
3	市街地地域	
4	東部田園地域	
5	海浜地域（後背の樹林帯も含む）	

※：計画地は、「3 市街地地域」に該当する。

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）
 「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

表 3-14 注目すべき植物種

No.	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等				
			学術上重要種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法		
				山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜	
1	イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	1, 2			B	C	C						
2	ヒメシダ	ヒメワラビ	2			B	B	B						
3	サンショウモ	サンショウモ	1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	NT			
4	ヤナギ	ネコヤナギ	4			C	C							
5	ブナ	アカガシ	2			C	C	C	C	○				
6		シラカシ	2			C	C	C	/	○				
7		ウラジログシ	2			C	C	C	/					
8	ニレ	エノキ	4			B	B	B						
9		ケヤキ		C	C	B	B		○					
10	イラクサ	トキホコリ	1			B	B			VU	VU			
11	クルミ	オニグルミ				B	B	B	○					
12	タデ	ミゾソバ				C	B	C	○					
13	スイレン	オニバス	1	EX	EX	EX	EX	EX		VU	EX			
14	ツバキ	ヤブツバキ				B	B	B	B	○				
15	アブラナ	ナズナ				B	B	B		○				
16	ユキノシタ	ユキノシタ				B	B							
17	マメ	タヌキマメ		EX	EX	EX	EX	EX			CR+EN			
18	ミズキ	アオキ				C	C	C	C	○				
19	ツツジ	ヤマツツジ				C	C		C	○				
20	ゴマノハグサ	イヌノフグリ	1				B				VU	VU		
21		カワヂシャ	1				B	B			NT	NT		
22	タヌキモ	フサタヌキモ	1	EX	EX	EX	EX	EX		EN	EX			
23	キク	フジバカマ				C	C				NT			
24		ノニガナ					C					NT		
25		カワラニガナ					B				NT	VU		
26		アオヤギバナ					B					VU		
27		エゾタンポポ					C	B	B	C	○			
28	ユリ	ヤマラッキョウ					B					VU		
29		カタクリ				B	B	B						
30		ニッコウキスゲ				B	B	B						
31	キンバイザサ	コキンバイザサ	1, 2	EX	EX	EX	EX	EX			EX			
32	アヤメ	ヒメシャガ				B	B			○	NT	NT		
33	イネ	ヒナザサ				B	B				NT	VU		
34		カゼクサ				B	C	C		○				
35		ウキガヤ					C	C				NT		
36		オギ				C	C	C	C	○				
37		ヨシ				C	C	C	C	○				
38		ツルヨシ				C	C	C		○				
39		シバ				B	B	B		○				
40		ガマ	ヒメガマ				C	C	C					
41	ガマ					C	C	C		○				
42	ラン	セッコク	1	EX	EX	EX	EX	EX			CR+EN			
43		ヤマトキソウ				A	A				CR+EN			
25 科		43 種	15	7	36	43	30	15	18	10	17	0		

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」（平成 29 年 10 月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

(2) 植生及び保全上重要な植物の生育地の状況

ア 植生

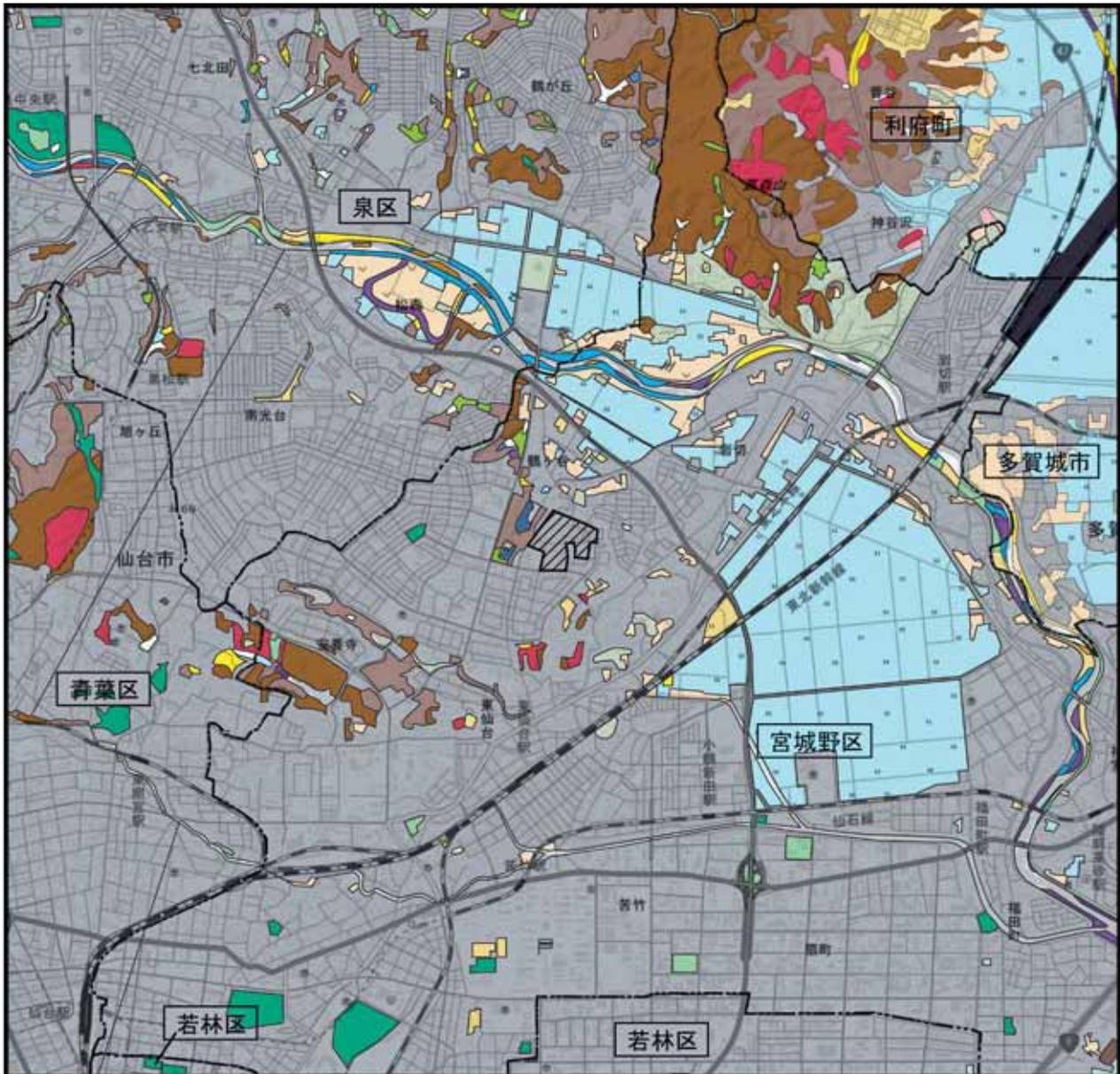
調査範囲の現存植生図は、図 3-10 に示すとおりである。

計画地の植生は主に市街地である。計画地の西側にはクリ-コナラ群集及び植生自然の高い植生であるヒルムシロクラスが分布している。また、七北田川沿いにはヤナギ低木群落、ヨシクラス等の植生自然度の高い植生がみられる（表 3-15 及び図 3-11 参照）。なお、「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年 3 月 仙台市）では、環境省の植生自然度が 9 及び 10（自然植生）に該当する植生を「自然性の高い植生」として位置づけている。

表 3-15 植生自然度区分基準

植生自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリ-ミズナラ群落、クスギ-コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑畑、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成 28 年 3 月 仙台市）



凡例

- : 計画地
- : 市区町界

仙台市

- ヤナギ低木群落 (IV)
- アカマツ群落 (V)
- 落葉広葉低木群落
- ススキ群団 (V)
- クリーコナラ群集
- アズマネザサ群落
- ヨシクラス
- ヒルムシロクラス
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- ゴルフ場・芝地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 造成地
- 開放水域
- 自然裸地

仙台市以外 (利府町・多賀城市)

- フナクラス域自然植生
- ヤナギ低木群落 (IV)
- フナクラス域代償植生
- アカマツ群落 (V)
- ススキ群団 (V)
- 伐採跡地群落 (V)
- ヤブツバキクラス域代償植生
- クリーコナラ群集
- クズ群落
- 河田・瀧原・塩沼地・砂丘植生
- ヨシクラス
- 植林地・耕作地植生
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林
- ゴルフ場・芝地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落

- その他
- 市街地
 - 緑の多い住宅地
 - 工場地帯
 - 造成地
 - 開放水域
 - 自然裸地

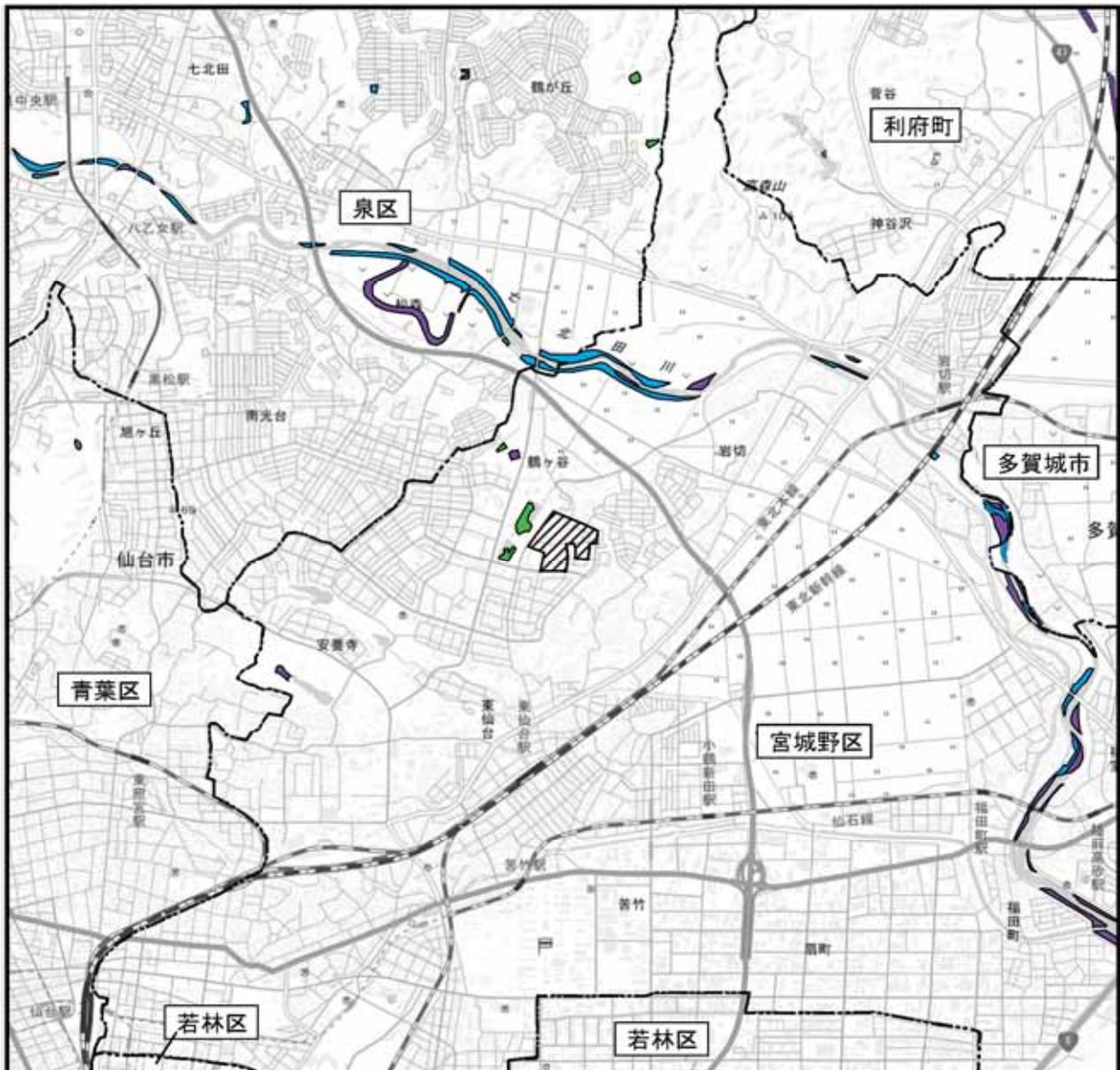
出典: 「平成27年度 仙台市現存植生図」(平成30年8月閲覧 仙台市) <https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/shizen/petto/tayose/kisochosa/index.html>
「生物多様性センター 植生調査(植生自然度調査)」(平成30年8月閲覧 環境省) https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText

図 3-10 現存植生図



S=1:50,000

0 1250 2500m



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

植生自然度個別値 : 10

 ヨシクラス

 ヒルムシロクラス

植生自然度個別値 : 9

 ヤナギ低木群落 (IV)

出典: 「平成27年度 仙台市現存植生図」 (平成30年8月閲覧 仙台市)

<https://www.city.sendai.jp/kankyochose/kurashi/shizen/petto/tayose/kisochosa/index.html>

「生物多様性センター 植生調査(植生自然度調査)」 (平成30年8月閲覧 環境省)

https://www.biodic.go.jp/kiso/vg/vg_kiso.html#mainText

図 3-11 自然性の高い植生



S=1:50,000

0 1250 2500m

イ 保全上重要な植物の生育地

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)では、表 3-16 に示す選定基準により植物生育地として重要な地域を選定している。調査範囲では、表 3-17 及び図 3-12 に示す植物生育地として重要な地域が存在している。

「宮城県のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」(平成 28 年 3 月 宮城県)によれば、調査範囲には希少な植物群落が存在しない。

表 3-16 重要な地域の選定基準

番号	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域(動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など)
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域(里地里山・居久根等)
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域(山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等)
9	海岸や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

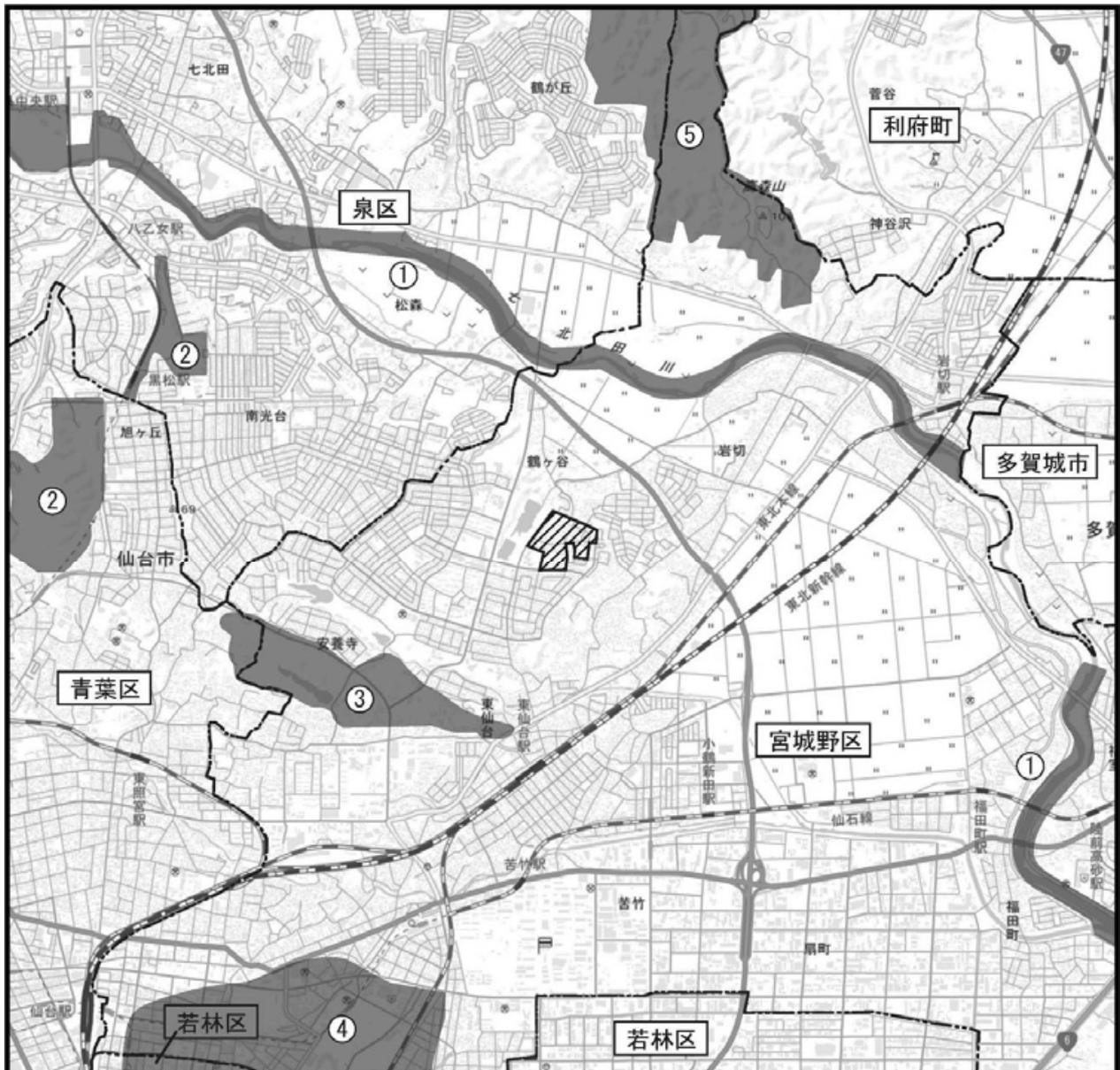
出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)

表 3-17 植物の重要な生育地

No.※	件名	備考	判断理由
①	七北田川下流域の河畔植生	ヨシ群落自然植生度 10 のヨシクラスを主体とする河畔植生で、防災・減災対策と整合性のある保全・保護対策が必要。市民の憩いの場として極めて貴重。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	8, 9
②	台原森林公園・真美沢公園の里地・里山植生	市街地の内部に残された、まとまりのある緑地、里地・里山植生。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールド、市街地にも近く、市街地の内部のとび石型生態系回廊(生態系コリドー)として重要。	7, 8
③	与兵衛沼周辺の里地・里山植生	市街地の内部に残された、まとまりのある緑地・里地・里山植生。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールド、市街地にも近く、市街地の内部のとび石型生態系回廊(生態系コリドー)として重要。	7, 8
④	榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地	市街地内部に残された、段丘に沿った緑地と社寺林景観からなるまとまりのある緑地として重要。	7, 8
⑤	県民の森	県民の森緑地環境保全地域。仙台市北東部で市街地に隣接する緑地、公園。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。	5, 6, 7

※：表中の No. は、図 3-12 に対応する。

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)

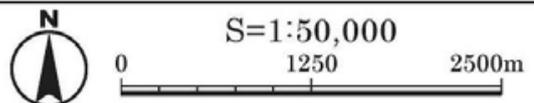


凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 植物の重要な生育地(図中番号:①~⑤)

※：図中の番号は表3-17に対応する。
 出典：「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成29年3月 仙台市）

図 3-12 保全上重要な植物の生育地



(3) 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における仙台市の「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」等の指定状況は、表 3-18 及び表 3-19 並びに図 3-13 に示すとおりである。計画地に最も近い位置にある保存緑地は南東約 300m にある案内沢北地区、保存樹木は北約 300m に位置する志賀神社所有のイチイである。なお、「保存樹林」の指定は無い。

また、多賀城市では保存樹木を指定し樹木の保全に努めており、その保存樹木の指定状況は表 3-20 及び図 3-13 に示すとおりである。

表 3-18 仙台市の保存緑地の指定状況

No.※	名称	面積(ha)
1	仙岳院	0.69
2	東照宮	3.73
3	瞑想の森	4.18
4	小松島二丁目	0.63
5	奥津森	0.51
6	与兵衛沼	24.89
7	木皿山	5.76
8	安養寺	4.48
9	ラ・サールホーム	0.35
10	西山	2.40
11	善応寺	2.93
12	大拙庵	0.44
13	案内沢北	0.81

※：表中の No. は、図 3-13 に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

表 3-19 仙台市の保存樹木の指定状況

No.※	所有者	樹種	推定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
14	仙台市	アカマツ	200	11.0	2.8
15	東北医科薬科大学	クロマツ	620	18.6	3.4
16	五城中学校	イロハモミジ	300	12.5	2.6
17	仙岳院	クロマツ	310	3.5	1.1
18	宮城県対がん協会	ケヤキ	200	19.0	3.3
19	個人所有	ソメイヨシノ	100	12.0	2.1
20	東六番丁小学校	ヒガンザクラ	300	11.0	4.6
21	孝勝寺	クロマツ	310	20.0	2.6
22	仙台市	サイカチ	200	15.5	4.6
23	榴岡天満宮	シラカシ	300	13.0	3.1
24	仙台市	シダレザクラ	280	20.0	2.5
25	千手観音堂	イチョウ	200	24.6	3.3
26	宮城野中学校	チョウセンゴヨウマツ	67	14.5	1.5
27	稲船神社	モミジ	200	18.0	2.7
28	個人所有	イチョウ	1200	32.0	7.9
29	宮城野八幡神社	ケヤキ	200	33.0	4.0
30	善應寺	キンモクセイ	260	7.8	1.2
31	善應寺	シラカシ	250	13.0	3.2
32	大山祇神社	イチョウ	250	26.0	3.9
33	志賀神社	イチイ	600	16.5	株立
34	七北田小学校	アカマツ	250	5.5	1.6

※：表中のNo.は、図 3-13 に対応する。

出典：「杜の都の名木・古木（平成 29 年 3 月 仙台市）」

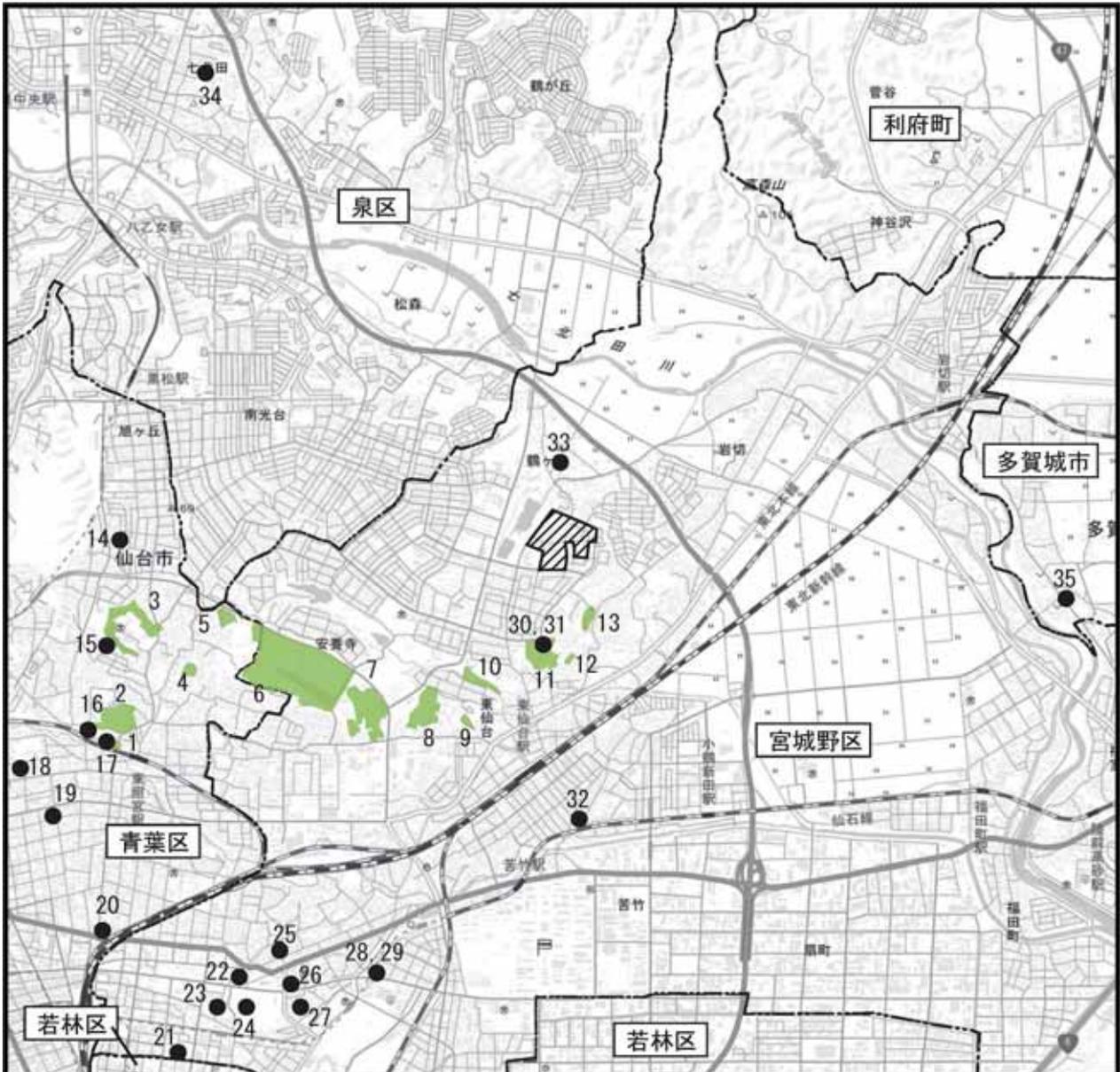
表 3-20 多賀城市の保存樹木の指定状況

No.※	所有者	樹種	推定樹齡 (年)	樹高 (m)	幹周 (m)
35	個人所有	ヒイラギ	220	8.2	1.3

※：表中のNo.は、図 3-13 に対応する。

出典：「保存樹木」（平成 29 年 3 月 多賀城市）」

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 保存緑地 (図中番号: 1~13)
-  : 保存樹木 (図中番号: 14~35)

※: 図中の番号は表3-18~表3-20に対応する。

出典: 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月現在 仙台市)

「社の都の名木・古木」(平成29年3月 仙台市)

「保存樹木」(平成29年3月 多賀城市)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/kanri/kurashi/kankyo/kankyo/hozonjumoku/index.html>

図 3-13 保存樹木等位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

3.4. 動物

(1) 動物相及び注目すべき種の状況

ア 動物相

「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）によれば、調査範囲である市街地や田園地域では、「人の生活空間の拡大や各種開発事業により、動物の良好な生息環境が減少しているが、公園や残された緑地等が、タヌキ、イタチ、カワセミ、アオダイショウ、ミヤマクワガタなど多くの動物にとって貴重な生息場所となっており、これらの緑地を保全するとともに、周囲の丘陵地、田園地域との連続性に配慮した緑の創出を進める必要がある。」としている。

イ 注目すべき動物種

調査範囲内における注目すべき動物種は、前掲表 3-12 に示す基準により選定した。なお、「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」（平成 29 年 3 月 仙台市）において「保全上重要な種」に挙げられている種は、計画地が「市街地地域」に位置していることから、該当する地域区分である「市街地地域」における減少種を「注目すべき動物種」として抽出した（前掲表 3-13 参照）。

調査範囲における注目すべき動物種数は表 3-21、分類ごとの注目すべき動物種は表 3-22～表 3-27 に示すとおりである。

表 3-21 注目すべき動物種数

項目	目数	科数	種数	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等		
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園				
哺乳類	4	6	9	5	8	9	9	5	4	9	1	2	0
鳥類	13	27	64	44	36	57	64	53	44	40	20	24	4
両生類	2	6	11	1	11	11	11	10	11	8	4	5	0
爬虫類	1	5	8	2	5	7	8	6	3	6	0	1	0
魚類	8	10	15	10	12	14	15	15	14	10	13	10	0
昆虫類	5	18	26	19	5	20	26	15	3	11	11	17	0
合計	33	72	133	81	77	118	133	104	79	84	49	59	4

※1：国 RL：「環境省レッドリスト 2018」（平成 30 年 環境省）掲載種

県 RL：「宮城県レッドリスト 2016」（平成 28 年 宮城県）掲載種

天記：「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）

種保存法：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」（平成 4 年法律第 75 号）

※2：減少種の地域区分については、表 3-13 を参照。

表 3-22 注目すべき動物種【哺乳類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	ホンシュウジネズミ		+	C	B	C		○				
2	コウモリ (翼手)	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	1	C	C	C			○				
3			モモジロコウモリ	1,4	C	C	C			○				
4			ヤマコウモリ	1,4	C	C	C	C	C	○	VU	VU		
5			ヒナコウモリ	1,4	C	C	C		C	○		VU		
6	ネズミ(齧歯)	リス	ムササビ	1,4		C	C			○				
7			ネズミ	ハタネズミ		+	C	C	C	C	○			
8				ヒメネズミ		+	+	+	/		○			
9	ネコ(食肉)	イタチ	イタチ		C	C	C	C	C	○				
	4目	6科	9種	5	8	9	9	5	4	9	1	2	0	

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」（平成 29 年 10 月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

表 3-23(1) 注目すべき動物種【鳥類】(1/2)

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等				
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法		
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜	
1	カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ			C	B	C	C	○					
2	コウノトリ	サギ	サンカノゴイ	1		B	A	B	B		EN	NT			
3			ヨシゴイ	1,4		C	B	C	C	○	NT	NT			
4			アマサギ	4			A	+			○				
5			チュウサギ	1,2,4			C	A	C	C		NT			
6			コサギ				C	B	+	+	○				
7			カモ	カモ	マガン	1,4			A	B	B		NT		天記
8	オシドリ	1,4			+	C	B				DD				
9	タカ	タカ	オジロワシ	1,2,4		B	B	B	B		VU	VU	天記, 国内, 国際		
10			オオタカ	1,4	C	C	B	B	C	○	NT	NT			
11			ツミ	1,4	C	C	C	C	C			DD			
12			ハイタカ	1,4	C	C	C	C	C		NT	NT			
13			ノスリ			+	C	C	C		○				
14			サシバ	1,4	C	C	A	C	C		VU	VU			
15			チュウヒ	1,4			C	B	C	C	○	EN	NT		
16			ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ	1,4	C	B	B	B	B		VU	NT	国内, 国際
17					チョウゲンボウ	1,4		C	B	C	B				
18					チゴハヤブサ					B	B			要	
19	キジ	キジ	ウズラ	1,4	A	A	A	A	A		VU	CR+EN			
20	ツル	クイナ	クイナ	1,4		C	A	B	B			要			
21			ヒクイナ	1,4		C	B	B	B		NT	CR+EN			

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」（平成 29 年 10 月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

表 3-23(2) 注目すべき動物種【鳥類】(2/2)

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種						レッドデータ等				
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
22	ツル	クイナ	バン	1,4		C	B	C	C	○				
23	チドリ	チドリ	イカルチドリ	1,4	C	C	B	B		○				
24		シギ	オオジシギ	1,4	B	B	A	B	B		NT	NT		
25		カモメ	コアジサシ	1,2,4			A	B	B		VU	VU	国際	
26	カッコウ	カッコウ	カッコウ	1,4	C	C	B	C	C	○				
27			ホトトギス	1,4	+	+	C	C	C	○				
28	フクロウ	フクロウ	コミミズク	1		B	A	B	B	○			要	
29			オオコノハズク	1	C	C	C	B	B				要	
30			アオバズク	1		C	B	B	B	○			VU	
31			フクロウ	1	C	C	B	B	C	○				
32	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	1,4	+	C	B			○	NT	NT		
33	ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ	1,4			B			○			要	
34			カワセミ	1,4		C	C	C	C	○				
35	キツツキ	キツツキ	アオゲラ		+	C	B	C	C	○				
36			アカゲラ		+	C	B	C	C					
37	スズメ	ヒバリ	ヒバリ			C	B	C	C	○				
38			ツバメ	ツバメ			C	C	C	C	○			
39	スズメ	セキレイ	キセキレイ	1,4	+	C	C	C	C	○				
40			セグロセキレイ	4	C	C	C	C	C	○				
41		サンショウクイ	サンショウクイ		C	C	B	C	C		VU	VU		
42		モズ	チゴモズ	1,4		B	B	B			CR	CR+EN		
43			モズ	1	+	C	B	C	C	○				
44			アカモズ	1,4		B	B	B	B		EN	CR+EN		
45		カワガラス	カワガラス		+	C	B				○			
46		ツグミ	コルリ	1,4	+	C	B	C	C	○				
47			ルリビタキ		+	C	C	C	C					
48			トラツグミ		+	C	B	C	C	○				
49			クロツグミ	1,4	+	C	B	C	C	○				
50			シロハラ		+	C	B				○			
51		ウグイス	ウグイス	1,4	+	+	C	C	C	C	○			
52			コヨシキリ	1,4		C	A	C	C	○				
53	オオヨシキリ		1,4		C	B	C	C	○					
54	センダイムシクイ			+	C	B				○				
55	セッカ		1,4		C	B	C	C	○					
56	ヒタキ	キビタキ		+	C	B				○				
57		オオルリ	1,4	+	C	C	C	C	○					
58		コサメビタキ					B			○				
59	カササギヒタキ	サンコウチョウ	1		C	B				○				
60	ゴジュウカラ	ゴジュウカラ		+		B				○				
61	ホオジロ	ホオジロ		+	+	B	C	C	○					
62		ホオアカ		B	C	A	C	B	○					
63		ノジコ	1,4	C	C	C	B				NT	要		
64		アオジ		C	C	C	C	C	C					
	13 目	27 科	64 種	44	36	57	64	53	44	40	20	24	4	

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」（平成 29 年 10 月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

表 3-24 注目すべき動物種【両生類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等		
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法
					山地	地・田園 西部丘陵	市街地	東部田園	海浜				
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ	4	+	C	B	/	/	○	NT	NT	
2			クロサンショウウオ		+	C	A	/	/	○	NT	LP	
3		イモリ	アカハライモリ		+	C	A	C	/	○	NT	LP	
4	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル		+	C	B	C	/				
5			アマガエル	ニホンアマガエル		+	+	+	+	+	○		
6		アカガエル	タゴガエル		+	C	A	/	/				
7			ニホンアカガエル		+	+	A	C	/				
8			トウキョウダルマガエル		C	C	A	C	/	○	NT	NT	
9		アオガエル	ツチガエル		+	C	A		/	○		NT	
10			シュレーゲルアオガエル		+	+	B	C	/	○			
11			カジカガエル		+	+	B	/	/	○			
	2目	6科	11種	1	11	11	11	10	11	8	4	5	0

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」（平成29年10月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

表 3-25 注目すべき動物種【爬虫類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国RL	県RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園 西部丘陵	市街地	東部田園	海浜					
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	1		C	A			○				
2			カナヘビ		+	+	C	C		○				
3			タカチホヘビ	タカチホヘビ	1			A					DD	
4			ナミヘビ	アオダイショウ		+	+	B	C	C	○			
5				ジムグリ		+	+	B	C	C	○			
6				ヒバカリ		C	C	C	C	B	○			
7			クサリヘビ	ヤマカガシ			+	A	C		○			
8				ニホンマムシ		C	C	A	C					
	1目	5科	8種	2	5	7	8	6	3	6	0	1	0	

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成29年度生物リスト」（平成29年10月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

表 3-26 注目すべき動物種【魚類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類	1	C	B	C	C	/		VU	NT		
2	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ	1		B	B	C	C	○	EN	NT		
3	コイ	コイ	キンブナ		+	+	C	C			VU	NT		
4			タナゴ		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
5			アカヒレタビラ		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
6			ゼニタナゴ		EW	EW	EW	EW	EW		CR	CR+EN		
7			ウグイ			+	+	+	+	+	○			
8			ドジョウ	ホトケドジョウ	1	+	+	C	C	/	○	EN	NT	
9			ナマズ	ギギ	ギバチ	1		+	+	C	/		VU	NT
10	サケ	アユ	アユ		/	+	+	+	C	○				
11		サケ	サクラマス	1	+		C	C	C	○	NT	NT		
12		サケ	サクラマス (ヤマメ)		+	+	+	+	/	○	NT			
13	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	1		A	A	C	C	○	VU	NT		
14	カサゴ	カジカ	カジカ		+	+	B	/	/	○	NT			
15	スズキ	ハゼ	スミウキゴリ	1	/	/	+	+	+		LP			
	8 目	10 科	15 種	10	12	14	15	15	14	10	13	10	0	

※1：種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」（平成 29 年 10 月 河川環境データベース 国土交通省）に準拠した。

※2：表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

表 3-27 注目すべき動物種【昆虫類】

No.	目名	科名	種名	仙台市における保全上重要な種							レッドデータ等			
				学術上重要な種	減少種					環境指標種	国 RL	県 RL	天記・種保存法	
					山地	地・田園	西部丘陵	市街地	東部田園					海浜
1	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	ヒヌマイトトンボ	1, 2	EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
2		サナエトンボ	ウチワヤンマ	1		C	B	C						
3			ナゴヤサナエ	1, 2			C				VU	CR+EN		
4		トンボ	ハッチョウトンボ	1		B	A			○		VU		
5			キトンボ	1		A	A					VU		
6			ヒメアカネ	1		B	A					CR+EN		
7	バッタ(直翅)	マツムシ	スズムシ	1		B	A	B						
8		バッタ	カワラバッタ	1			B	B		○		NT		
9	カメムシ	セミ	エゾゼミ			+	B			○				
10	(半翅)	コオイムシ	コオイムシ	1		B	A	A			NT	NT		
11			タガメ	1		B	A	A		○	VU	CR+EN		
12	チョウ(鱗翅)	シジミチョウ	クロシジミ	1		A	A				EN	CR+EN		
13		タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン		EX	EX	EX	EX	EX		CR	EX		
14			ジャノメチョウ			C	C	C		○				
15			オオムラサキ	1		C	B	B		○	NT			
16		アゲハチョウ	アオスジアゲハ	4			+	+		○				
17			ヒメギフチョウ本州亜種	1	C	B	B			○	NT	NT		
18		シロチョウ	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種		EX	EX	EX	EX	EX		EN	CR+EN		
19		ドクガ	フタホシドクガ	1				C				NT		
20		ヤガ	コシロシタバ	1	A			A			NT	VU		
21		コウチュウ(鞘翅)	ハンミョウ	ナミハンミョウ			B	B						
22	ゲンゴロウ		ゲンゴロウ	1			B	B			VU	NT		
23	クワガタムシ		ミヤマクワガタ			C	B			○				
24			ノコギリクワガタ			C	C	C		○				
25	タマムシ		タマムシ	1, 2		B	A	A				NT		
26	ホタル		ゲンジボタル	1		C	B	C		○		NT		
		5目	18科	26種	19	5	20	26	15	3	11	11	17	0

※1: 種名は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年度生物リスト」(平成 29 年 10 月 河川環境データベース 国土交通省)に準拠した。

※2: 表中の番号・記号は、表 3-12 に対応する。

(2) 動物生息地として重要な地域

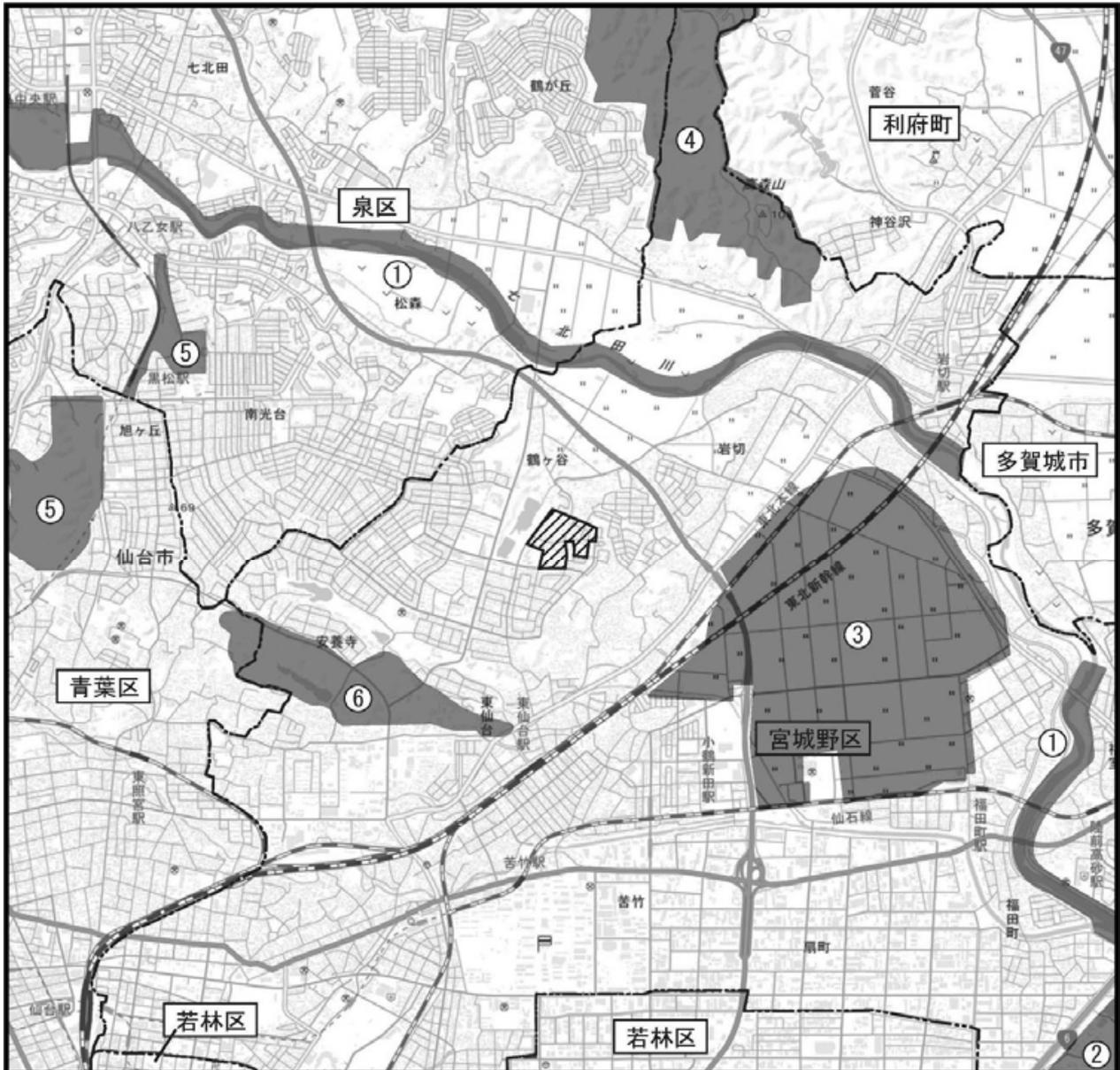
「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)では、表 3-16 に示す選定基準により動物生息地として重要な地域を選定している。調査範囲では、表 3-28 及び 図 3-14 に示す動物生息地として重要な地域が存在している。

表 3-28 動物の重要な生息地

No.※	件名	備考	判断理由
①	七北田川 (中流域～河口)	野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。川に接する地域の環境変化が著しく、動物の生息環境・移動経路としての重要性がとて大きくなってきている。河川周辺のヨシ原はオオセッカ等希少な鳥類が生息する重要な自然になっている。環境省の東北地方太平洋沿岸地域重要自然マップの重点エリアに含まれる。	2、8
②	低地の水田地帯	野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。セッカの繁殖、ホオアカの繁殖、四郎丸地区はメダカの生息地。居久根は低地における鳥類の生息地及び移動のための中継地として重要。	1、7、8
③	福田町の田園	市街地の内部に残されたまとまった広がり確保された田園生態系として重要。環境学習のフィールドとして重要。かつてはマガン、その他水鳥の渡来地としての利用もあった。	5、7
④	県民の森	市街地の北部に位置する緑地・公園である。鳥類の中継地、昆虫類の生息地、環境学習のフィールドとして重要である。	6、7
⑤	台原森林公園 真美沢公園	市街地の内部に残された、まとまりのある緑地、里地・里山植生であり、野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要である。	1、6、7、8
⑥	与兵衛沼公園	市街地の内部に残された、まとまりのある緑地、里地・里山植生であり、野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要である。	1、6、7

※：表中の No. は、図 3-14 に対応する。

出典：「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成 29 年 3 月 仙台市)



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 動物の重要な生息地(図中番号:①~⑥)

※: 図中の番号は表3-28に対応する。

出典: 「平成28年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」(平成29年3月、仙台市)

図 3-14 動物生息地として重要な地域



S=1:50,000

0 1250 2500m

3.5. 景観

ア 自然的景観資源及び歴史的景観資源の状況

調査範囲における主要な自然的景観資源及び歴史的景観資源は表 3-29、景観資源位置図は図 3-15 に示すとおりである。

調査範囲における自然的景観資源は 16 箇所、歴史的景観資源は 9 箇所ある。

表 3-29 調査範囲における景観資源

【自然的景観資源】

No.※	名称	文献				
		①	②	③	④	⑤
1	愛宕上杉通「イチョウ並木」	○				
2	小松島公園周辺	○				
3	台原森林公園	○				○
4	台原緑地	○				
5	とちのき公園	○				
6	宮城野通周辺	○				
7	榴岡公園	○				○
8	与兵衛沼・大堤公園周辺	○				
9	鶴ヶ谷中央公園周辺	○				
10	高森山公園	○				
11	卸町通「ケヤキ並木」	○				
12	松森城跡	○				
13	真美沢公園	○				
14	七北田公園	○				○
15	県民の森緑地環境保全地域		○			○
16	山苗代公園				○	

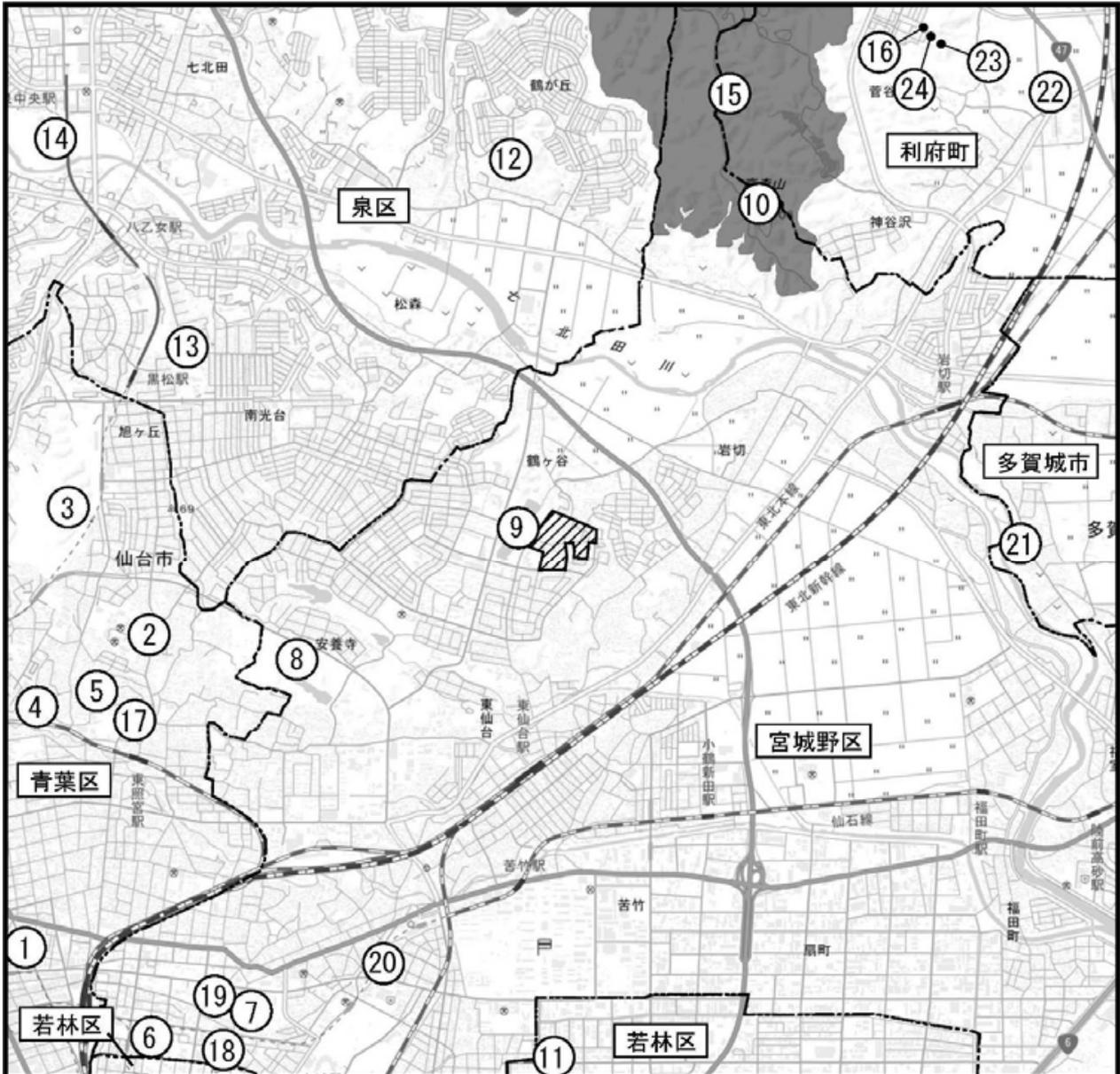
【歴史的景観資源】

No.※	名称	文献				
		①	②	③	④	⑤
12	松森城跡	○				
17	東照宮周辺	○				○
18	三沢初子の墓など	○				
19	榴岡天満宮	○				
20	苦竹のイチョウ	○				
21	南安楽寺古碑群			○		
22	伊豆佐比賣神社				○	
23	道安寺・菅谷不動尊				○	
24	菅谷横穴墓群				○	

※1：文献は、以下のとおりである。

- ① 「杜の都 わがまち緑の名所 100 選」（平成 30 年 10 月 仙台市）
<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html>
- ② 「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月 仙台市）
- ③ 「見る・学ぶ・遊ぶ」（平成 30 年 10 月 多賀城市観光協会）
- ④ 「利府ワンダーナビ」（平成 30 年 10 月 利府町）
<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205123922015/html/common/5ac734e0010.htm>
- ⑤ 「みやぎ観光 NAVi!!」（平成 30 年 10 月 宮城県）
<https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/>

※2：表中の No. は、図 3-15 に対応する。



凡例

: 計画地

: 市区町界

: 景観資源 (自然的景観資源 図中番号: ①~⑩)

(歴史的景観資源 図中番号: ⑫、⑰~⑳)

※: 図中の番号は表 3-29 に対応する。

出典: 「杜の都 わがまち緑の名所 100 選」(平成 30 年 10 月 仙台市)

<http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html>

「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 29 年 4 月 仙台市)

「見る・学ぶ・遊ぶ」(平成 30 年 10 月 多賀城市観光協会)

「利府ワンダーナビ」(平成 30 年 10 月 利府町)

<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205123922015/html/common/5ac734e0010.htm>

「みやぎ観光 NAVi!!」(平成 30 年 10 月 宮城県)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/>

図 3-15 計画地周辺の景観資源位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

イ 眺望地点の状況

調査範囲における主要な眺望地点は表 3-30、主要な眺望地点位置図は図 3-16 に示すとおりである。

表 3-30 計画地周辺の主要な眺望地点

No.※	名称	文献			
		①	②	③	④
1	東照宮	○	-	-	-
2	三瀧山不動院	○	-	-	-
3	榴岡公園	○	-	-	-
4	県民の森	○	○	-	-

※1：文献は、以下のとおりである。

①「仙台観光情報サイト せんだい旅日和」（仙台観光国際協会）

<http://www.sentabi.jp>

②「利府のオススメビューポイント」（利府町観光協会）

<http://www.rifukankoukyoukai.com/meisyo.html>

③「見る・学ぶ・遊ぶ」（平成30年10月 多賀城市観光協会）

④「みやぎ観光 NAVi!!」（平成30年10月 宮城県）

<http://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/>

※2：表中のNo.は、図 3-16 に対応する。



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : 主要な眺望地点 (図中番号: ①~④)

※: 図中の番号は表 3-30 に対応する。

出典: 「仙台観光情報サイト せんだい旅日和」(平成 30 年 10 月 仙台観光国際協会)

<http://www.sentabi.jp>

「利府のオススメビューポイント」(平成 30 年 10 月 利府町観光協会)

<http://www.rifukankoukyoukai.com/meisyo.html>

「見る・学ぶ・遊ぶ」(平成 30 年 10 月 多賀城市観光協会)

「みやぎ観光 NAVi!!」(平成 30 年 10 月 宮城県)

<https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/>

図 3-16 計画地周辺の主要な眺望地点位置図



S=1:50,000

0 1250 2500m

3.6. 自然との触れ合いの場

調査範囲における主要な自然との触れ合いの場は表 3-31(1)～(8)、自然との触れ合いの場位置図は図 3-17 に示すとおりである。

調査範囲には、県緑地環境保全地域が 1 箇所、風致地区が 2 箇所、特別緑地保全地区が 2 箇所等の自然との触れ合いの場がある。計画地の西側には「鶴ヶ谷中央公園」、南側には「鶴ヶ谷 6 丁目公園」が隣接している。

表 3-31(1) 自然との触れ合いの場 (1/8)

区分	番号*	名称
県緑地環境保全地域	A	県民の森
風致地区	1	台原
	2	安養寺
特別緑地保全地区	3	枡江
	4	燕沢三丁目

※：表中の番号は、図 3-17 に対応する。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

表 3-31(2) 自然との触れ合いの場 (2/8)

【都市公園】

No.	名称	住所	No.	名称	住所
1	中江公園*	青葉区中江一丁目 17	24	とちのき公園*	青葉区東照宮一丁目 291-7
2	中江北公園*	青葉区中江一丁目 3	25	双葉ヶ丘一丁目北公園	青葉区双葉ヶ丘一丁目 52-290
3	中江西公園*	青葉区中江一丁目 1-176 外	26	双葉ヶ丘一丁目南公園	青葉区双葉ヶ丘一丁目 52-364
4	高松通公園	青葉区福沢町 306-3	27	台原六丁目公園	青葉区台原六丁目 37-2 外
5	小松島公園*	青葉区小松島四丁目 53-1	28	旭ヶ丘駅前公園	青葉区旭ヶ丘三丁目 1-482 外
6	中江南公園	青葉区中江二丁目 9-18	29	高松一丁目公園	青葉区高松一丁目 103-10 外
7	小松島四丁目公園	青葉区小松島四丁目 28-18	30	北根一丁目公園	青葉区北根一丁目 2-5 外
8	小松島新堤公園	青葉区小松島新堤 8-37	31	双葉ヶ丘一丁目中公園	青葉区双葉ヶ丘一丁目 52-420
9	小松島四丁目 2 号公園	青葉区小松島四丁目 214-19	32	台原五丁目南公園	青葉区台原五丁目 243-61
10	台原五丁目公園	青葉区台原五丁目 413-5	33	台原四丁目北公園	青葉区台原森林公園 703-11
11	旅籠町公園	青葉区青葉区小田原六丁目 26-2	34	台原六丁目南公園	青葉区台原六丁目 225
12	双葉ヶ丘一丁目公園	双葉ヶ丘一丁目 52-225	35	小田原八丁目公園	青葉区小田原八丁目 144
13	上杉公園*	青葉区上杉四丁目 239-3 外	36	宮町五丁目公園	青葉区宮町五丁目 11-4
14	東照宮二丁目公園*	青葉区東照宮二丁目 301-45 外	37	上杉社の公園	青葉区上杉五丁目 209-3
15	青葉区北根黒松南公園	青葉区北根黒松 1-37	38	小田原青葉のまち公園	青葉区小田原四丁目 115-132
16	北根黒松北公園	青葉区北根黒松 1-199	39	小田原八丁目中公園	青葉区小田原八丁目 3-7
17	東照宮一丁目公園	東照宮一丁目 291-168	40	小田原四丁目公園	青葉区小田原四丁目 115-155
18	旭ヶ丘一丁目公園	青葉区旭ヶ丘一丁目 702-20	41	小松島四丁目北公園	青葉区小松島四丁目 2-253
19	旭ヶ丘二丁目公園	青葉区旭ヶ丘二丁目 28-542	42	中江一丁目公園	青葉区中江一丁目 7-9
20	錦町一丁目公園	青葉区錦町一丁目 213	43	燕沢公園*	宮城野区燕沢一丁目 64-28 外
21	上杉五丁目公園	青葉区上杉五丁目 28-6	44	案内公園*	宮城野区東仙台五丁目 7-30 外
22	一本松公園	青葉区旭ヶ丘二丁目 20-404	45	西田公園*	宮城野区新田三丁目 261-1 外
23	小田原七丁目公園	青葉区小田原七丁目 202-1	46	南宮城野公園*	宮城野区宮千代一丁目 36-1

※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

表 3-31(3) 自然との触れ合いの場 (3/8)

【都市公園】

No.	名称	住所	No.	名称	住所
47	清水沼公園*	宮城野区清水沼一丁目 17-1	87	高砂公園	宮城野区福室字高砂 46-17 外
48	清水田公園*	宮城野区萩野町三丁目 6-1	88	安養寺一丁目 2 号公園	宮城野区安養寺一丁目 58-16
49	山崎東公園	宮城野区岩切一丁目 61-2 外	89	福田町四丁目公園*	宮城野区福田町四丁目 5-1
50	屋舗公園	宮城野区新田三丁目 49-2 外	90	清水沼二丁目公園	宮城野区清水沼二丁目 210-11
51	鶴ヶ谷七丁目南公園*	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 8	91	海道下公園	宮城野区東仙台三丁目 120-6 外
52	鶴ヶ谷八丁目公園*	宮城野区鶴ヶ谷八丁目 6	92	原町六丁目公園	宮城野区原町六丁目 70-20
53	萩野町公園*	宮城野区萩野町三丁目 10	93	若宮前 2 号公園	宮城野区岩切字若宮前 62-14 外
54	若葉公園*	宮城野区安養寺一丁目 42-33	94	鶴ヶ谷東公園*	宮城野区岩切三丁目 280
55	鶴ヶ谷一丁目東公園*	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 10	95	福田町砂押公園*	宮城野区福田町二丁目 1224
56	鶴ヶ谷一丁目西公園*	宮城野区鶴ヶ谷一丁目 34	96	鶴ヶ谷山沢公園	宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 132-4
57	鶴ヶ谷二丁目公園*	宮城野区鶴ヶ谷二丁目 3	97	安養寺二丁目公園	宮城野区安養寺二丁目 11-316
58	鶴ヶ谷三丁目公園*	宮城野区鶴ヶ谷三丁目 10	98	燕沢東三丁目公園	宮城野区燕沢東三丁目 345-5 外
59	鶴ヶ谷四丁目西公園*	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 12	99	鶴ヶ谷南公園*	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 25
60	鶴ヶ谷五丁目公園*	宮城野区鶴ヶ谷五丁目 16	100	岩切小児公園	宮城野区岩切字小児 23-23 外
61	鶴ヶ谷六丁目公園*	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 10	101	鶴ヶ谷六丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 25-11
62	鶴ヶ谷七丁目北公園*	宮城野区鶴ヶ谷七丁目 29	102	福室半在家公園	宮城野区福室三丁目 407-3 外
63	安養寺下東公園	宮城野区東仙台七丁目 7-133	103	田子袋河原公園	田子字袋河原 42-47 外
64	新田公園*	宮城野区館町二丁目 12	104	鶴ヶ谷菖蒲沢公園*	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 32-4
65	福住町公園*	宮城野区福住町 9-2	105	大久保山公園	宮城野区鶴ヶ谷北二丁目 31-2
66	安養寺下西公園	宮城野区東仙台七丁目 7-183	106	田子鳥井公園	宮城野区田子字鳥井 74-10 外
67	町浦公園*	宮城野区福田町二丁目 365	107	幸町 3 号公園	宮城野区幸町二丁目 2-30
68	小鶴公園*	宮城野区館町一丁目 25	108	岩切水分公園	宮城野区岩切字水分 64-36
69	川北公園*	宮城野区新田 5 丁目 9	109	田子小原公園*	宮城野区田子三丁目 111-4
70	沢北公園*	宮城野区燕沢三丁目 56-32	110	三所北 2 号公園	宮城野区岩切字三所北 42-18
71	菖蒲沢東公園	宮城野区岩切二丁目 3-41	111	燕沢三丁目公園	宮城野区燕沢三丁目 66-75
72	青津目公園	宮城野区岩切字青津目 108-4	112	三所北 3 号公園	宮城野区岩切字三所北 28-11
73	鴻巣 1 号公園	宮城野区岩切字鴻巣 33-4	113	鶴ヶ谷菖蒲沢 2 号公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 315-17
74	佐野原公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 6-46	114	鶴巻一丁目東公園*	宮城野区鶴巻一丁目 1006-1
75	畑中公園	宮城野区岩切字畑中 11-4	115	鶴巻一丁目西公園*	宮城野区鶴巻一丁目 1010-1
76	鴻巣 2 号公園	宮城野区岩切字鴻巣 176-9	116	田子要害東公園	宮城野区田子一丁目 252-1
77	幸町公園	宮城野区幸町二丁目 215-7	117	上田子 2 号公園*	宮城野区田子三丁目 507
78	高砂駅西公園	宮城野区福室字高砂駅西 7-8 外	118	岩切観音前公園	宮城野区岩切観音前 49-22
79	山崎西公園*	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 183-13 外	119	燕沢三丁目 2 号公園	宮城野区燕沢三丁目 56-88
80	若宮前公園	宮城野区岩切字若宮前 11-37	120	田子鳥井 2 号公園	宮城野区田子字鳥井 1-34
81	吉ヶ沢東公園	宮城野区燕沢東二丁目 62-31	121	山崎西 2 号公園	宮城野区岩切二丁目 36-9 外
82	羽黒前公園	宮城野区岩切字羽黒前 81 外	122	鴻巣 3 号公園	宮城野区岩切字堰下 40-17
83	東河原公園*	宮城野区岩切字東河原 330	123	安養寺一丁目 3 号公園	宮城野区安養寺一丁目 34-22
84	安養寺一丁目公園*	宮城野区安養寺一丁目 5-286	124	幸町 4 号公園	宮城野区幸町二丁目 326-4
85	三所北公園	宮城野区岩切字三所北 35-13	125	仙石南公園	宮城野区小鶴字仙石 89-16
86	幸町 2 号公園	宮城野区幸町二丁目 424-8	126	原町四丁目公園	宮城野区原町四丁目 146-9

※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

表 3-31(4) 自然との触れ合いの場 (4/8)

【都市公園】

No.	名称	住所	No.	名称	住所
127	幸町5号公園	宮城野区幸町一丁目 101-11	167	畑中東公園	宮城野区岩切字畑中 49-37
128	東仙台六丁目公園	宮城野区東仙台六丁目 158-27	168	観音前西公園	宮城野区岩切字観音前 58-1 外
129	仙石西公園	宮城野区小鶴字仙石 58-22	169	鶴ヶ谷東一丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東一丁目 13-30
130	榴岡五丁目公園*	宮城野区榴岡五丁目 4-1	170	三所北4号公園	宮城野区岩切字三所北 38-6
131	福室上町南公園*	宮城野区福室上町 9-2	171	岩切1号公園	宮城野区岩切字青津目 163
132	幸町一丁目公園	宮城野区幸町一丁目 204-4	172	平成二丁目東公園	宮城野区平成二丁目 17-3
133	小田原三丁目西公園	宮城野区小田原三丁目 214-1	173	福室二丁目公園	宮城野区福室二丁目 34-20
134	東仙台三丁目公園	宮城野区東仙台三丁目 232-5	174	岩切昭和北公園	宮城野区岩切字昭和北 5-3 外
135	平成一丁目南公園	宮城野区平成一丁目 243-8	175	安養寺二丁目東公園	宮城野区安養寺二丁目 75-29
136	燕沢二丁目公園	宮城野区燕沢二丁目 6-27	176	二の森公園	宮城野区二の森 28-1
137	榴岡四丁目西公園*	宮城野区榴岡四丁目 9-1	177	苗代沢公園	宮城野区燕沢一丁目 107-9
138	小鶴一丁目北公園	宮城野区小鶴一丁目 203-15 外	178	田子一丁目北公園	宮城野区田子一丁目 490-17 外
139	榴岡四丁目公園*	宮城野区榴岡四丁目 14	179	燕沢二丁目北公園	宮城野区燕沢二丁目 9-358
140	燕沢東二丁目公園	宮城野区燕沢東二丁目 66-3	180	新田東五丁目北公園*	宮城野区新田東五丁目 5-18
141	榴岡三丁目公園*	宮城野区榴岡三丁目 3	181	新田東五丁目南公園*	宮城野区新田東五丁目 12-13
142	田子要害西公園	宮城野区田子字要害 254-9	182	新田東二丁目公園*	宮城野区新田東二丁目 2-16
143	宮城野一丁目公園*	宮城野区宮城野一丁目 13	183	五輪一丁目公園	宮城野区宮城野二丁目 20-8
144	平成一丁目公園	宮城野区平成一丁目 581-89	184	小鶴二丁目公園	宮城野区小鶴二丁目 59-3 外
145	鴻巣4号公園	宮城野区岩切字鴻巣南 82-48	185	岩切駅南公園	宮城野区岩切字東河原 360
146	鶴ヶ谷館下公園	宮城野区鶴ヶ谷字館下 34-11	186	鶴ヶ谷東四丁目2号公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 10-7
147	安養寺一丁目南公園	宮城野区安養寺一丁目 78-19	187	宮の杜みなみのたに公園	宮城野区東仙台四丁目 101-23
148	安養寺三丁目公園	宮城野区安養寺三丁目 20-32	188	宮の杜なかのさと公園	宮城野区東仙台四丁目 101-57
149	安養寺上町公園	宮城野区安養寺一丁目 18-44	189	宮の杜ひがしのもり公園	宮城野区東仙台四丁目 101-106
150	鶴ヶ谷東四丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東四丁目 307	190	宮の杜きたのおか公園	宮城野区東仙台四丁目 101-119
151	福室上町北公園*	宮城野区福室六丁目 29-1	191	鶴ヶ谷東一丁目2号公園	宮城野区鶴ヶ谷東一丁目 16-90 外
152	幸町三丁目公園	宮城野区幸町三丁目 505-24	192	上屋倉公園	宮城野区蒲生字上屋倉 24-39
153	田子二丁目公園*	宮城野区田子二丁目 40-1	193	榴岡三丁目東公園	宮城野区榴岡三丁目 11-1 外
154	田子二丁目北公園*	宮城野区田子二丁目 6-4	194	岩切2号公園	宮城野区岩切字洞ノ口 241
155	鶴ヶ谷東三丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東三丁目 405-24	195	新田二丁目公園	宮城野区新田二丁目 301-8
156	鶴ヶ谷東二丁目公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 59	196	鉄砲町和光公園*	宮城野区鉄砲町 41-2 の一部外
157	田子一丁目南公園	宮城野区田子一丁目 1001-26	197	東仙台六丁目西公園	宮城野区東仙台六丁目 104-15
158	燕沢東一丁目きただ公園	宮城野区燕沢東一丁目 475	198	福田町二丁目公園	宮城野区福田町二丁目 534-5
159	畑中2号公園	宮城野区岩切字畑中 27-19	199	東仙台六丁目北公園	宮城野区東仙台六丁目 7-207
160	幸町二丁目公園	宮城野区幸町二丁目 404-7	200	田子二丁目西公園*	宮城野区田子二丁目 24-1
161	原町カッコウ公園*	宮城野区原町二丁目 37-2 外	201	岩切昭和北第二公園	宮城野区岩切字昭和北 13-15
162	鶴ヶ谷東二丁目東公園	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 4-110	202	萩野町四丁目北公園	宮城野区萩野町四丁目 19-319
163	清水沼三丁目公園	宮城野区清水沼三丁目 223-9	203	萩野町四丁目南公園	宮城野区萩野町四丁目 19-368
164	余目公園	宮城野区岩切字余目 11-15	204	田子西三丁目公園	宮城野区田子西三丁目 9-6
165	仙石北公園	宮城野区仙石 117-18	205	新原田公園	宮城野区福室字新原田 11-43 外
166	燕沢東一丁目公園	宮城野区燕沢一丁目 391	206	田子西二丁目公園	宮城野区田子西二丁目 11-2 外

※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成29年4月現在 仙台市）

表 3-31(5) 自然との触れ合いの場 (5/8)

【都市公園】

No.	名称	住所	No.	名称	住所
207	新寺二丁目蓮池公園	若林区新寺二丁目 4-1	247	高玉北公園	泉区高玉町 7
208	卸町東一丁目公園	若林区卸町東一丁目 1005-3	248	虹の丘一丁目東公園	泉区虹の丘一丁目 3-30
209	鶴が丘一丁目公園	泉区鶴が丘一丁目 5-43 外	249	川原東公園	泉区七北田字川原 58-3 外
210	鶴が丘二丁目公園*	泉区鶴が丘二丁目 9-3	250	南光台六丁目西公園	泉区南光台六丁目 68-553
211	鶴が丘四丁目東公園*	泉区鶴が丘四丁目 10-8	251	南光台七丁目北公園	泉区南光台七丁目 1-108
212	鶴が丘四丁目北公園*	泉区鶴が丘四丁目 24-3	252	南光台東一丁目公園	泉区南光台東一丁目 1-229
213	南光台一丁目公園*	泉区南光台一丁目 158-444	253	原田公園	泉区市名坂字原田 17-3
214	南光台南一丁目公園*	泉区南光台南一丁目 1-349	254	市名坂野蔵公園	泉区市名坂字野蔵 101-37
215	南光台南二丁目公園	泉区南光台南二丁目 1-350 外	255	南光台東二丁目南公園*	泉区南光台東二丁目 5-209
216	南光台南二丁目北公園	泉区南光台南二丁目 10-966	256	南光台七丁目南公園	泉区南光台七丁目 1-228
217	南光台東一丁目南公園*	泉区南光台東一丁目 35-453	257	南光台南三丁目公園	泉区南光台南三丁目 35-454
218	南光台東一丁目北公園*	泉区南光台東一丁目 35-452	258	黒松二丁目北公園	泉区黒松二丁目 1-837
219	歩坂町公園	泉区歩坂町 76-285	259	鶴が丘一丁目南公園	泉区鶴が丘一丁目 54-14 外
220	山の寺一丁目南公園	泉区山の寺一丁目 16-21	260	松本沢公園	泉区松森字台 96-13
221	泉中央三丁目北公園	泉区泉中央三丁目 22-19	261	鶴が丘二丁目南公園	泉区鶴が丘二丁目 13-2
222	黒松一丁目公園	泉区黒松一丁目 1-150	262	長岫公園	泉区南光台東三丁目 10
223	黒松一丁目北公園	泉区黒松一丁目 1-824	263	南光台東二丁目公園	泉区南光台東二丁目 43
224	黒松二丁目東公園	泉区黒松二丁目 1-825	264	松陵一丁目南公園*	泉区松陵一丁目 3-2
225	東黒松公園	泉区東黒松 17-244	265	松陵一丁目北公園*	泉区松陵一丁目 27-5
226	愛隣町東公園	泉区八乙女中央五丁目 2-2	266	百合ヶ丘中央公園	泉区松森字保坂 72-379 外
227	愛隣町西公園	泉区八乙女中央五丁目 9-1	267	百合ヶ丘南公園	泉区松森字保坂 72-367
228	川原北公園	泉区七北田字川原 90-32	268	百合ヶ丘北公園	泉区松森字保坂 72-108 外
229	八乙女公園	泉区八乙女一丁目 186-7	269	泉中央四丁目南公園*	泉区泉中央四丁目 28-1
230	南光台六丁目公園	泉区南光台六丁目 68-552	270	黒松三丁目公園	泉区黒松三丁目 65-13
231	境公園	泉区八乙女四丁目 183-21	271	市名坂公園*	泉区市名坂字萬吉前 8 外
232	長左門公園	泉区上谷刈字長左門下 30-31	272	斉兵衛東公園	泉区松森字斉兵衛 58-46 外
233	原田南公園	泉区市名坂字原田 70-7	273	陣ヶ原東公園	泉区松森字陣ヶ原 11-10
234	鶴が丘二丁目西公園	泉区鶴が丘二丁目 19-19 外	274	八乙女二丁目公園*	泉区八乙女二丁目 4-1
235	南光台南三丁目南公園*	泉区南光台南三丁目 10-870	275	八乙女四丁目公園*	泉区八乙女四丁目 9-1
236	しらとり公園	泉区松森字明神 22-86	276	南光台東二丁目東公園	泉区南光台東二丁目 27-127
237	南光台七丁目公園*	泉区南光台七丁目 1-230	277	明神東公園	泉区松森字明神 26-7
238	鶴が丘一丁目東公園*	泉区鶴が丘一丁目 23-16	278	野蔵南公園	泉区市名坂字野蔵 25-12 外
239	天神沢北公園	泉区天神沢一丁目 4-204	279	歩坂町北公園	泉区歩坂町 1-41
240	前田公園	泉区松森字前田 58-23 外	280	八乙女一丁目公園	泉区八乙女一丁目 5-9
241	前田北公園	泉区松森字前田 45-12	281	泉中央三丁目公園*	泉区泉中央三丁目 6-1
242	斉兵衛公園	泉区松森字斉兵衛 62 外	282	泉中央三丁目東公園*	泉区泉中央三丁目 32-4
243	明神南公園	泉区松森字明神 32-17	283	泉中央四丁目公園*	泉区泉中央四丁目 22-1
244	八沢公園	泉区松森字八沢 26-8 外	284	真美沢北公園	泉区八乙女中央五丁目 207-1 外
245	天神沢公園	泉区天神沢一丁目 19-82 外	285	松陵一丁目公園	泉区松陵一丁目 10-6
246	高玉南公園	泉区高玉町 9-1	286	松森陳ヶ森公園	泉区松森字陳ヶ原 31-43

※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

表 3-31(6) 自然との触れ合いの場 (6/8)

【都市公園】

No.	名称	住所	No.	名称	住所
287	松森前ヶ沢公園	泉区松森字明神 41-53 外	313	七北田東裏公園	泉区七北田字東裏 168-6
288	松森明神公園	泉区松森字明神 35-9	314	天神沢西公園	泉区天神沢一丁目 8-128
289	松森明神北公園	泉区松森字明神 43-31	315	明神中公園	泉区松森字明神 27-16
290	松木沢北公園	泉区松森字松木沢 9-4 外	316	七北田愛宕公園*	泉区七北田字白水沢 126
291	真美沢南公園	泉区八乙女中央五丁目 13-16	317	市名坂櫛町公園	泉区市名坂字櫛町 168 外
292	真美沢西公園	泉区八乙女中央五丁目 138-7	318	市名坂さくら公園	泉区市名坂字高玉川原
293	上谷刈原公園	泉区上谷刈字原 5-7	319	南光台五丁目公園	泉区南光台五丁目 86-662
294	市名坂御釜田公園	泉区市名坂字御釜田 142-1	320	八乙女中央三丁目南公園	泉区八乙女中央三丁目 204-12
295	松森台公園	泉区松森字台 90-9	321	黒木川原公園	泉区高玉町 10-17 外
296	松森前ヶ沢東公園	泉区松森字明神 39-12	322	中川原公園	泉区市名坂字中川原 2-13
297	みずほ台公園	泉区みずほ台 59	323	七北田八乙女公園	泉区七北田字八乙女 21-15
298	上谷刈竹下公園	泉区上谷刈字竹下 2-5 外	324	新田八沢公園	泉区松森字新田 209
299	天神沢南公園	泉区天神沢一丁目 4-239	325	市名坂東裏北公園	泉区市名坂字東裏 13-6
300	原田北公園	泉区市名坂字原田 200	326	南光台四丁目公園	泉区旭丘堤一丁目 11-3 外
301	みずほ台北公園	泉区みずほ台 17-107	327	東鹿島公園	泉区松森字館 235
302	松森後田公園	泉区松森字後田 19-12	328	真美沢黒松公園	泉区八乙女中央五丁目 263
303	市名坂東裏公園	泉区市名坂東裏 26-3 外	329	八乙女南公園	泉区東黒松 17-312 外
304	八乙女中央三丁目北公園	泉区八乙女中央三丁目 232-6	330	上谷刈小堤東公園	泉区上谷刈字小堤 15-93
305	陣ヶ原南公園	泉区松森字陣ヶ原 23-33	331	鹿島西公園	泉区松森字鹿島 10-12
306	松森後田東公園	泉区松森字後田 36-7 外	332	天神沢一丁目公園	泉区天神沢一丁目 9-299
307	南光台一丁目南公園	泉区南光台一丁目 156-11	333	陣ヶ原北公園	泉区松森字陣ヶ原 1-9
308	陣ヶ原中央公園	泉区松森字陣ヶ原 29-11 外	334	中道公園	泉区松森字中道 1-17
309	陣ヶ原西公園	泉区松森字陣ヶ原 55-6	335	上谷刈貴富弥公園	泉区上谷刈五丁目 101-23
310	明神公園	泉区松森字明神 30-23	336	天神沢東公園	泉区天神沢一丁目 4-135 外
311	高柳公園	泉区七北田字高柳 120-7 外	337	南光台東三丁目南公園	泉区南光台東三丁目 51-93
312	南光台二丁目北公園	泉区南光台二丁目 68-584			

※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

表 3-31(7) 自然との触れ合いの場 (7/8)

【都市公園】

No.	名称	住所	備考
338	錦町公園*	青葉区本町二丁目 21-1	近隣公園
339	扇町一丁目公園	宮城野区扇町一丁目 4	
340	日の出町公園*	宮城野区日の出町三丁目 6	
341	鶴ヶ谷四丁目東公園*	宮城野区鶴ヶ谷四丁目 22	
342	扇町四丁目公園*	宮城野区扇町四丁目 9-1	
343	扇町六丁目公園*	宮城野区扇町六丁目 5-1	
344	福田町南一丁目公園*	宮城野区福田町南一丁目 1007	
345	燕沢中央公園*	宮城野区燕沢東三丁目 301-1 外	
346	新田東中央公園*	宮城野区新田東一丁目 11-1	
347	卸町公園*	若林区卸町二丁目 13	
348	卸町東二丁目公園*	若林区卸町東二丁目 4-1	
349	鶴が丘公園*	泉区鶴が丘三丁目 17-21	
350	松陵公園*	泉区松陵二丁目 4	
351	南光台三丁目公園*	泉区南光台三丁目 1 地内	
352	八乙女中央公園*	泉区八乙女三丁目 13-7 外	
353	泉中央公園*	泉区泉中央二丁目 18-3	地区公園
354	鶴ヶ谷中央公園*	宮城野区鶴ヶ谷六丁目 1-2 外	
355	真美沢公園*	泉区旭ヶ丘堤二丁目 1-590	河川公園
356	七北田川岩切大橋緑地	宮城野区岩切字東河原 1-1 外	
357	七北田川田子緑地	宮城野区田子字五平淵 1-1 外	
358	七北田川岩切緑地	宮城野区岩切字土手外東 8-1 外	
359	七北田川鶴巻緑地	宮城野区鶴巻一丁目 1023	
360	七北田川友愛緑地	泉区友愛町 171 外	
361	榴岡公園*	宮城野区五輪一丁目 301-3 外	総合公園
362	七北田公園*	泉区七北田字赤生津 4 外	
363	新伝馬町公園*	青葉区中央二丁目 7-3	特殊公園
364	台原緑地*	青葉区台原一丁目 114-40 外	風致公園
365	台原森林公園*	青葉区台原森林公園 3 0 2 外	
366	高森山公園	宮城野区岩切字入山 83-1 外	
367	大堤公園*	宮城野区安養寺二丁目 6-164 外	
368	与兵衛沼公園*	宮城野区蟹沢 20-1 外	
369	鶴ヶ城公園	泉区松森字内町 31 外	歴史公園
370	双葉ヶ丘一丁目 2 号公園	青葉区双葉ヶ丘一丁目 52-303	都市緑地
371	北根黒松緑地	青葉区北根黒松 1-269 外	
372	花京院緑地*	青葉区花京院一丁目 195-10 外	
373	大久保山緑地	宮城野区鶴ヶ谷北一丁目 7-76 外	
374	燕沢二丁目緑地	宮城野区燕沢二丁目 16	
375	高砂二丁目緑地	宮城野区高砂二丁目 26-2	
376	銀杏町緑地*	宮城野区銀杏町 723	
377	鶴ヶ谷東二丁目緑地	宮城野区鶴ヶ谷東二丁目 57 外	

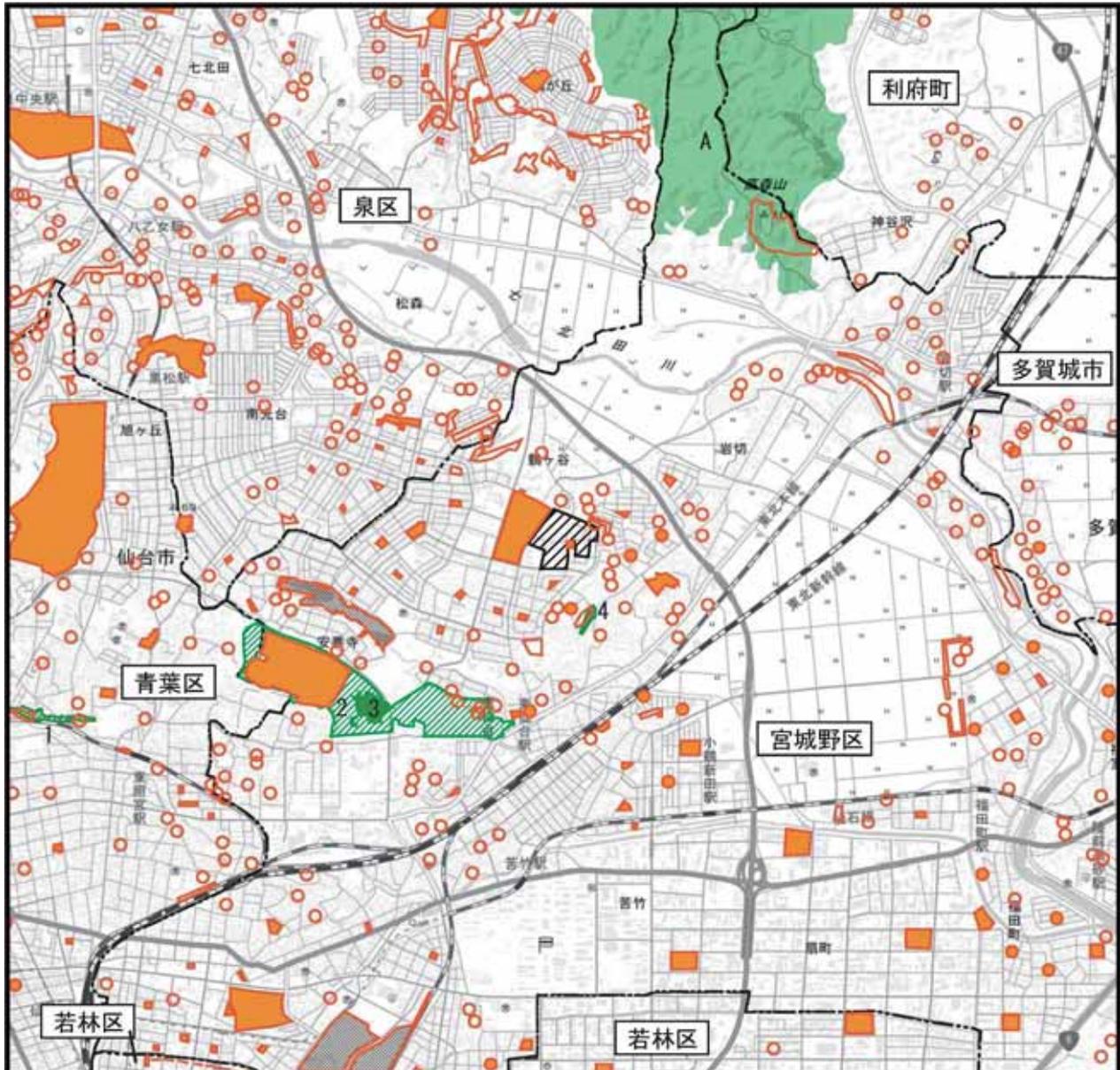
※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。
 出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

表 3-31(8) 自然との触れ合いの場 (8/8)

No.	名称	住所	備考
378	田子西二丁目緑地	宮城野区田子西二丁目 9-2 外	都市緑地
379	田子西三丁目緑地	宮城野区田子西三丁目 5-7	
380	田子西二丁目東緑地	宮城野区田子西二丁目 10-4 外	
381	燕沢三丁目緑地	宮城野区燕沢三丁目 55-1 外	
382	南光台東一丁目緑地	泉区南光台東一丁目 33-2 外	
383	鶴が丘二丁目緑地	泉区鶴が丘二丁目 25-1 外	
384	黒松一丁目緑地	泉区黒松一丁目 1-916	
385	松森前ヶ沢緑地	泉区松森字前ヶ沢 2-48 外	
386	南光台二丁目緑地	泉区南光台二丁目 141-218 外	
387	肩掛山緑地	泉区上谷刈字向原 3-24 の内	
388	松陵緑地	泉区松陵一丁目 32-1 外	
389	鶴が丘緑地	泉区鶴が丘一丁目 5-48 外	
390	上谷刈小堤東緑地	泉区上谷刈字小堤 15-94	
391	黒松二丁目北緑地	泉区黒松二丁目 237-3 外	
392	虹の丘一丁目南緑地	泉区虹の丘一丁目 20-1	
393	虹の丘一丁目東緑地	泉区虹の丘一丁目 21-1	
394	南光台東二丁目緑地	泉区南光台東二丁目 81 外	
395	南光台六丁目緑地	泉区南光台六丁目 149-740 外	
396	南光台七丁目緑地	泉区南光台七丁目 34-26 外	

※：名称に「*」が記載された公園・緑地は、都市計画公園でもあることを示す。

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月現在 仙台市）

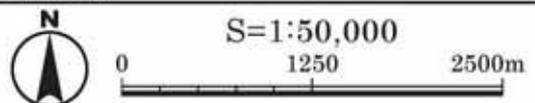


凡例

- : 計画地
- : 都市計画公園
- : 市区町界
- : 都市公園
- : 県緑地環境保全地域 (図中番号: A 県民の森)
- : 風致地区 (図中番号: 1 台原 2 安養寺)
- : 特別緑地保全地区 (図中番号: 3 柞江 4 燕沢三丁目)

出典: 「自然公園等区域閲覧サービス」(宮城県)
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>
 「都市計画の概要/土地利用/地域地区」(宮城県)
<https://www.pref.miyagi.jp/site/tosikeikakugaiyou/tochiriyou-tiikitiku.html>
 「仙台市公園・緑地等配置図」(平成29年4月現在 仙台市)
 「多賀城市公園・緑地等管理図」(平成24年6月 多賀城市)
 「利府町タウンガイド/公共施設/公園一覧表」(利府町)
<http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205220151193/index.html>

図 3-17 計画地周辺の自然との触れ合いの場
位置図



3.7. 文化財

(1) 文化財等の状況

調査範囲における指定文化財の状況は表 3-32～表 3-36、指定文化財等位置図は図 3-18 に示すとおりである。

調査範囲には、国指定文化財が 5 件、県指定文化財が 3 件、仙台市指定文化財が 11 件、仙台市登録文化財が 22 件、多賀城市指定文化財が 1 件の文化財が存在する。

表 3-32 指定文化財の状況（国指定）

No.*	種別区分1	種別区分2	特別	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
1	有形文化財	建造物	—	東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子1基・棟札1枚・石灯籠34基	5棟	青葉区東照宮一丁目6-1	東照宮	S28.3.31
2	記念物	史跡	—	岩切城跡		宮城野区岩切字入山ほか	仙台市・利府町	S57.8.23
3	記念物	名勝	—	おくのほそ道の風景地		宮城野区五輪一丁目ほか、若林区木ノ下二丁目ほか	国・県・仙台市ほか	H27.3.10
4	記念物	天然記念物	特別	カモシカ		地域を定めず指定したもの		S30.2.15
5	記念物	天然記念物	—	苦竹のイチョウ		宮城野区銀杏町	個人(仙台市)	T15.10.20

※：表中のNo.は、図 3-18 に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」（平成 30 年 4 月 1 日現在 仙台市教育局文化財課）

「多賀城市の文化財」（平成 30 年 10 月閲覧 多賀城市教育委員会事務局文化財課）

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/index.html>

表 3-33 指定文化財の状況（県指定）

No.*	種別区分1	種別区分2	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
6	有形文化財	建造物	東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤	1棟	青葉区東照宮一丁目6-1	東照宮	S39.9.4
7	有形文化財	建造物	旧仙台北城板倉	1棟	宮城野区岩切	個人	S53.5.2
8	有形文化財	工芸品	薙刀	1口	宮城野区小田原	個人	S34.8.31

※：表中のNo.は、図 3-18 に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」（平成 30 年 4 月 1 日現在 仙台市教育局文化財課）

「多賀城市の文化財」（平成 30 年 10 月閲覧 多賀城市教育委員会事務局文化財課）

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/index.html>

表 3-34 指定文化財の状況（仙台市指定）

No.*	種別区分1	種別区分2	名称	員数	所在地	所有者(管理者)	指定年月日
9	有形文化財	建造物	善応寺開山堂	1棟	宮城野区燕沢二丁目3-1	善応寺	S43.2.15
10	有形文化財	建造物	旧第四連隊兵舎	1棟	宮城野区五輪一丁目3-7	仙台市	S53.6.16
11	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀三尊像	3軀	宮城野区榴岡四丁目10-1	円徳寺	H10.3.24
12	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像	1軀	若林区新寺二丁目4-10	報恩寺	H10.3.24
13	有形文化財	歴史資料	芭蕉句碑	1基	宮城野区榴ヶ岡105-3	榴岡天満宮	S52.3.1
14	有形文化財	歴史資料	原町苦竹の道知るべ石	1基	宮城野区原町三丁目	仙台市	S52.3.1
15	記念物	史跡	善応寺横穴古墳群	—	宮城野区燕沢二丁目	善応寺	S43.2.15
16	記念物	史跡	三沢初子の墓など	—	宮城野区榴岡五丁目4	仙台市	S47.2.1
17	記念物	史跡	刀工本郷国包各代の墓所	—	若林区新寺二丁目7-33	善導寺	S55.10.20
18	記念物	史跡	松森焔硝蔵跡	—	泉区南光台東二丁目35-8	仙台市	S62.5.1
19	記念物	史跡	東光寺の石窟群域・西平場	—	宮城野区岩切字入山	仙台市(東光寺)・東光寺	H18.1.17

※：表中のNo.は、図 3-18 に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」（平成 30 年 4 月 1 日現在 仙台市教育局文化財課）

表 3-35 指定文化財の状況（仙台市登録）

No.※	種別区分1	種別区分2	名称	員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
20	有形文化財	建造物	安藤家住宅	1棟	青葉区宮町	個人	H7.9.5
21	有形文化財	建造物	釈迦堂	1棟	宮城野区榴岡四丁目11-11	孝勝寺	H7.9.5
22	有形文化財	建造物	正楽寺本堂・山門	2棟	若林区新寺二丁目6-35	正楽寺	H7.9.5
23	有形文化財	建造物	榴岡天満宮唐門	1棟	宮城野区榴ヶ岡105-3	榴岡天満宮	H7.9.5
24	有形文化財	建造物	東照宮石段	2基	青葉区東照宮一丁目6-1	東照宮	H7.9.5
25	有形文化財	建造物	仙岳院本堂	1棟	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H8.3.5
26	有形文化財	建造物	清浄光院本堂	1棟	青葉区宮町五丁目1-11	清浄光院	H8.3.5
27	有形文化財	建造物	延寿院本堂・地藏堂	2棟	青葉区宮町五丁目6-18	延寿院	H8.3.5
28	有形文化財	建造物	善入院観音堂	1棟	宮城野区原町一丁目1-67	善入院	H8.3.5
29	有形文化財	彫刻	十一面観音菩薩立像	1軀	宮城野区燕沢二丁目3-1	善応寺	H9.3.25
30	有形文化財	彫刻	毘沙門天立像	1軀	宮城野区燕沢二丁目3-1	善応寺	H9.3.25
31	有形文化財	彫刻	釈迦三尊坐像	3軀	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H9.3.25
32	有形文化財	彫刻	阿弥陀如来坐像	1軀	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H9.3.25
33	有形文化財	彫刻	薬師三尊十二神将立像	15軀	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H9.3.25
34	有形文化財	彫刻	五大明王像	5軀	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H9.3.25
35	有形文化財	彫刻	馬頭観音菩薩坐像	1軀	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H9.3.25
36	有形文化財	彫刻	宝冠阿弥陀如来坐像	1軀	青葉区東照宮一丁目1-16	仙岳院	H9.3.25
37	有形文化財	彫刻	木造 阿弥陀如来二十五菩薩像及び地藏菩薩立像	27軀	若林区新寺二丁目4-10	報恩寺	H10.3.24
38	有形文化財	彫刻	木造 地藏菩薩立像	4軀	青葉区宮町五丁目1-11	清浄光院	H10.3.24
39	有形文化財	彫刻	木造 不動三尊立像	3軀	青葉区宮町五丁目1-11	清浄光院	H10.3.24
40	有形文化財	彫刻	木造 閻魔十王像	11軀	青葉区宮町五丁目1-11	清浄光院	H10.3.24
41	無形民俗文化財	—	仙台東照宮神楽	—	青葉区東照宮	仙台東照宮神楽保存会	H8.3.5

※：表中のNo.は、図 3-18 に対応する。

出典：「仙台市の文化財一覧」（平成 30 年 4 月 1 日現在 仙台市教育局文化財課）

表 3-36 指定文化財の状況（多賀城市指定）

No.※	種別区分1	種別区分2	名称	員数	所在地	所有者 (管理者)	指定年月日
42	記念物	史跡	南安楽寺古碑群	—	多賀城市新田字南安楽寺 48 付近	多賀城市	S48.12.18

※：表中のNo.は、図 3-18 に対応する。

出典：「多賀城市の文化財」（平成 30 年 10 月閲覧 多賀城市教育委員会事務局文化財課）

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/index.html>



凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 国指定文化財(図中番号:1~5)
-  : 県指定文化財(図中番号:6~8)
-  : 市指定文化財(図中番号:9~19,42)
-  : 市登録文化財(図中番号:20~41)

※: 図中の番号は表3-32~表3-36に対応する。

出典: 「仙台市の文化財一覧」(平成30年4月1日現在 仙台市教育局文化財課)

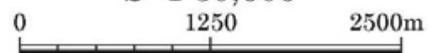
「多賀城市の文化財」(平成30年10月閲覧 多賀城市教育委員会事務局文化財課)

<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/shiseki/bunkazai/index.html>

図 3-18 計画地周辺の指定文化財等分布図



S=1:50,000



(2) 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

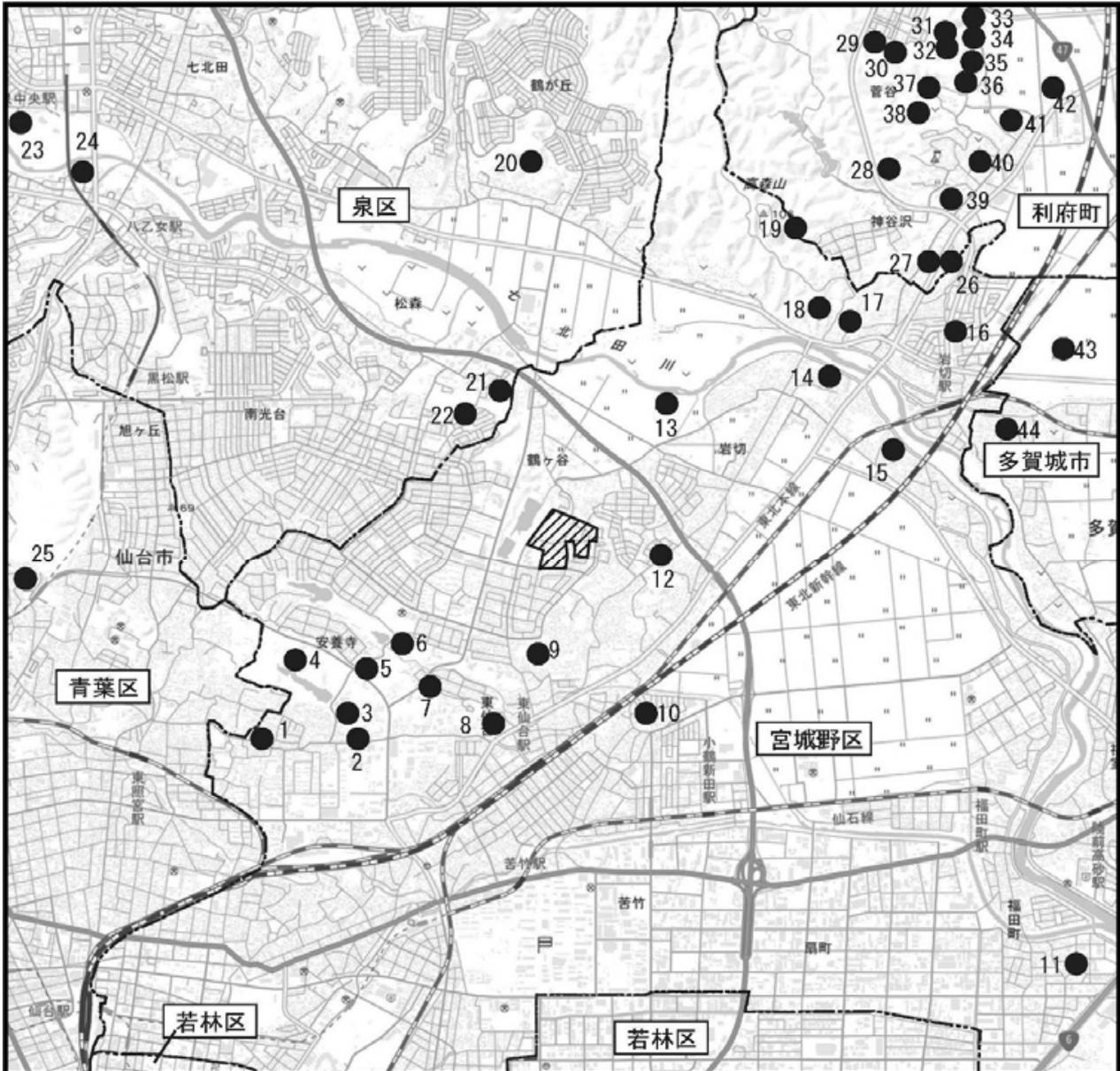
調査範囲の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）は、表 3-37 及び図 3-19 に示すとおりである。
調査範囲には、窯跡、遺跡及び城跡等、44 件の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が存在する。
なお、計画地内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 3-37 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の状況

No.※	名称	所在地	No.※	名称	所在地
1	庚申前窯跡	宮城野区二の森	23	赤生津遺跡	泉区七北田字赤生津
2	神明社窯跡	宮城野区柊江	24	高柳遺跡	泉区七北田字高柳
3	柊江遺跡	宮城野区柊江	25	五本松窯跡	青葉区台原森林公園ほか
4	与兵衛沼窯跡	宮城野区小松島新堤ほか	26	館ノ内遺跡	利府町神谷沢館の内
5	安養寺配水場前窯跡	宮城野区安養寺 3 丁目	27	羽黒前遺跡	利府町神谷沢金沢
6	安養寺中囲窯跡	宮城野区安養寺 3 丁目	28	北沢横穴遺跡	利府町神谷沢北沢
7	安養寺下瓦窯跡	宮城野区東仙台 6 丁目	29	菅谷館跡	利府町菅谷館
8	大蓮寺窯跡	宮城野区東仙台 6 丁目	30	東天神遺跡	利府町菅谷館
9	善応寺横穴墓群	宮城野区燕沢 2 丁目	31	菅谷横穴墓群	利府町菅谷廻
10	小鶴城跡	宮城野区新田 3 丁目	32	菅谷薬師神社横穴群	利府町菅谷南熊野前
11	鶴巻遺跡	宮城野区鶴巻 1 丁目・2 丁目	33	法印塚古墳	利府町菅谷山苗代
12	燕沢遺跡	宮城野区燕沢東 3 丁目ほか	34	北熊野前遺跡	利府町菅谷山苗代
13	岩切畑中遺跡	宮城野区岩切字稲荷西	35	馬場崎遺跡	利府町菅谷南熊野前
14	今市遺跡	宮城野区岩切字三所北	36	馬場崎 B 遺跡	利府町菅谷馬場崎
15	鴻ノ巣遺跡	宮城野区岩切字鴻ノ巣	37	穴ヶ沢遺跡	利府町菅谷西笠菅沢
16	洞ノ口遺跡	宮城野区岩切字洞ノ口、青津目	38	笠管沢遺跡	利府町菅谷西笠菅沢
17	若宮前遺跡	宮城野区岩切字若宮前	39	塚元古墳	利府町神谷沢赤坂
18	東光寺遺跡	宮城野区岩切字入山、台屋敷	40	西天神遺跡	利府町神谷沢赤坂
19	岩切城跡	宮城野区岩切字入山ほか	41	産野原遺跡	利府町菅谷赤坂
20	松森城跡	泉区松森字内町他	42	伊豆左比賣神社遺跡	利府町飯土井長者
21	住吉遺跡	泉区南光台東	43	内館館跡	多賀城市南宮
22	長岫遺跡	泉区南光台東 2 丁目	44	新田遺跡	多賀城市新田

※：表中の No. は、図 3-19 に対応する。

出典：「仙台市の遺跡」（平成 30 年 10 月閲覧 仙台市教育委員会文化財課）<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>
「宮城県遺跡地図」（平成 30 年 5 月更新 宮城県文化財課）<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>

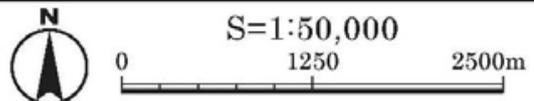


凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）（図中番号：1～44）

※：図中の番号は表3-37に対応する。
 出典：「仙台市の遺跡」（平成30年10月閲覧 仙台市教育委員会文化財課）
<http://www.sendai-c.ed.jp/~bunkazai/isekidb/>
 「宮城県遺跡地図」（平成30年5月更新 宮城県文化財課）
<https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html>

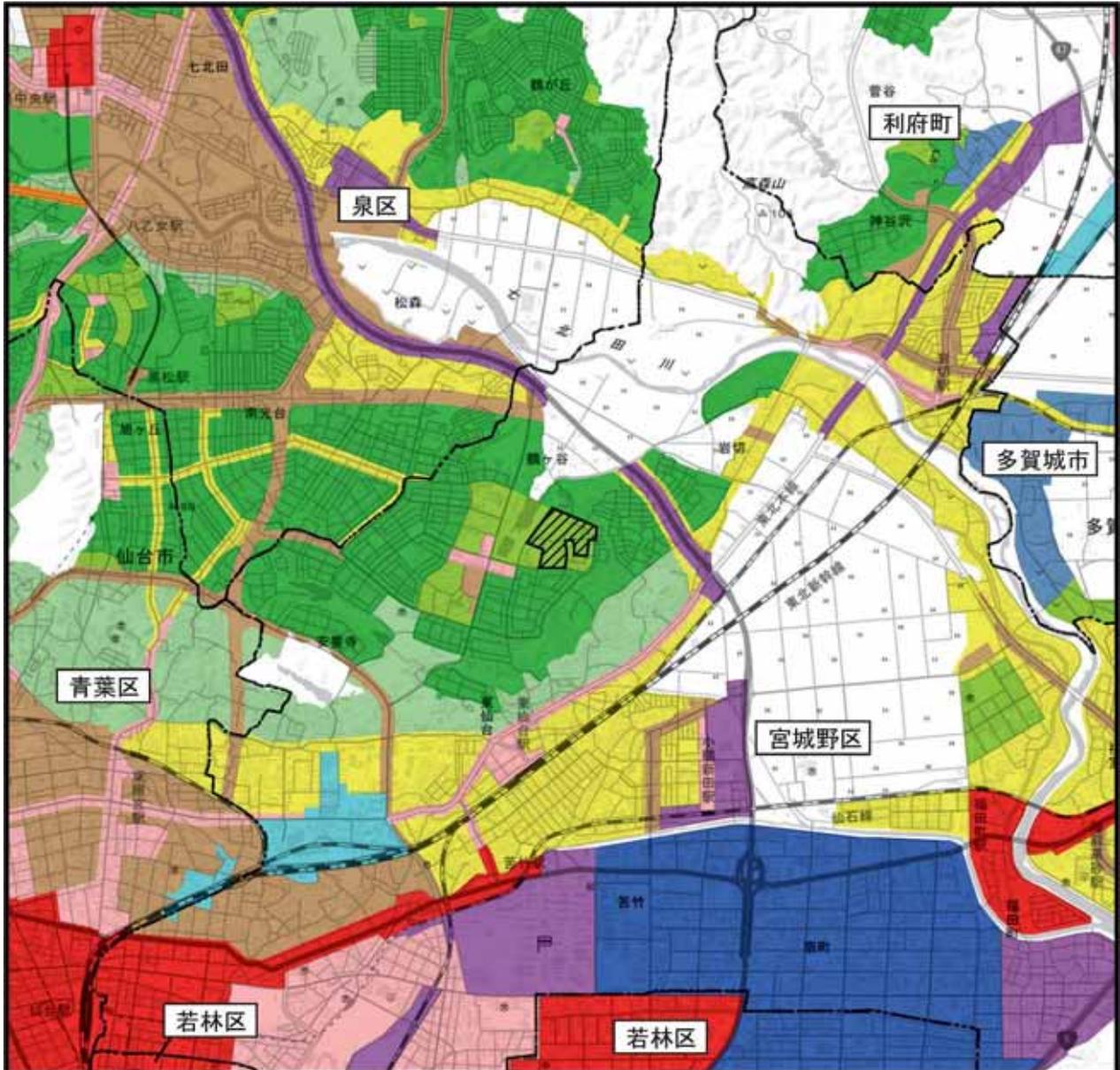
図 3-19 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）分布図



3.8. その他の指定状況

(1) 用途地域の指定状況

調査範囲の用地地域の指定状況は、図 3-20 に示すとおりである。
計画地は、第一種中高層住居専用地域である。



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

 : 第一種低層住居専用地域

 : 第一種住居地域

 : 商業地域

 : 第二種低層住居専用地域

 : 第二種住居地域

 : 準工業地域

 : 第一種中高層住居専用地域

 : 準住居地域

 : 工業地域

 : 第二種中高層住居専用地域

 : 近隣商業地域

 : 工業専用地域

出典：「仙台市都市計画総括図」（平成30年3月 仙台市）
 「仙塩広域都市計画総括図」（平成29年3月 宮城県）

図 3-20 用途地域図



S=1:50,000

0 1250 2500m

(2) 法令等に基づく指定・規制

計画地に関連する主な関係法令は、表 3-38 に示すとおりである。

表 3-38 計画地に関連する法令等に基づく指定・規制等

関係法令	指定状況及び規制基準の内容	参照図表
仙台市環境基本条例	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めている。	-
仙台市環境影響評価条例	環境影響評価及び事後調査に関する手続き等を定めることにより、環境の保全及び創造の見地から適正な配慮がなされることを期し、現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的としている。	-
杜の都の風土を育む景観条例	杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し、施策の基本となる事項その他必要な事項を定めている。仙台市「杜の都」景観計画は平成 21 年 3 月に策定され、景観形成の方針、行為の制限に関する事項等を定め、「杜の都」の特性を活かした魅力的な景観形成を推進することとしている。	-
杜の都の環境をつくる条例	緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的としている。	前掲 図 3-13
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めている。	前掲 図 3-20
自然環境保全条例及び同県条例	自然環境の適正な保全を総合的に推進するとともに、県土の無秩序な開発を防止し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	図 3-21
自然公園法及び同県条例	優れた自然の風景地の保護とその適正な利用を図るとともに、自然公園に生息・生育する動植物の保護、自然公園の風景の保護が重要であることを鑑み、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を目的としている。	図 3-21 (該当なし)
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護事業を実施し、狩猟を適正化することにより鳥獣の保護、繁殖、有害鳥獣の駆除及び危険の防止を図り、生活環境の改善及び農林水産業の振興に資することを目的としている。	図 3-22
森林法	森林計画、国有林、保安林その他森林に関する基本的条項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的としている。	図 3-23 (該当なし)
砂防法	豪雨時における山崩れ、河床の浸食等の減少に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することによって、望ましい環境の確保と河川の治水、利水等の機能の保全を図ることを目的としている。	前掲 図 3-7 図 3-8 図 3-9 (該当なし)
地すべり等防止法	地すべり及びばた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、地すべり及びばた山の崩壊を防止し、国土の保全と民生の安定に資することを目的としている。	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止し、その崩壊に対して警戒避難体制を整備する等の措置を講じ、民生の安定と国土の保全とに資することを目的としている。	

※：（該当なし）は、計画地が指定されていないことを示す。

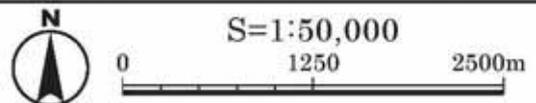


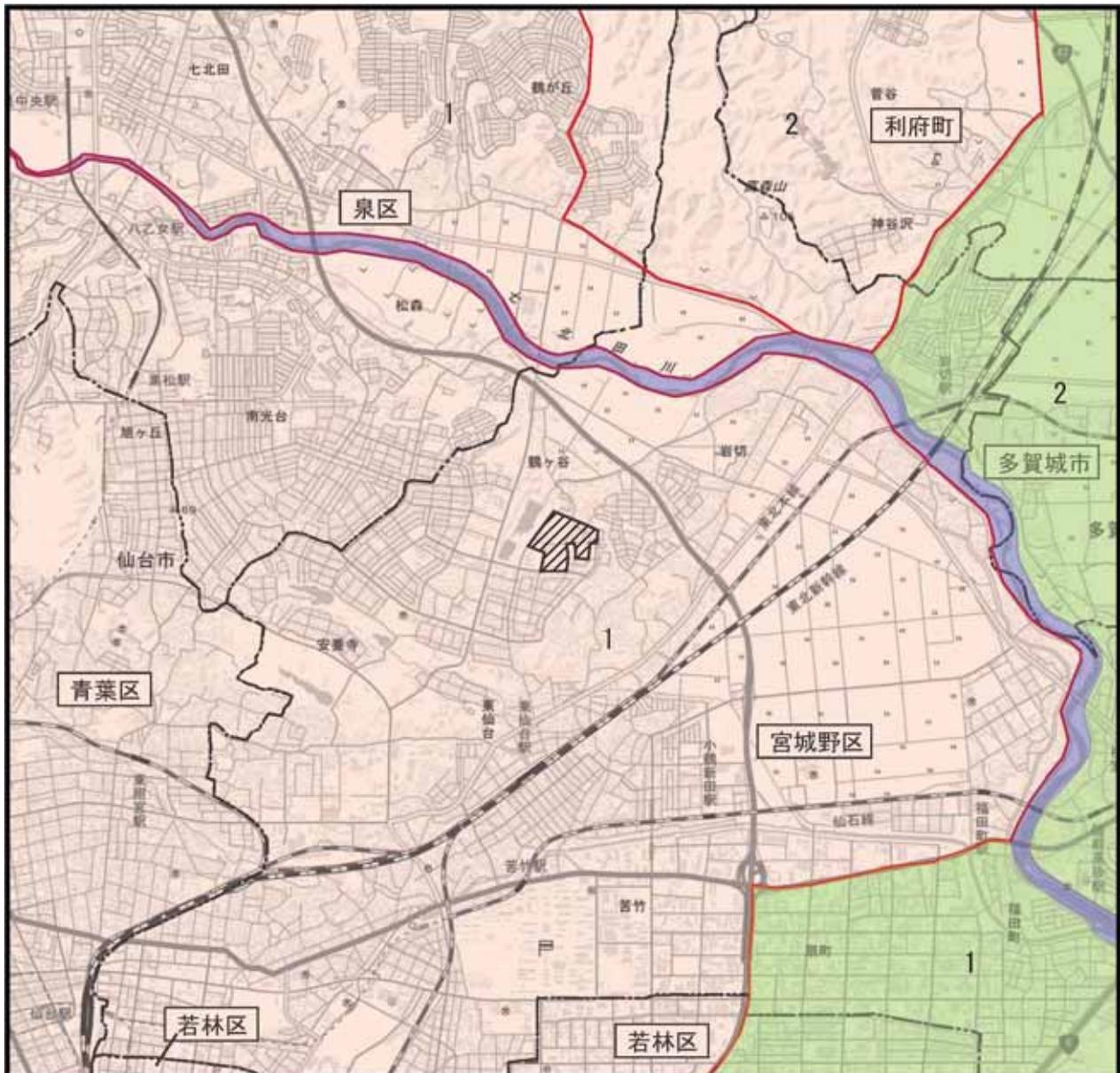
凡例

-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 県緑地環境保全地域（県民の森緑地環境保全地域）

出典：「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県）<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html>

図 3-21 緑地環境保全地域指定位置図





凡例

: 計画地

----- : 市区町界

: 鳥獣保護区 (図中番号 1 : 仙台 図中番号 2 : 県民の森)

: 特定猟具使用禁止区域 (銃) (図中番号 1 : 仙台 図中番号 2 : 仙台東)

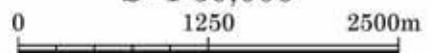
: 指定猟法禁止区域 (鉛製散弾) (七北田川)

出典 : 「平成 30 年度宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成 30 年 10 月 宮城県)

図 3-22 鳥獣保護区等指定位置図



S=1:50,000





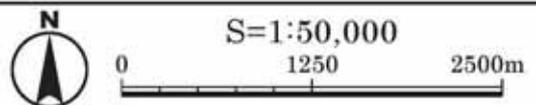
凡 例

 : 計画地

 : 保安林

出典：「宮城県森林情報提供システム」（平成30年4月 宮城県） <http://fgis-pref-miyagi.jp/>

図 3-23 保安林指定位置図



3.9. 行政計画・方針等

(1) 仙台市総合計画

仙台市総合計画の”基本構想”においては、21世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿を示している。 ”基本構想”では、仙台が培ってきた都市の個性を、市民と行政の協働によって発展させた姿として、「誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市、『ひとが輝く杜の都・仙台』」であるために、「未来を育み創造する学びの都」「支え合う健やかな共生の都」「自然と調和し持続可能な潤いの都」「東北を支え広く交流する活力の都」の4つの都市像が掲げられている。

”基本構想”を実現するための”基本計画”では、計画期間である平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までの10年間で「新たな都市のシステム確立に向けた変革の期間」と位置づけ、表3-39に示すように目指すべき都市像を実現するために重点政策を設定している

表 3-39 重点政策

重点政策	施策の方向性
学びを多彩な活力につなげる都市づくり	「未来を育み創造する学びの都」を実現するため、多様な学びの場をつくり、学びにより高められた市民力を多面的に生かしていくとともに、未来を担う子どもたちや若者の学びを支え、社会に羽ばたく力を育むことにより、都市の活力につなげる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学びを楽しむミュージアム都市の推進 ・ 学都・仙台の資源を多面的に生かすまちづくり ・ 地域と共に育む子どもたちの学ぶ力
地域で支え合う心豊かな社会づくり	「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、共に生き、健康で、安全・安心な地域と暮らしの環境整備を推進するとともに、さまざまな課題に対して、互いに連携し、多層的に対応できる仕組みづくりを進め、誰もが地域とのつながりを持ち、心豊かに暮らすことができる社会をつくる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生・健康社会づくり ・ 子育て応援社会づくり ・ 安全で安心な市民の暮らしを支える取り組み
自然と調和した持続可能な都市づくり	「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するため、暮らしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 低炭素・資源循環都市づくりの推進 ・ 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進 ・ 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成 ・ 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり
人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり	「東北を支え広く交流する活力の都」を実現するため、地域産業の飛躍や交流人口の拡大を図るとともに、地下鉄東西線により新たに生まれる都市軸を最大限活用し、産業・学術・歴史・文化芸術・スポーツなどの都市の資源や仙台の持つ人材力を複合的に結びつけ、さまざまな戦略的プロジェクトを生み出しながら、東北の持続的な成長を支える仙台の都市全体の魅力・活力づくりを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業の飛躍と競争力の強化 ・ 東北の交流人口の拡大への戦略的取り組み ・ 未来への活力を創る産業の育成・誘致 ・ 新たな都市軸の形成と活用

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年3月 仙台市）

分野別計画では、表 3-40 に示すように「学びの都・共生の都の実現をめざす」（3 分野 30 基本的施策）、「潤いの都・活力の都の実現をめざす」（3 分野 23 基本的施策）ごとに基本的施策が体系づけられている。

表 3-40 分野別計画

学びの都・共生の都の実現をめざす	潤いの都・活力の都の実現をめざす
<p>1. 学びや楽しみを多様な創造につなげる都市づくり</p> <p>学びの資源を生かしたまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史文化を生かしたミュージアム資源の創出と情報の発信 ・多様な学びの拠点の充実 ・学びを楽しむことのできる環境整備 ・大学等と連携したまちづくり ・若者の力を生かしたまちづくり <p>子どもたちが自ら学び成長する教育環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を育む学校教育の充実 ・子どもたちの多様な学びの場となる体験機会の充実 ・子どもたちの成長を応援する地域づくり <p>文化芸術やスポーツを生かした都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の創造性を生かす文化芸術の振興 ・市民の健やかさを生み出すスポーツの振興 	<p>1. 自然と調和し持続可能な環境都市づくり</p> <p>低炭素・資源循環都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低炭素都市づくり ・資源循環都市づくり ・良好で快適な環境を守り創る都市づくり <p>自然と共生する都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の保全 ・緑と水のネットワークの形成 ・身近で魅力的な公園の整備 ・風格ある景観の形成
<p>2. 健康で安全に安心して暮らすことができるまちづくり</p> <p>心身ともに健康な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進 ・医療・救急体制の充実 <p>災害に強い都市づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い都市構造の形成 ・災害への対応力の強化 ・地域の連携による防災力の向上 <p>安全・安心な暮らしづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な生活基盤の整備・管理 ・地域の安全対策の充実 ・暮らしの安全の確保 	<p>2. 魅力的で暮らしやすい都市づくり</p> <p>機能集約型市街地づくりと地域再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の活力を生み出す都心の機能の強化・充実 ・拠点の機能の強化・充実 ・都市構造の基軸となる都市軸の形成 ・良好な市街地の形成と郊外区域等の再生 <p>公共交通中心の利便性の高い交通体系づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道にバスが結節する公共交通ネットワークの構築 ・便利で安全な交通環境の構築 ・都市活動を支える道路ネットワークの構築
<p>3. 共に生き自立できる社会づくり</p> <p>誰もが共に生き自己実現できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとにやさしい都市環境の構築 ・男女共同参画社会の形成 ・外国人が暮らしやすい社会の形成 <p>安心して子どもを生み育てることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明るく元気に育つ環境づくり ・安心して子育てができる社会づくり ・子どもと子育てが家庭を応援する地域づくり <p>高齢者が元気で安心して暮らすことができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持ち社会参加することができるまちづくり ・健康で活力に満ちた生活を送ることができるまちづくり ・介護サービス基盤の整備と支え合う地域づくり <p>障害者が安心して自立した生活を送ることができるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した地域生活を送ることができるまちづくり ・安心して暮らすことができるまちづくり ・生きがいや働きがいの持てるまちづくり 	<p>3. 成熟社会にふさわしい魅力・活力づくり</p> <p>都市の個性を伸ばす仙台の魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人をひきつける仙台ブランドの創造 ・広域交流機能の充実 ・世界につながる都市づくり ・東北各地域との連携の強化 <p>暮らしや雇用を支える地域経済の活力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の活性化と雇用・就業機会の拡大 ・付加価値の高い産業の振興 ・情報通信技術を生かした活力づくり ・中心部・地域商店街の活力づくり ・多面的機能を有する農林業の活性化

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画 2020」（平成 23 年 3 月 仙台市）

(2) 仙台市都市計画マスタープラン

本方針は、都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法第 2 条第 4 項）並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第 6 条の 2）に即して定めたもので、仙台市がこれから進める都市計画は本方針に基づいて行うものとしている。

本方針の計画期間は、仙台市基本構想に掲げた 21 世紀半ばを展望した都市像の実現をめざし、仙台市基本計画の計画期間とあわせて平成 24 年度から平成 32 年度までとされている。

21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像は表 3-41 に示すとおりであり、東北の発展を支え先導する役割を担い、国内外と広く交流・連携することにより都市の活力の向上を図るとともに、「杜の都」仙台の自然と調和する都市の個性と豊かさの向上によって市民一人ひとりの暮らしを充実させることをめざすものである。

表 3-42 及び図 3-24 に示す土地利用の基本方針では、計画地が該当する「市街地ゾーン・郊外区域」の基本方針として、「豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する」、また、「市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保等、良好な生活環境の形成を図るとされている。特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。」こととされている。

また、表 3-43 に示す都市づくりの基本的な方向においては、郊外区域の地域再生が掲げられており、1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善、2) 生活に必要な地域交通の確保、3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化を図ることとされている。

表 3-41 都市づくりの目標像

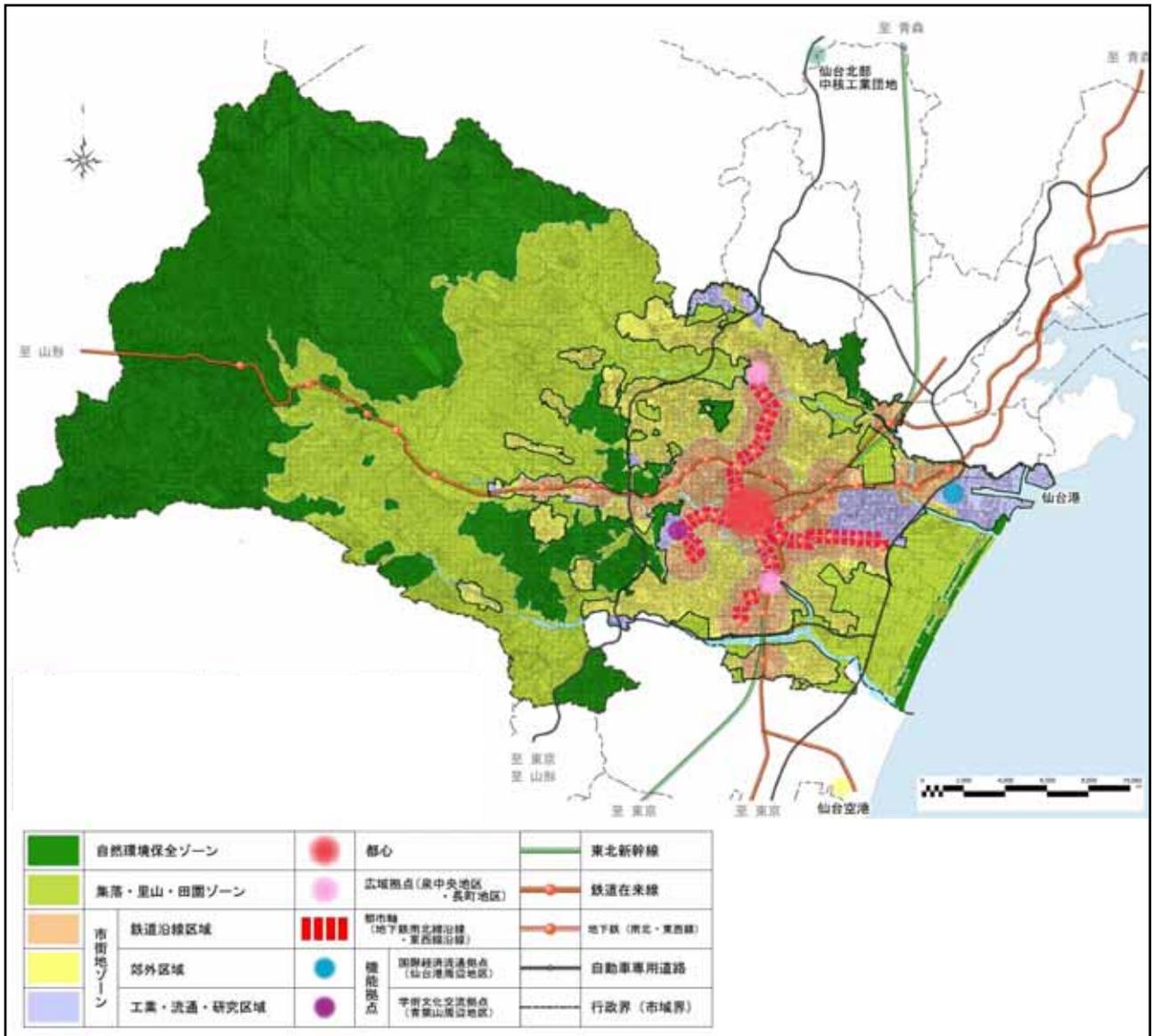
21 世紀半ばを展望した都市づくりの目標像	
目標像	杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市 ～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～
○	機能集約型都市の形成を一層推進し、東北の中核都市にふさわしい都市機能の集積を誘導するとともに、地域の特性を最大限活かし、地域特性を最大限生かした人口規模や地域の状況変化に応じた良好で暮らしやすい市街地を形成します。 そして、豊かな自然と多様な生態系と豊かな自然環境に調和した、機能集約型都市を未来につないでいきます。
○	世界と東北を繋ぐゲートウェイとして、人流・物流両面での総合的な交通ネットワークの一層の充実をめざします。 また、移動が便利で快適な鉄道を中心とした総合交通体系の構築をめざすとともに、過度な自動車利用から公共交通や自転車などの交通手段への転換を促し、低炭素型の都市構造の構築をめざします。
○	「新次元の防災・環境都市」を形成するため、減災を基本とする多重防御の構築やエネルギー対策など、環境施策の新しい展開に向けた取り組みなどを総合的に推進するとともに、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを導入した都市づくりをめざします。
○	「杜の都」仙台の美しさと魅力をさらに高めるため、豊富な緑と水に包まれた潤いある市街地や、地球環境にやさしい低炭素型の都市空間、歴史や文化・伝統が薫る風格ある街並み空間の創出をめざします。
○	多様な地域活動や市民活動をさらに発展させ、さまざまな活動主体間や市民との連携体制を強化し、市民と行政の協働・連携による都市づくりを進めていきます。 また、公共サービスの提供や都市政策の課題解決において、新しい市民協働、市民参加の枠組みを創出し、新たな市民と行政のパートナーシップによる都市づくりに取り組んでいきます。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

表 3-42 土地利用の基本方針

都市空間構成の基本方針	
<p>○奥羽山脈から太平洋までの豊かな自然や里山、河川の豊かな水に支えられた田園が都市を囲んでいる都市を囲んでいる都市構造を「杜の都」の資産として将来に継承するため、法令などにもとづいて自然環境の一層の保全を図るとともに、魅力ある「杜の都」を創造していきます。</p> <p>○社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に的確に対応し、持続的な発展を支える活力と魅力あふれる都市の実現を目指すため、市街地の拡大は抑制することを基本とし、土地利用と交通施策の一体的推進と、暮らしに関連する施策の連携により、都心、拠点、都市軸などへそれぞれの地域特性に応じた多様な都市機能を集約し、さらに郊外区域の暮らしを支える都市機能を維持・改善する取り組みによって、「機能集約型市街地再生と地域再生」の都市づくりを進めます。</p>	
土地利用の基本方針	
自然環境保全ゾーン	豊かな生態系を支える地域であり、本市の自然特性が将来にわたって保持されるよう、自然環境を保全するとともに、被災した東部地域の自然環境を再生する。
集落・里山・田園ゾーン	自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ他面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持・改善を図る。 土地利用の転換は、公益上必要な施設や集落の生活環境を維持する施設などの周辺環境と調和したものを除き抑制する。 里山地域は山地と市街地の緩衝帯として本市の生態系の連続性を支える地域であり、保全に努めるとともに、森林などの持続的な利活用、環境と調和した農林業の振興などを推進する。 田園地域は、水田の持つ気候緩和機能や保水機能などを保全するとともに、被災した東部地域においては、生産基盤の強化などによる農地の再生と、被災した方の移転先として農地に配慮しながら安全な住まいを確保する。
市街地ゾーン	市街地ゾーンについては、「鉄道沿線区域」、「工業・流通・研究区域」、「郊外区域」の3つに区分し、それぞれの地域特性に応じた土地利用を進める。 豊かな都市環境や歴史的・文化的資産、風格のある都市景観などを活かし、環境負荷にも配慮しながら、魅力的で活力のある市街地空間を形成する。
鉄道沿線区域	鉄道を中心とする交通利便性を活かして生活機能の充実を図るとともに、居住機能の一層の集積を図る。
工業・流通・研究区域	交通利便性や地域の中心としての機能を生かした生活環境の充実を図るとともに、居住機能を一層集積する。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、鉄道沿線区域への移転を推進する。
郊外区域	市民の暮らしを支える都市機能の維持・改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境の形成を図る。 特に、地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉など様々な分野の連携を図りながら、市民と共に地域特性を活かした活力ある地域づくりによる地域再生を進める。 また、丘陵地などの安全で安心な宅地の確保を進める。
都心、拠点、都市軸形成の方針	
都心	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引し、商業・業務機能、国際交流機能、文化・芸術機能、居住機能など多様な機能と、利便性の高い交通環境が調和して相乗的に都市活力を生み出すよう、都心機能を強化・拡充する。 また、都心に集積された都市機能や資源を復興を支える源泉としながら、東北仙台・仙台都市圏を力強く牽引する。
拠点	都心との機能分担や連携を図りながら、広域拠点及び機能拠点を次のように配置する。
広域拠点	泉中央地区及び長町地区に「広域拠点」を配置し、都市圏の活動を支え、生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の強化・充実を進める。
機能拠点	仙台塩釜港周辺地区に「国際経済流通拠点」、青葉山周辺地区に「国際学術文化交流拠点」を配置し、都市としての持続的な発展を支える魅力的で個性ある都市機能の強化を進める。
都市軸	東西と南北の地下鉄駅を結ぶ地下鉄沿線を、十文字型の「都市軸」と位置づけ、駅を中心とした土地の高度利用や都市機能の集積を図る。 また、被災した方の安全な住まいの確保に向けて、「都市軸」への移転を推進する。
東西都市軸	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など、多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な発展を担う新たな創造と交流の基軸を形成する。
南北都市軸	都心と広域拠点などを結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、地域特性を生かした都市機能の更新・強化を進める。

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成24年3月 仙台市）



出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

図 3-24 ゾーンの区分と拠点の配置

表 3-43 都市づくりの基本的な方向

○土地利用に関する基本的な方向		自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図ります
方針	1. 都心の機能強化・拡充	1) 多様な都市機能の集積・高度化 2) 都市基盤の整備と市街地環境の改善 3) 都心交通環境の改善・強化 4) 緑あふれ風格のある都心空間の創出 5) 魅力や利便性を活かした都心居住の推進
	2. 拠点の機能強化・充実	1) 広域拠点に魅力的で個性ある都市機能の集積・強化 2) 機能拠点に国際的な経済物流交流機能と学術文化交流機能の集積
	3. 都市構造の基軸となる都市軸の形成	1) 地下鉄東西線沿線に地域特性や多様な資源を活かした都市機能の集積・連携 2) 南北線沿線に都心との連携を強化する都市機能の集積・更新 3) 都市軸沿線居住の推進
	4. 良好な市街地の形成	1) 鉄道沿線地区に暮らしを支える都市機能の充実 2) 工業・流通・研究区域に産業機能の集積と産業構造の変化に対応した地域産業の集積 3) 大規模施設跡地などの魅力的で周辺と調和した土地の有効利用 4) 住み替えしやすい環境の構築
	5. 郊外区域の地域再生	1) 暮らしを支える都市機能の維持・改善 2) 生活に必要な地域交通の確保 3) さまざまな関連分野が連携した地域活動の活性化
	6. 自然環境の保全・継承	1) 豊かな自然環境や水環境の保全・継承 2) 集落・里山・田園環境の保全と農村地域の活性化 3) 多様な生態系の保全と水源の涵養 4) 東部地域の貴重な自然環境と恵み豊かな集落・田園環境の再生
○交通に関する基本的な方向		公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図ります
方針	7. 鉄道を中心とした総合交通体系の構築	1) 地下鉄東西線の整備 2) 既存鉄道の強化 3) 鉄道と連携したバス路線網への再編 4) 交通結節機能の強化 5) 都市活動を支える幹線道路網の構築 6) 広域交通基盤の防災機能の強化
	8. 便利で快適な交通環境の構築	1) 乗り継ぎ利便性の向上 2) 利用しやすい運賃やサービスの導入 3) 交通施設のバリアフリー化の推進
	9. 環境にやさしい交通手段への転換	1) 過度な自動車利用から公共交通利用への転換 2) 自転車利用の推進 3) 公共交通などの適正な利用の推進
○防災・環境に関する基本的な方向		災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図ります
方針	10. 災害に強く安全で安心な都市空間の形成	1) 都市施設の防災性向上などによる災害に強い都市の構築 2) 公共施設や都市施設などの整備と適切なマネジメントの推進 3) 高齢者などにやさしく子育てしやすい都市環境の構築 4) 防犯に配慮した都市環境の構築 5) 多重防御による総合的な津波対策と安全性の高いまちづくりの推進 6) 丘陵地などの安全で安心な宅地の確保
	11. エネルギー負荷の少ない都市空間の形成	1) 建築物などの省エネルギー性能の向上 2) 地域で活用できる高効率エネルギーシステムの推進 3) 自然の働きを活かした都市空間の形成 4) エコモデルタウンの構築
○緑・景観に関する基本的な方向		都市の美しさと豊かさを備えた、都市空間の形成を図ります
方針	12. 緑豊かで潤いのある都市空間の形成	1) 緑と水による潤いのある都市空間の形成 2) 市民ニーズを反映した魅力ある公園づくりの推進 3) 自然や歴史とふれあう交流ゾーンの再生
	13. 風格ある都市景観の形成	1) 「杜の都」にふさわしい都市景観の形成 2) 魅力的な街並みの形成 3) 歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成
○市民協働に関する基本的な方向		きめ細やかな街づくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図ります
方針	14. きめ細やかなまちづくりへの総合的な支援	1) 地域特性に応じたきめ細やかな対応 2) 地域住民のまちづくり活動の支援強化 3) 地域住民との情報共有
	15. 市民力の拡大と新しい市民協働の推進	1) 市民参画の機会の拡充 2) まちづくり主体の交流と連携の推進 3) 市民力が発揮できる新しい市民協働の推進 4) 復興まちづくりを進めるための協働の仕組みづくり

出典：「仙台市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月 仙台市）

(3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）

「仙台市環境基本条例」（平成 8 年 3 月 19 日 仙台市条例第 3 号）に基づき定められた「杜の都環境プラン」では、仙台市の環境の保全と創造に関わる政策・施策の基本的な方向を定めている。

現計画は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間としており、概ね 21 世紀中葉を展望した環境面から目指すべき都市像（環境都市像）と、環境都市像を具現化するため 4 つの分野別の環境都市像が設定され、それら都市像の実現を目指していくとされている。

なお、同プランは計画期間が 10 年間の長期に及ぶため、中間年にあたる平成 27 年度に中間評価が実施され、平成 28 年 3 月に計画の一部が改定されている。環境都市像は表 3-44 に示すとおりである。

表 3-44 環境都市像

環境都市像	
「杜」と生き、「人」が生きる都 ^あ 、仙台 ^わ 一杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへー	
分野別の環境都市像	
	「低炭素都市」仙台 まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 家庭やビルなどに太陽光発電システムなどの再生可能エネルギー利用が普及し、省エネルギー性能の高い設備を備えた長寿命で高品質な建物が普及し、エネルギー効率の高い都市となっている。 地下鉄やバスの活用などにより、自動車に過度に依存しない交通体系が構築され、また電気自動車などの次世代自動車の普及が進み、まちの空気が澄んでいる。 森林や緑が二酸化炭素の吸収・固定に力を発揮している。森林資源は建物の素材や製品、エネルギー源として地域の中で持続的に有効利用されている。 など
	「資源循環都市」仙台 資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 日常の生活で、ごみの発生抑制の取り組みが徹底され、環境配慮商品やリサイクル品の利用などが生活の中に定着している。 事業活動では、ごみになるものは作らない、売らないという考え方が浸透し、製造、流通、販売などの各段階で資源が有効に活用されている。 生ごみは堆肥化して花壇や野菜づくりに活用されるなど、地域での資源循環の取り組みが進んでいる。 など
	「自然共生都市」仙台 自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 山から海までの自然や生態系が保全され、自然とのふれあいの機会が豊富にある。自然との交流の中から、杜の都の自然への感性や生態系への認識がはぐくまれている。 市街地に緑があふれ、水辺で楽しめる空間がある。ビオトープ(生物の生息・生育空間)づくりや自然再生により、森林や田園と市街地とが結ばれ、生物が身近なところでも見られるようになっている。 森林や農地などの緑が守られ、資源の利活用や市民の参加・交流が盛んになっている。緑はバイオマス資源としても都市の中で持続的に有効利用されている。 など
	「快適環境都市」仙台 市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市
例えば	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質などは現在の良好な状態をさらに上回る水準を保ち、安全・安心で快適な高い生活の質を支えている。 すがすがしい空気、心安らぐ鳥のさえずり、清涼でおいしい水など、高い質の環境を市民が暮らしの中で実感できる。 歴史的・文化的な環境を大切にする価値観が浸透するとともに、それらの環境が保全・再生され、身近にふれあうことができる。 青葉山から眺める市街地とその奥に広がる太平洋、地域の人に愛されるまち並み、憩いと交流の場となる空間など、多様な環境の質を感じることができる。 など

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

「杜の都環境プラン」では、表 3-45 及び図 3-25 に示すように、都市構造や都市空間、経済・産業、そして社会のあり方の視点から持続可能な環境都市の将来イメージが描かれている。計画地は市街地（市街地地域）に該当する。

表 3-45 都市の将来イメージ

都市全体の将来イメージ
<p>山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じ取ることができる姿となっています。</p>
地区別の将来イメージ
市街地の姿
<p>鉄道を基軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。</p> <p>また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。</p> <p>いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴のある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。</p>
郊外部の姿
<p>豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。</p> <p>また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。</p>
市街地と郊外部のつながり
<p>自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。</p> <p>また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫が見られるようになっていきます。</p>

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）



出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

図 3-25 都市全体の将来イメージ

環境都市像を実現するために、表 3-46 に示すように、「低炭素都市」、「資源循環都市」、「自然共生都市」、「快適環境都市」の分野別に対応する施策が設定されている。また、これらの分野に共通する仕組みづくりや人づくりなどについて、「良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり」として別に施策分野を設定し、施策の実現を図ることとされている。

表 3-46 環境施策の展開の方向

1. 低炭素都市づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における温室効果ガス排出量を平成 22 年度(2010 年度)比で 0.8%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる ・環境負荷の小さい交通手段への転換を進める ・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる ・気候変動によるリスクに備える ・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる
2. 資源循環都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるごみの総量を 360,000t 以下とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)におけるリサイクル率を 35%以上とします。 ■平成 32 年度(2020 年度)における燃やすごみの量を 305,000 t 以下とします。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・資源を大事に使う ・資源のリサイクルを進める ・廃棄物の適正な処理を進める
3. 自然共生都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 32 年度(2020 年度)におけるみどりの総量(指標：緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。 ■生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。 ■身近な生きものの市民の認識度を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境を守り、継承する ・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする ・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める ・豊かな水環境を保つ
4. 快適環境都市づくり	目標	<ul style="list-style-type: none"> ■大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態を維持します。 ■平成 32 年度(2020 年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ ・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	■平成 32 年度(2020 年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる ・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える ・環境づくりを支える市民力を高める ・環境についての情報発信や交流・連携を進める

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020 (改定版)」(平成 28 年 3 月 仙台市)

「杜の都環境プラン」では、地形や自然特性、土地利用の状況等を踏まえ、山地地域、西部丘陵地・田園地域、市街地地域、東部田園地域、海浜地域の5つの地域に大別し、基本的な土地利用の方向性や環境に配慮すべき事項など基本的な指針が示されている。

計画地が位置する市街地地域の指針は、表 3-47 に示すとおりである。

表 3-47 土地利用における環境配慮の指針

市街地地域	基本的考え方	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないよう留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房※など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (2) 自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性能の向上、外壁や舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 (3) 移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 (4) 限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 (5) 生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 (6) 野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 (7) 健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善に努める。 (8) 健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が暮らしの中で実感できる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

また、「杜の都環境プラン」においては、開発事業等を実施する際の環境負荷の低減のため、表 3-48 に示すように企画段階、計画段階、実施段階以降の各段階における配慮すべき指針が示されている。

表 3-48 開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行っただけで代償措置を実施する。 (2) 市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 (3) 環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 (4) 道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 (5) コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 (6) 地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 (7) 早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 (2) 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 (3) 廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 (4) 地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 (5) 周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、動物の移動経路の確保を検討するとともに、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 (6) 事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 (7) 発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 (8) 歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 (9) 地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 (10) 適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 (11) 住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 (12) 開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生防止に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 (2) 既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 (3) 環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 (4) 緑地等の適切な維持管理を行う。 (5) 事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画 2011-2020（改定版）」（平成 28 年 3 月 仙台市）

(4) 仙台市みどりの基本計画

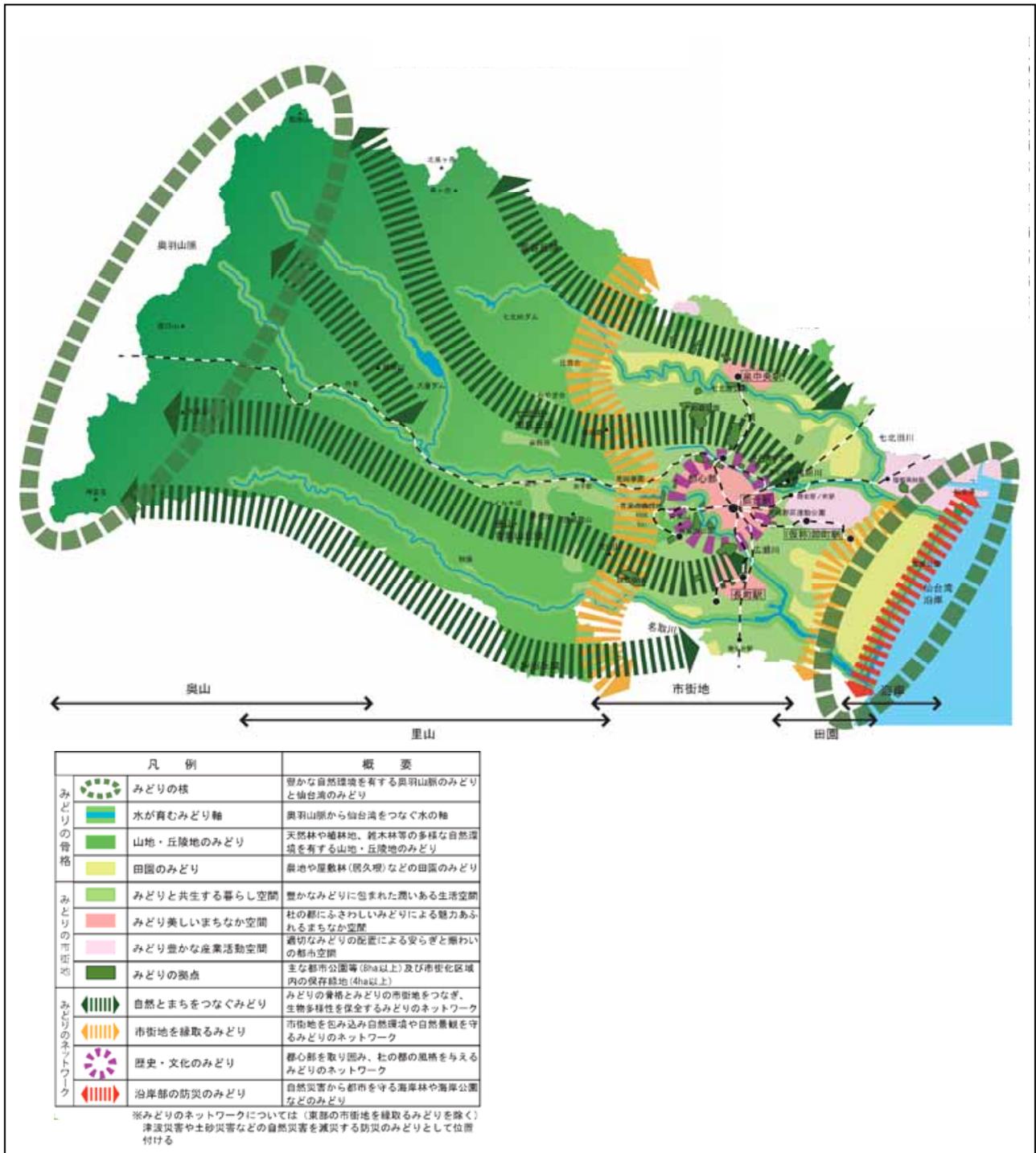
緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取組を実施するにあたって方針を示すものである。

前計画である「仙台グリーンプラン 21(仙台市緑の基本計画)」の策定から 10 年以上経過し、東日本大震災からの復興やみどりを取巻く社会状況の大きな変化に対応するため、これまでの施策を見直し、平成 24 年 7 月に新しい「仙台市みどりの基本計画」が策定された。

市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となり、東日本大震災からの復興のシンボルとして、東部地域のみどりを再生するとともに、奥山から海へと連続する多様なみどり、市民生活にうるおいを与えるみどり、歴史や文化と調和するみどりについて、継続的に守り育むことで、より豊かで質の高い新しい「杜の都・仙台」に発展させ、未来に継承していくこととし、基本理念は『みんなで育む「百年の杜」』とされている。

基本理念に示す「百年の杜」の将来像は、図 3-26 に示すとおりである。みどり豊かな奥羽山脈と田園・海岸を、丘陵地や河川のみどりでつなぎ、「みどりの骨格」を充実させ、自然環境保全や景観形成、防災などのみどりの機能を向上させるため、「市街地を縁取るみどり」、「防災のみどり」、「歴史・文化のみどり」などの「みどりのネットワーク」を形成させるものである。住宅地や商業地では「みどりの市街地」をつくり、特に都心部では歴史的・文化的資源を生かしながら、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を目指すこととしている。

基本理念の「百年の杜」を実現するため、表 3-49 に示すとおり、みどりの質（機能）に着目した 5 つの基本方針とそれらに対応する 7 つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されており、生活環境の向上として民間施設の緑化推進があげられている。



出典：「仙台みどりの基本計画」(平成 24 年 7 月 仙台市)

図 3-26 「百年の杜」の将来像

表 3-49 基本方針と重点プロジェクト

基本方針	施策体系	百年の杜づくりプロジェクト
<p>1 安全・安心のまちづくり</p> <p>地震や津波などの自然災害から市民の安全を守るとともに、災害時においても多様な機能を発揮する空間を確保します</p>	<p>①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生 ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実 iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立 	<p>1 みどりによる津波防災プロジェクト</p> <p>東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。</p>
<p>2 自然環境の保全・再生</p> <p>奥羽山脈からの仙台湾、それらをつなぐ河川や丘陵地などのみどりの骨格を守り育みます</p>	<p>①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸の保全・再生 ii) 名取川、広瀬川、七北田川の保全 iii) 農用地やため池の保全・再生 iv) 市街地を縁取るみどりの保全 <p>②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 市街地の樹林地の保全 ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実 iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進 iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成 <p>③都市のみどりを循環させる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりの有効活用 ii) 環境負荷の小さい資材の活用 	<p>2 みどりの骨格充実プロジェクト</p> <p>適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。</p>
<p>3 生活環境の向上</p> <p>より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます</p>	<p>①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 都市公園の整備推進 ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進 iii) 公園緑地の管理運営の充実 <p>②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 公共施設の緑化推進 ii) 民間施設の緑化推進 iii) 住宅地の緑化推進 	<p>3 街のみどり充実プロジェクト</p> <p>公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。</p> <p>4 魅力ある公園づくりプロジェクト</p> <p>市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。</p>
<p>4 仙台らしさを育む</p> <p>杜の都にふさわしい魅力あるみどり豊かな都市空間をつくります</p>	<p>①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり iii) 風格ある杜の都の景観づくり <p>②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 歴史・文化資源と調和するみどりの充実 ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全と活用 iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用 	<p>5 みどりの地域資源活用プロジェクト</p> <p>歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林等を保全・活用するとともに、これらみどりの地域資源の魅力を広く発信します。</p> <p>6 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト</p> <p>中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。</p>
<p>5 市民協働の推進</p> <p>市民、市民活動団体、事業者の主体的なみどりのまちづくりを応援します。</p>	<p>①みどりを守り、育む活動を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 <p>②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実 	<p>7 市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト</p> <p>みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。</p>

出典：「仙台みどりの基本計画」（平成 24 年 7 月 仙台市）

(5) 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020

「仙台市地球温暖化対策推進計画」は、1995（平成 7）年 1 月に策定、2002（平成 14）年 5 月に改定した計画が平成 22 年度末をもって計画期間満了を迎えることから、仙台市環境審議会・地球温暖化対策専門部会での審議や中間案に対する市民意見募集を行うなど、計画の改定作業を進めていた。

しかし、2011（平成 23）年 3 月 11 日の東日本大震災により、本市は電気・ガス・ガソリン等のエネルギー供給の途絶を経験し、一方、国においては原子力発電所の事故に端を発したエネルギー需給構造の見直しなど、計画の前提となる状況が大きく変化したことから、改定を見合わせていた。2015（平成 27）年度に入り、日本の約束草案や長期エネルギー需給見通しなど、計画を検討するにあたって必要な条件が明らかとなってきたことから、改定作業を再開し、平成 28 年 1 月 20 日に仙台市環境審議会より仙台市長へ答申書が提出され、同年 3 月に計画が改定された。計画の概要は、表 3-50 に示すとおりである。

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間を計画期間とする本計画では、杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

表 3-50 仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020 の概要

温室効果ガスの削減目標	2020(平成 32)年度における温室効果ガス排出量を基準年度である 2010(平成 22)年度比で 0.8%以上削減
施策体系	<ol style="list-style-type: none"> 1. 杜の都の資産を生かし、低炭素の面からまちの構造・配置を効率化する <ol style="list-style-type: none"> (1) 都心、拠点、都市軸等、それぞれの役割に応じた機能の配置 (2) 分散型や面的なエネルギー利用の推進 (3) 自然環境の保全と継承 2. 環境負荷の小さい交通手段の利用を促進する <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道を中心とした公共交通体系の十分な活用 (2) 環境負荷の小さい交通手段の選択促進 3. 省エネ・創エネ・蓄エネの普及拡大を図る <ol style="list-style-type: none"> (1) 省エネルギー設備・建築物の普及促進 (2) 創エネルギー(再生可能エネルギー等)の利用拡大 (3) 蓄エネルギーの普及拡大 (4) フロン類等の排出削減の徹底 4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民・事業者・市の連携による 3R の推進 (2) 廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用 5. 気候変動による影響を知り、リスクに備える <ol style="list-style-type: none"> (1) 気候変動による影響の把握と啓発 (2) 気候変動影響リスクの低減 6. 低炭素社会推進の仕組みをつくり、行動する人を育てる <ol style="list-style-type: none"> (1) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり (2) 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進 (3) 低炭素技術・産業の育成支援
重点プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー自律型のまちづくり 2. 低炭素な交通利用へのシフト 3. 快適な暮らしや地域経済を支える省エネ促進 4. 3R×E で低炭素 5. 杜を守り、杜に護られる仙台 6. せんだい E-Action

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画 2016-2020」(平成 28 年 3 月 仙台市)

(6) ビオトープ復元・創造ガイドライン

「ビオトープ復元・創造ガイドライン」は仙台市におけるまちづくりに「ビオトープ (Bio-Topo 生物生息・生育可能な自然生態系が機能する空間) の復元・創造」の視点を加え、市域全体のビオトープネットワークをイメージしつつ、市民の身近な生活空間にいわゆる普通種を主体とした生物の生息・生育空間を確保するための基本的考え方や、技術的指針をガイドラインとしてまとめられたものである。その中で、ビオトープ保全・復元・創造の基本方針、可能性や展開方針が示されている。基本方針は、表 3-51 に示すとおりである。

表 3-51 ビオトープ保全・復元・創造の基本方針

番号	ビオトープ保全・復元・創造の基本方針	
(1)	市街地において積極的にビオトープを復元・創造する	市域全体の生物生息・生育空間確保のため、郊外の自然的地域の保全と同時に、自然が失われつつある市街地及びその周辺においては、より積極的なビオトープの復元・創造を図る。 市街地においては、特に生物生息・生育空間の確保が難しいので、まとまった専用空間に限らず、小さくとも様々な工夫による空間を確保し、それらをつなげて配置していくよう努める。
(2)	地域の環境特性を重視し、人為的改変を最小化する	ビオトープの復元・創造に当たっては、事業地を含む可能な限り広い範囲で生態系を調査し、その環境特性にふさわしいビオトープの保全・復元・創造に努める。 特に、安易な種の移入や過剰な管理は避け、地域の在来種を最低限の環境整備により呼び込み、時間をかけて自然に完成されることを基本とする。 また原始的な自然については、保全を基本とし、人為的改変は必要最小限とし、保全措置は回避、低減、代償の優先順位に沿い、慎重かつ透明性をもって選択する。
(3)	人間と他の生物の望ましい関係づくりを考える	市街地におけるビオトープの保全・復元・創造は、人との関わりが深いことから、人にとって比較的好ましい種を対象とした保護・復活等が行われることが多い。この際、その対象種が自然の循環の中で繁殖し、自生できるような食物連鎖や環境要素が必要となるが、そのためには、時として人にとって必ずしも好まれない生物や環境要素の存在をも許容し、他の生物等との共存・共生を図ることが重要である。 また、生物と人間とのふれあいの場確保と同時に、人間の立入りを制限し、生物の隠れ場所等も確保するなど、適切な棲み分けに配慮する。
(4)	特定の環境要素のみならず、環境全体への影響に配慮する	生態系は、周囲の様々な環境要素と相互に影響し合っており、地域環境や地球環境を意識した視点が必要である。 特定の種や地域を対象とした保護・復活ばかりでなく、生態系全体の向上を意識し、市域外の環境要素への影響（二酸化炭素排出、資源調達や廃棄、生物の移動等）にも配慮する。

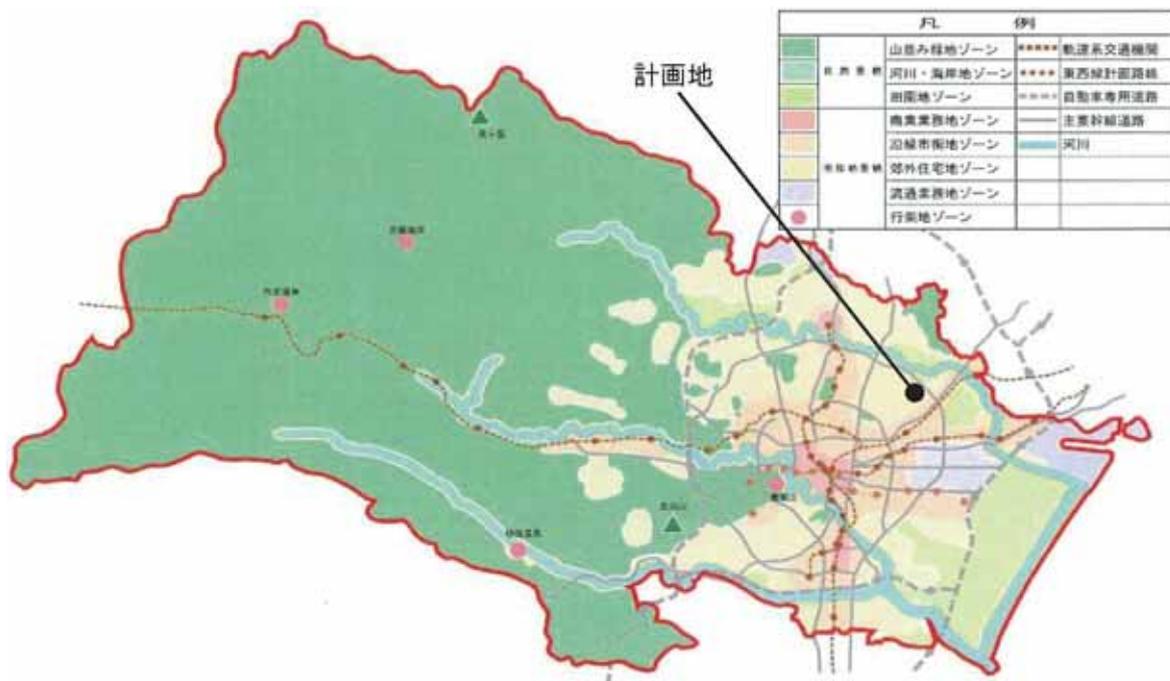
出典：「ビオトープ復元・創造ガイドライン」（平成 10 年 5 月 仙台市）

(7) 仙台市「杜の都」景観計画

「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）は、景観法（平成 16 年 6 月施行）の活用に基づき策定された「景観計画」として、「杜の都の風土を育む景観条例」をはじめとする自主条例による枠組みを、より実効性の高い施策として展開し、仙台の伝統と個性を誰もが実感できる都市の創生を図り、市民・事業者・行政との協調と連携による風格ある「杜の都」の景観形成を示したものである。仙台市の良好な景観形成を図る総合的な枠組みとして、区域と景観形成の方針、行為の制限に関する事項を定め、建築物等の届出と勧告等の制度を通じ、魅力的な景観形成を推進していくものとされている。

本計画では、都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、仙台市全域を「景観計画区域」と位置づけている。

その中で、ゾーン別景観形成の考え方が示されており、計画地は、「市街地景観 郊外住宅地ゾーン」に位置している。景観形成の方針として、目標となる具体的な期間が定められていないが、「周囲の自然環境と調和した、落ち着き感のある良好な住宅地の景観形成」、「くつろぎとやすらぎ、潤いのある住宅地景観の形成」、「地区特性を活かした美しい景観形成」の 3 つが挙げられている。また、建築物等に対する方針として、「周囲の山並み等の自然環境との調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」、「団地の家並みとの調和に配慮した建築物等の形態・意匠、色彩、高さ等」の 2 つが挙げられている。仙台市全域におけるゾーン区分図は、図 3-27 に示すとおりである。



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成 25 年 6 月改訂 仙台市）

図 3-27 仙台市全域におけるゾーン区分図

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4. 保全等に配慮すべき地域又は対象

4.1. 保全等に配慮すべき地域又は対象の選定基準

計画地及びその周辺地域において、自然環境の保全、生活環境の保全の観点から、保全等に配慮すべき地域又は対象について、以下のとおり整理した。

A：特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象

「特に保全重要度が高く、本事業の立地を回避すべき地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1 本事業の立地を回避すべき地域又は対象（A ランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(自然との触れ合い性)		
A-①	天然記念物 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	我が国にとって学術上価値の高いものとして国、宮城県及び仙台市が指定している動物、植物、地形・地質、保護区域であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-②	指定文化財 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	我が国にとって歴史上、芸術上、学術上価値の高いものとして国、宮城県、仙台市が指定している史跡及び建造物《有形文化財》であることから、事業の立地を回避する必要がある。
A-③	登録文化財 「文化財保護法」(昭和 25 年 法律第 214 号)	

B：本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表 4-2 に示すとおりである。

表 4-2 本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象（Bランク）の選定基準及び選定理由

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
B-①	砂防指定地 「砂防法」(明治30年 法律第29号)	治水上のため砂防設備を要する土地、一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-②	地すべり防止区域 「地すべり等防止法」(昭和33年 法律第30号)	地すべり活動を起こしている区域、起こす恐れが大きい区域及び隣接区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-③	急傾斜地崩壊危険区域 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生じる恐れのある土地及び隣接地のうち、行為を制限する必要がある土地であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-④ B-⑤	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、土石流) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年 法律第57号)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる区域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(自然との触れ合い性)		
B-⑥	風致地区 「都市計画法」(昭和43年 法律第100号)	都市の自然景観の維持等を目的として指定されている地区であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑦	特別緑地保全地区 「都市緑地法」(昭和48年 法律第72号)	都市における良好な自然的環境となる緑地を保全するために指定されたものであることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑧	県立自然公園区域 「県立自然公園条例」(昭和34年 宮城県条例20号)	自然環境を保全することが、その地域の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑨	県自然環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	
B-⑩	緑地環境保全区域 「自然環境保全条例」(昭和47年 宮城県条例第25号)	
B-⑪	保存緑地、保存樹木、保存樹林 「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年 仙台市条例第47号) 「多賀城市樹木の保存に関する要綱」(昭和60年 告示第40号)	都市の健全な環境を確保するために指定されている緑地及び地域の美観風致を維持するために指定されている樹木・樹林であることから、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
B-⑫	埋蔵文化財包蔵地 「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号)	学術上重要な文化財が確認されている土地であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。
(生活環境の保全性)		
B-⑬	騒音に係る環境基準のAA類型(特に静穏を要する地域) 「環境基本法」(平成5年 法律91号)	特に静穏であることが求められる地域であり、事業の立地にあたっては相当程度の配慮が必要である。

C：本事業の立地にあたって留意する地域又は対象

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象」として抽出した選定基準及び選定理由は、表4-3(1)及び(2)に示すとおりである。

表 4-3(1) 本事業の立地の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）の選定基準及び選定理由(1/2)

区分	選定基準	選定理由
(土地の安定性)		
C-①	災害の危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所） 「土砂災害危険箇所図公表システム」 （平成 30 年 9 月 宮城県） http://www.dobokugis.pref.miyagi.jp/	急傾斜地崩壊や地すべり等の危険が生じる恐れがある土地であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
(自然環境の保全性)		
C-②	自然性の高い植生 「平成 27 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」 （平成 28 年 3 月 仙台市）	自然性の高い植生の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-③	植物生育地として重要な地域 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 （平成 29 年 3 月 仙台市）	保全上重要な植物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-④	宮城県レッドデータブックにおける調査群落 「宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物 RED DATA BOOK MIYAGI 2016」（平成 28 年 3 月 宮城県）	保全上重要な植物群落の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑤	動物生息地として重要な地域 「平成 28 年度仙台市自然環境に関する基礎調査報告書」 （平成 29 年 3 月 仙台市）	保全上重要な動物種の生育が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑥	鳥獣保護区 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 （平成 14 年 法律第 88 号）	狩猟を禁止する等により野生鳥獣を保護する区域であることから、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑦	自然的景観資源 「杜の都 わがまち緑の名所 100 選」（平成 30 年 10 月 仙台市） http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html 「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月 仙台市） 「見る・学ぶ・遊ぶ」（平成 30 年 10 月 多賀城市観光協会） 「利府ワンダーナビ」（平成 30 年 10 月 利府町） http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205123922015/html/common/5ac734e0010.htm 「みやぎ観光 NAVi!!」（平成 30 年 10 月 宮城県） https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/	景観保全上重要な地形・地質、自然現象等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑧	歴史的景観資源 「杜の都 わがまち緑の名所 100 選」（平成 30 年 10 月 仙台市） http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/mesho100sen/index.html 「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月 仙台市） 「見る・学ぶ・遊ぶ」（平成 30 年 10 月 多賀城市観光協会） 「利府ワンダーナビ」（平成 30 年 10 月 利府町） http://www.town.rifu.miyagi.jp/www/contents/1205123922015/html/common/5ac734e0010.htm 「みやぎ観光 NAVi!!」（平成 30 年 10 月 宮城県） https://www.pref.miyagi.jp/site/kankou/	景観保全上重要な文化的建造物等が確認されている土地であり、事業の立地にあたって留意が必要である。
C-⑨	自然との触れ合いの場 「仙台市公園・緑地等配置図」（平成 29 年 4 月 仙台市） 「自然公園等区域閲覧サービス」（宮城県） http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/1top.html	不特定多数の人による自然を活用した活動の場であり、事業の立地にあたって留意が必要である。

表 4-3(2) 本事業の立地の立地にあたって留意する地域又は対象（Cランク）の選定基準
及び選定理由(2/2)

区分	選定基準	選定理由
(生活の環境性)		
C-⑩	騒音に係る環境基準のA類型（専ら住居の用に供される地域） 策一種低層住居専用地域、策二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域 「環境基本法」（平成5年 法律第91号）	静穏であることが求められる地域であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑪	河川・湖沼 「宮城県河川・海岸図（平成29年4月）」（宮城県） 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月 仙台市）	地域の動植物の生息・生育地として、また、用水などの生活資源としての河川・湖沼であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑫	水源地 「農業用水施設台帳(河川取水施設) 改訂五版」（平成20年3月 宮城県）	農業用水など生活資源としての水源地であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。
C-⑬	湧水 「平成27年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」（平成28年3月 仙台市）	市街地の緑地の減少や地下水の使用量の増大等により湧水の涸渇がみられる中で現存している湧水であり、事業の立地、工事の方法等に留意が必要である。

4.2. 保全等に配慮すべき地域又は対象への影響の有無

調査範囲における「保全等に配慮すべき地域又は対象」及び本事業によるこれらへの影響を踏まえた配慮区分の一覧は、表 4-4(1)～(8)及び図 4-1～図 4-3 に示すとおりである。

配慮区分については、計画地から各地域又は対象への距離及び本事業の特性（大規模建築物の建設）を考慮し、これらへの影響の有無について以下のとおり区分した。

- ・ 配慮区分「○」：「計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「△」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される地域又は対象」
- ・ 配慮区分「×」：「計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない地域又は対象(選定しない)」

表 4-4(1) 保全等に配慮すべき地域又は対象(1/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地を回避すべき地域又は対象(Aランク)		
(自然との触れ合い性)		
A-① 天然記念物 表 3-32 参照		
5 苦竹のイチョウ	×	計画地とこの天然記念物との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
A-② 指定文化財 表 3-32～表 3-34 及び表 3-36 参照		
1 東照宮本殿・唐門・透塀・鳥居・隨身門 附 厨子 1 基・棟札 1 枚・石灯籠 34 基”	×	計画地とこれら指定文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 岩切城跡		
3 おくのほそ道の風景地		
6 東照宮手水舎 附 花崗岩造水盤		
7 旧仙台城板倉		
8 薙刀		
9 善応寺開山堂		
10 旧第四連隊兵舎		
11 木造阿弥陀三尊像		
12 木造阿弥陀如来立像		
13 芭蕉句碑		
14 原町苦竹の道知るべ石		
15 善応寺横穴古墳群		
16 三沢初子の墓など		
17 刀工本郷国包各代の墓所		
18 松森焰硝蔵跡		
19 東光寺の石窟群域・西平場		
42 南安楽寺古碑群		
A-③ 登録文化財 表 3-35(1)及び(2)参照		
20 安藤家住宅	×	計画地とこれら登録文化財との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
21 釈迦堂		
22 正楽寺本堂. 山門		
23 榴岡天満宮唐門		
24 東照宮石段		
25 仙岳院本堂		
26 清浄光院本堂		
27 延寿院本堂・地藏堂		
28 善入院観音堂		
29 十一面観音菩薩立像		
30 毘沙門天立像		
31 釈迦三尊坐像		
32 阿弥陀如来坐像		
33 薬師三尊十二神将立像		
34 五大明王像		
35 馬頭観音菩薩坐像		
36 宝冠阿弥陀如来坐像		
37 木造 阿弥陀如来二十五菩薩像及び地藏菩薩立像		
38 木造 地藏菩薩立像		
39 木造 不動三尊立像		
40 木造 閻魔十王像		
41 仙台東照宮神楽		

※：表中の「A-①～③」は、表 4-1 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(2) 保全等に配慮すべき地域又は対象(2/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(土地の安定性)		
B-① 砂防指定地	×	これらの指定区域は調査範囲に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
B-② 地すべり防止区域	×	
B-③ 急傾斜地崩壊危険区域 図 3-7 参照		
1 台屋敷の 2	×	これらの指定区域は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
2 台屋敷の 3		
3 真美沢		
4 東黒松の 1		
5 堤の 2		
6 源太兵衛の 1		
7 黒松の 4		
8 旭ヶ丘の 1		
9 旭ヶ丘の 5		
10 小松島の 3		
B-④ 土砂災害警戒区域(土石流) 図 3-8 参照		
1 菅野沢	×	これらの指定区域は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
2 入山沢		
3 松森沢		
B-⑤ 土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊) 図 3-8 参照		
4 後沢の 2	×	これらの指定区域は計画地内に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
5 後沢の 1		
6 広畑		
7 金沢		
8 入山の 2		
9 岩切入山		
10 入山の 3		
11 燕沢		
12 小鶴の 1		
13 小鶴の 2		
14 東仙台		
15 安養寺の 3		
16 安養寺の 1		
17 戌亥沢		
18 内町の 1		
19 内町の 2		
20 松陵一丁目の 2		
21 歩坂町		
22 鹿島		
23 天神沢		
24 本屋敷の 2		
25 本屋敷の 1		
26 山の寺の 1		
27 町		
28 南光台		
29 東黒松の 3		
30 東黒松の 2		
31 南光台の 2		
32 黒松三丁目		
33 黒松		

※：表中の「B-①～⑤」は、表 4-2 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(3) 保全等に配慮すべき地域又は対象(3/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B-⑥ 風致地区 表 3-31(1)参照		
1 台原	×	計画地と指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 安養寺		
B-⑦ 特別緑地保全地区 表 3-31(1)参照		
3 杣江	×	計画地と指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
4 燕沢三丁目	△	計画地と指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。なお、動植物の影響範囲 200m には含まれない。
B-⑧ 県立自然公園区域	×	これらの指定区域は調査範囲に含まれていないことから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑨ 県自然環境保全区域		
B-⑩ 緑地環境保全地区 表 3-31(1)参照		
県民の森	×	計画地と指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
B-⑪ 保存緑地、保存樹木、保存樹林 図 3-13 参照		
1 仙岳院	×	計画地と指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 東照宮		
3 瞑想の森		
4 小松島二丁目		
5 奥津森		
6 与兵衛沼		
7 木皿山		
8 安養寺		
9 ラ・サールホーム		
10 西山		
11 善応寺		
12 大拙庵		
13 案内沢北	△	計画地と指定地域との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。なお、動植物の影響範囲 200m には含まれない。
14 仙台市所有 アカマツ	×	計画地とこれら保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
15 東北医科薬科大学所有 クロマツ		
16 五城中学校所有 イロハモミジ		
17 仙岳院所有 クロマツ		
18 宮城県対がん協会所有 ケヤキ		
19 個人所有 ソメイヨシノ		
20 東六番丁小学校所有 ヒガンザクラ		
21 孝勝寺所有 クロマツ		
22 仙台市所有 サイカチ		
23 榴岡天満宮所有 シラカシ		
24 仙台市所有 シダレザクラ		
25 千手観音堂所有 イチョウ		
26 宮城野中学校所有 チョウセンゴヨウマツ		
27 稲船神社所有 モミジ		
28 個人所有 イチョウ		

※：表中の「B-⑥～⑪」は、表 4-2 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(4) 保全等に配慮すべき地域又は対象(4/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B-⑪ 保存緑地、保存樹木、保存樹林 図 3-13 参照		
29 宮城野八幡神社所有 ケヤキ	×	計画地とこれら保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
30 善應寺所有 キンモクセイ		
31 善應寺所有 シラカシ		
32 大山祇神社所有 イチョウ		
33 志賀神社所有 イチイ	△	計画地と保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。なお、動植物の影響範囲 200m には含まれない。
34 七北田小学校所有 アカマツ	×	計画地とこれら保存樹木との距離は、自然との触れ合いの場等の影響範囲と想定される 500m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
35 個人所有 ヒイラギ		
B-⑫ 埋蔵文化財包蔵地 表 3-37 参照		
1 庚申前窯跡	×	これら埋蔵文化財包蔵地は、直接改変するものではないことから、特に配慮は要しないと判断した。
2 神明社窯跡		
3 榊江遺跡		
4 与兵衛沼窯跡		
5 安養寺配水場前窯跡		
6 安養寺中囲窯跡		
7 安養寺下瓦窯跡		
8 大蓮寺窯跡		
9 善応寺横穴墓群		
10 小鶴城跡		
11 鶴巻遺跡		
12 燕沢遺跡		
13 岩切畑中遺跡		
14 今市遺跡		
15 鴻ノ巣遺跡		
16 洞ノ口遺跡		
17 若宮前遺跡		
18 東光寺遺跡		
19 岩切城跡		
20 松森城跡		
21 住吉遺跡		
22 長岫遺跡		
23 赤生津遺跡		
24 高柳遺跡		
25 五本松窯跡		
26 館ノ内遺跡		
27 羽黒前遺跡		
28 北沢横穴遺跡		
29 菅谷館跡		
30 東天神遺跡		
31 菅谷横穴墓群		
32 菅谷薬師神社横穴群		
33 法印塚古墳		
34 北熊野前遺跡		
35 馬場崎遺跡		
36 馬場崎 B 遺跡		

※：表中の「B-⑪～⑫」は、表 4-2 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(5) 保全等に配慮すべき地域又は対象(5/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(Bランク)		
(自然との触れ合い性)		
B-⑫ 埋蔵文化財包蔵地 表 3-37 参照		
37 穴ヶ沢遺跡	×	これら埋蔵文化財包蔵地は、直接改変するものではないことから、特に配慮は要しないと判断した。
38 笠管沢遺跡		
39 塚元古墳		
40 西天神遺跡		
41 産野原遺跡		
42 伊豆左比賣神社遺跡		
43 内館館跡		
(生活環境の保全性)		
B-⑬ 騒音に係る環境基準のAA類型 (特に静穏を要する地域)	×	調査範囲にこの指定地域は無い。
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(土地の安定性)		
C-① 災害の危険箇所 図 3-9 参照		
土石流危険渓流 14箇所	×	これらの土石流危険渓流は計画地内に含まれていないことから、事業実施に際して配慮は要しないと判断した。
地すべり危険箇所	×	調査範囲に地すべり危険箇所は無い。
急傾斜地崩壊危険箇所 125箇所	×	これらの急傾斜地崩壊危険箇所は計画地内に含まれていないことから、事業実施に際して配慮は要しないと判断した。
(自然環境の保全性)		
C-② 自然性の高い植生 図 3-11 参照		
ヨシクラス	×	七北田川沿いに分布する自然性の高いヨシクラスまでの距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
ヒルムシロクラス	△	自然性の高いヒルムシロクラスは、計画地から 200m 以内(鶴ヶ谷中央公園)にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。
ヤナギ低木群落(IV)	×	七北田川沿いに分布する自然性の高いヤナギ低木群落までの距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
C-③ 植物生育地として重要な地域 表 3-17 参照		
① 七北田川下流域の河畔植生	×	これらの植物生育地として重要な地域との距離は、植物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 台原森林公園・真美沢公園の里地・里山植生		
③ 与兵衛沼周辺の里地・里山植生		
④ 榴ヶ岡・新寺・木下地区の緑地		
⑤ 県民の森		
C-④ 宮城県レッドリストにおける調査群落	×	調査範囲にこの指定地域は無い。
C-⑤ 動物生息地として重要な地域 表 3-28 参照		
① 七北田川(中流域～河口)	×	これらの動物生息地として重要な地域との距離は、動物の影響範囲と想定される 200m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
② 低地の水田地帯		
③ 福田町の田園		
④ 県民の森		
⑤ 台原森林公園・真美沢公園		
⑥ 与兵衛沼公園		

※：表中の「B-⑫～⑬、C-①～⑤」は、表 4-2 及び表 4-3 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(6) 保全等に配慮すべき地域又は対象(6/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(自然環境の保全性)		
C-⑥ 鳥獣保護区 図 3-22 参照		
1 仙台	×	鳥獣保護区は市街地一帯に指定されており、計画地周辺に動物生息地として重要な地域が位置していないことから、特に配慮は要しないと判断した。
2 県民の森	×	この鳥獣保護区との距離は、動物の影響範囲と想定される200m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
(自然との触れ合い性)		
C-⑦ 自然的景観資源 表 3-29 参照		
1 愛宕上杉通「イチョウ並木」	×	これらの自然的景観資源は、景観の影響範囲と想定される800m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 小松島公園周辺		
3 台原森林公園		
4 台原緑地		
5 とちのき公園		
6 宮城野通周辺		
7 榴岡公園		
8 与兵衛沼・大堤公園周辺		
9 鶴ヶ谷中央公園周辺	△	この自然的景観資源は、景観の影響範囲と想定される800m以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。
10 高森山公園	×	これらの自然的景観資源は、景観の影響範囲と想定される800m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
11 卸町通「ケヤキ並木」		
12 松森城跡		
13 真美沢公園		
14 七北田公園		
15 県民の森緑地環境保全地域		
16 山苗代公園		
C-⑧ 歴史的景観資源 表 3-29 参照		
12 松森城跡	×	これらの歴史的景観資源は、景観の影響範囲と想定される800m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
17 東照宮周辺		
18 三沢初子の墓など		
19 榴岡天満宮		
20 苦竹のイチョウ		
21 南安楽寺古碑群		
22 伊豆佐比賣神社		
23 道安寺・菅谷不動尊		
24 菅谷横穴墓群		
C-⑨ 自然との触れ合いの場 表 3-31(1)～(10)参照		
A 県緑地環境保全地域「県民の森」	×	これらの自然との触れ合いの場との距離は、自然との触れ合いの場の影響範囲と想定される500m以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
1 風致地区「台原」		
2 風致地区「安養寺」		
3 特別緑地保全地区「栴江」		
4 特別緑地保全地区「燕沢三丁目」	△	この特別緑地保全地区は、自然との触れ合いの場の影響範囲と想定される500m以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。

※：表中の「C-⑥～⑨」は、表 4-3 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(7) 保全等に配慮すべき地域又は対象(7/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C-⑨ 自然との触れ合いの場 表 3-31(1)～(10)参照		
都市公園 396 箇所のうち、計画地から 500m 以内にある都市公園 26 箇所 鶴ヶ谷七丁目南公園 鶴ヶ谷八丁目公園 鶴ヶ谷六丁目公園 鶴ヶ谷七丁目北公園 沢北公園 佐野原公園 山崎西公園 燕沢 東三丁目公園 鶴ヶ谷南公園 鶴ヶ谷六丁 目東公園 鶴ヶ谷菖蒲沢公園 燕沢三丁目 公園 鶴ヶ谷菖蒲沢 2 号公園 燕沢三丁目 2 号公園 鶴ヶ谷館下公園 鶴ヶ谷東四丁 目公園 鶴ヶ谷東三丁目公園 鶴ヶ谷東二 丁目公園 鶴ヶ谷東二丁目東公園 鶴ヶ谷 東一丁目公園 鶴ヶ谷東四丁目 2 号公園 鶴ヶ谷東一丁目 2 号公園 燕沢中央公園 鶴ヶ谷中央公園 鶴ヶ谷東二丁目緑地 燕 沢三丁目緑地	△	計画地と自然との触れ合いの場が、影響範囲と想定される 500m 以内にあることから、本対象に間接的な影響が懸念される。
C-⑩ 騒音に係る環境基準 A 類型 (専ら住居の用に供される地域) 図 3-20 参照		
第一種低層住居専用地域	△	騒音の影響範囲と想定される計画地より 200m 以内の範囲に指定地域があることから、これらの地域への間接的な影響が懸念される。
第二種低層住居専用地域	×	騒音の影響範囲と想定される計画地より 200m 以内の範囲に指定地域はない。
第一種中高層住居専用地域	△	騒音の影響範囲と想定される計画地より 200m 以内の範囲に指定地域があることから、これらの地域への間接的な影響が懸念される。
第二種中高層住居専用地域	△	
C-⑪ 河川・湖沼 図 3-1 及び図 3-2 参照		
1 砂押川	×	これらの河川は、直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 七北田川		
3 梅田川		
4 高野川		
5 藤川		
6 要害川		
7 仙台川		
8 高柳川		
9 原谷地川		
10 前ヶ沢川		
1 新堤溜池	×	これらの湖沼は、直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
2 安養寺上溜池		
3 安養寺中溜池		
4 安養寺下溜池		
5 与平衡沼溜池		
6 北の下溜池		
7 北の中溜池		
8 入生沢上溜池		
9 入生沢中溜池		
10 入生沢下溜池		
11 西沢下溜池		
12 西沢上溜池		
13 志波入溜池		
14 苗代田溜池		

※：表中の「C-⑨～⑪」は、表 4-3 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。

表 4-4(8) 保全等に配慮すべき地域又は対象(8/8)

指定地域	配慮区分	選定理由
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(Cランク)		
(生活環境の保全性)		
C-⑪ 河川・湖沼 図 3-2 参照		
15 長岫堤調整池	×	これらの湖沼は、直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
16 戌亥沢溜池		
17 朴手沢溜池		
18 洞ヶ沢溜池		
19 新堤溜池		
20 不詳		
21 前ヶ沢溜池		
22 真美沢溜池		
23 松森調整池		
24 仏沢堤溜池		
25 鶴ヶ谷大堤溜池	△	この湖沼は、直接改変するものではないが、水象の影響範囲と想定される 400m 以内にあることから、間接的な影響が懸念される。
26 朴木沢調整池	×	これらの湖沼は、直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
27 八乙女調整池		
28 百合ヶ丘調整池		
29 鶴が丘第 2 号調整池		
30 鶴が丘第 3 号調整池		
31 青葉台調整池		
32 小僧沢下溜池		
33 不詳		
34 不詳	△	この湖沼は、直接改変するものではないが、水象の影響範囲と想定される 400m 以内にあることから、間接的な影響が懸念される。
35 不詳	×	これらの湖沼は、直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
36 不詳		
37 菅野沢溜池		
C-⑫ 水源地 表 3-3 参照		
砂押川 八幡崎堰	×	これらの水源となる河川は、直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。
原谷地川 赤坂堰		
原谷地川 種拾川堰		
七北田川 中野堰		
七北田川 宝堰		
七北田川 浦田揚水機		
七北田川 薄ヶ沢堰		
梅田川 杉下堰		
C-⑬ 湧水 表 3-4 参照		
野田の清水	×	直接改変するものではなく、水象の影響範囲と想定される 400m 以上離れていることから、特に配慮は要しないと判断した。

※：表中の「C-⑪～⑬」は、表 4-3 の選定基準の番号に対応する。

※：配慮区分

○：計画地に含まれており、直接的な影響が懸念される。

△：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、間接的な影響が懸念される。

×：計画地からの距離及び事業特性等を考慮すると、特に配慮を要さない(選定しない)。



凡例

 : 計画地

----- : 市区町界

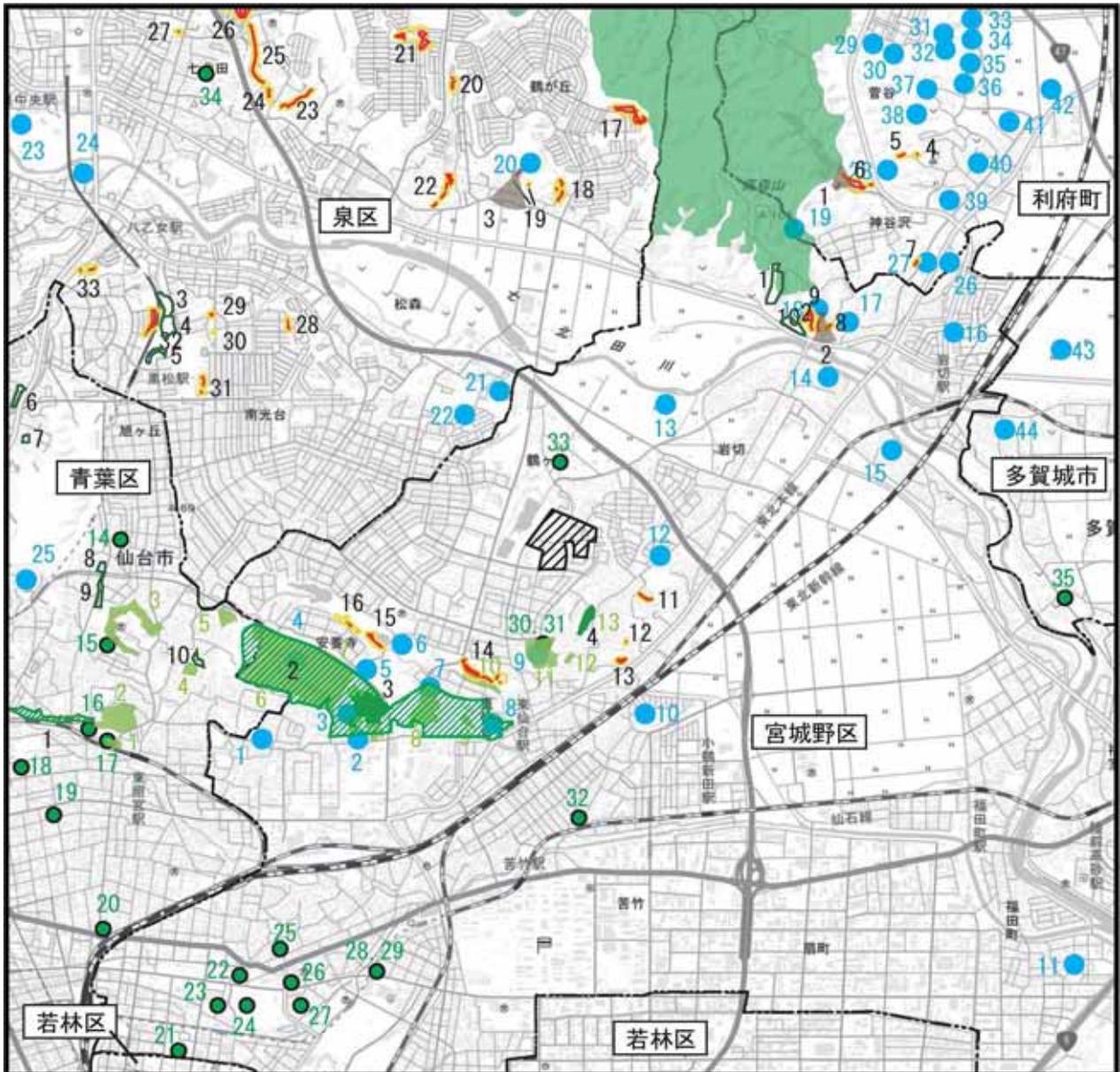
- : 国指定文化財(図中番号:1~5)
 - : 県指定文化財(図中番号:6~8)
 - : 市指定文化財(図中番号:9~19,42)
 - : 市登録文化財(図中番号:20~41)
- 番号出典 : 表4-4(1)

図 4-1 事業の立地を回避することが望ましい地域又は対象



S=1:50,000

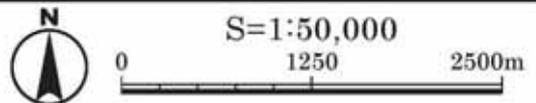
0 1250 2500m

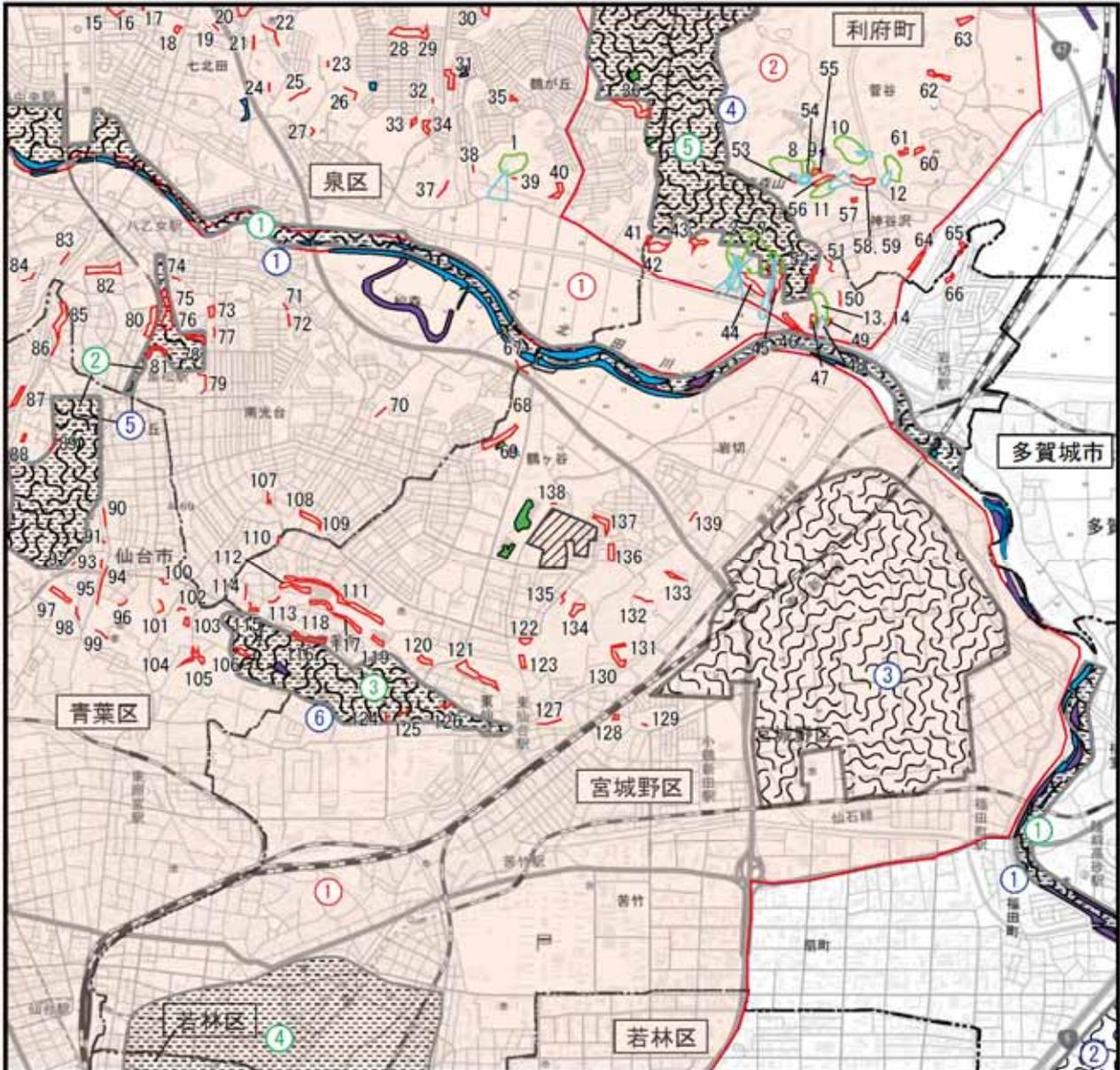


凡例

- | | |
|---|--|
|  : 計画地 |  : 風致地区 |
|  : 市区町界 |  : 特別緑地保全地区 |
|  : 急傾斜地崩壊危険区域
番号出典 : 表4-4 (2) |  : 県緑地環境保全地域
番号出典 : 表4-4 (3) |
|  : 土砂災害特別警戒区域 (土石流) |  : 保存緑地 |
|  : 土砂災害警戒区域 (土石流) |  : 保存樹木
番号出典 : 表4-4 (3) 及び (4) |
|  : 土砂災害特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊) |  : 埋蔵文化財包蔵地
番号出典 : 表4-4 (4) 及び (5) |
|  : 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
番号出典 : 表4-4 (2) | |

図 4-2 事業の立地に相当程度の配慮を要する地域又は対象





凡例

: 計画地

----- : 市区町界

・災害の危険箇所 (番号出典 : 表3-10~表3-11)

: 土石流危険溪流 (1~14)

: 急傾斜地崩壊危険箇所 (15~139)

: 植物の重要な生育地 (①~⑤)

: 動物の重要な生息地 (①~⑥)

・自然性の高い植生

植生自然度個別値 : 10

: ヨシクラス

: ヒルムシロクラス

植生自然度個別値 : 9

: ヤナギ低木群落 (Ⅳ)

: 鳥獣保護区 (①~②)

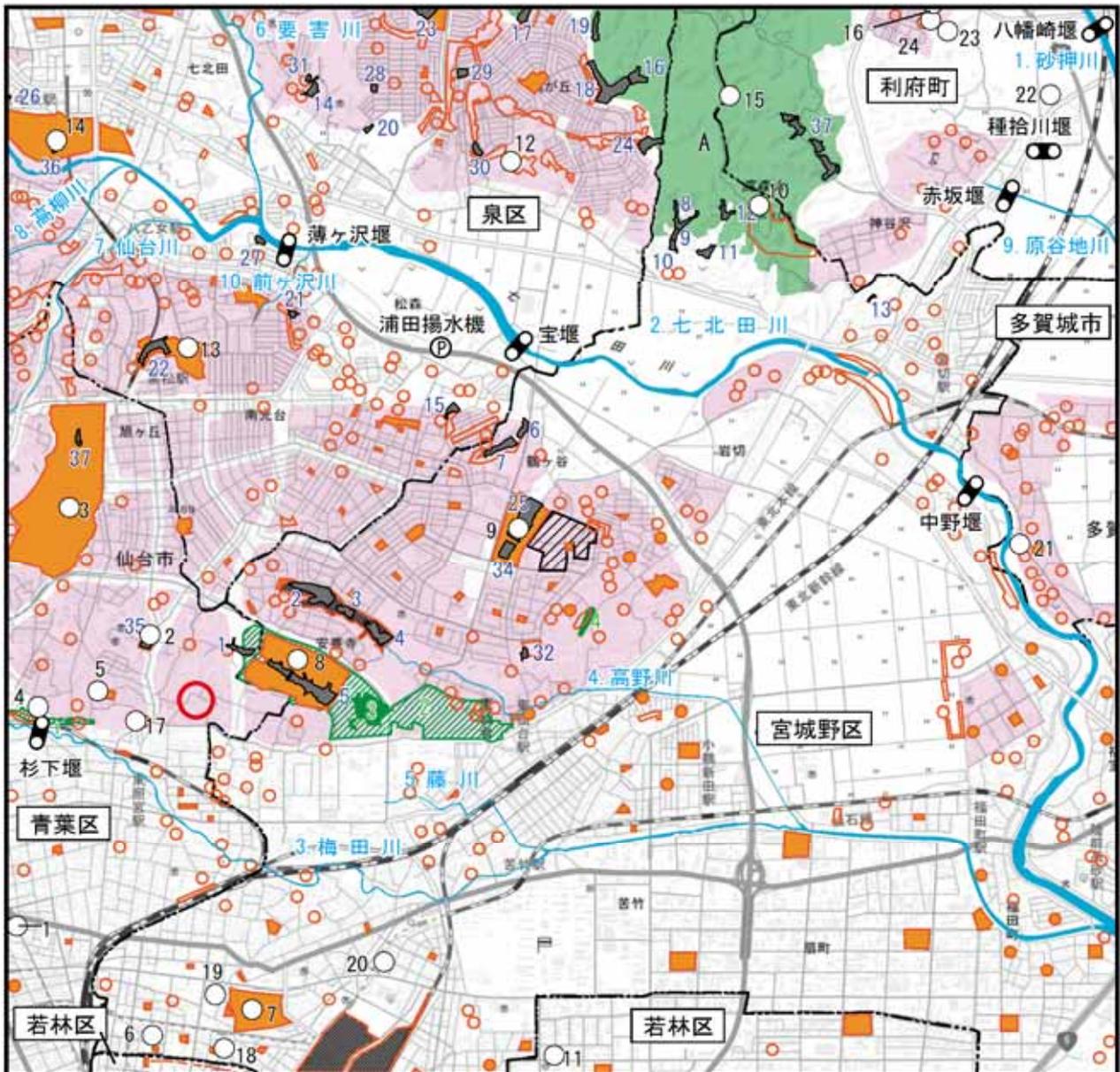
: 図中の番号は表 4-4(5)~(6)、災害の危険箇所については表 3-10~表 3-11 に対応する。

図 4-3(1) 事業の立地にあたって留意する地域又は対象



S=1:50,000

0 1250 2500m



凡例

: 計画地

----- : 市区町界

○ : 景観資源 (1 ~ 24)

・自然との触れ合いの場

: 県緑地環境保全地域 (A)

: 風致地区 (1 ~ 2)

: 特別緑地保全地区 (3 ~ 4)

: 都市計画公園

: 都市公園

: 騒音に係る環境基準A類型
(専ら住居の用に供される地域)

: 河川 (1 ~ 10)

: 湖沼・溜池 (1 ~ 37)

: 堰・頭首工

: 揚水機場

: 湧水

: 図中の番号は表 4-4(6) ~ (8)に対応する。

図 4-3(2) 事業の立地にあたって留意する地域又は対象



S=1:50,000

0 1250 2500m

4.3. 「保全等に配慮すべき地域又は対象」のうち影響が懸念される地域又は対象

以上の選定基準に該当する「保全等に配慮すべき地域及び対象」は、表 4-5 及び図 4-4 に示すとおりであり、以下のものが挙げられる。

「本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)」

- ・ 特別緑地保全地区：「燕沢三丁目」
- ・ 保存緑地：「案内沢北」
- ・ 保存樹木：「志賀神社所有イチイ」

「本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)」

- ・ 自然性の高い植生：「ヒルムシロクラス」
- ・ 自然的景観資源：「鶴ヶ谷中央公園周辺」
- ・ 自然との触れ合いの場：特別緑地保全地区「燕沢三丁目」、都市公園 26 箇所
- ・ 騒音に係る環境基準 A 類型（専ら住居の用に供される地域）：「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」
- ・ 河川・湖沼：「鶴ヶ谷大堤溜池」、「不詳」

表 4-5 本事業の立地に際して保全等に配慮すべき地域又は対象のうち影響が懸念される地域又は対象

指定区分	指定地域	配慮区分
本事業の立地にあたって相当程度の配慮を要する地域又は対象(B ランク)		
B-⑦ 特別緑地保全地区	燕沢三丁目	△
B-⑪ 保存緑地	案内沢北	△
B-⑪ 保存樹木	志賀神社所有 イチイ	△
本事業の立地にあたって留意する地域又は対象(C ランク)		
C-② 自然性の高い植生	ヒルムシロクラス	△
C-⑦ 自然的景観資源	鶴ヶ谷中央公園周辺	△
C-⑨ 自然との触れ合いの場	特別緑地保全地区「燕沢三丁目」	△
	都市公園 396 箇所のうち、計画地から 500m 以内にある都市公園 26 箇所 鶴ヶ谷七丁目南公園 鶴ヶ谷八丁目公園 鶴ヶ谷六丁目公園 鶴ヶ谷七丁目北公園 沢北公園 佐野原公園 山崎西公園 燕沢東三丁目公園 鶴ヶ谷南公園 鶴ヶ谷六丁目東公園 鶴ヶ谷菖蒲沢公園 燕沢三丁目公園 鶴ヶ谷菖蒲沢 2 号公園 燕沢三丁目 2 号公園 鶴ヶ谷館下公園 鶴ヶ谷東四丁目公園 鶴ヶ谷東三丁目公園 鶴ヶ谷東二丁目公園 鶴ヶ谷東二丁目東公園 鶴ヶ谷東一丁目公園 鶴ヶ谷東四丁目 2 号公園 鶴ヶ谷東一丁目 2 号公園 燕沢中央公園 鶴ヶ谷中央公園 鶴ヶ谷東二丁目緑地 燕沢三丁目緑地	△
C-⑩ 騒音に係る環境基準 A 類型（専ら住居の用に供される地域）	第一種低層住居専用地域	△
	第一種中高層住居専用地域	△
	第二種中高層住居専用地域	△
C-⑪ 湖沼	鶴ヶ谷大堤溜池	△
	不詳	△



凡 例

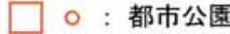
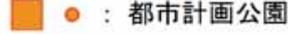
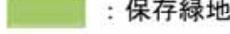
-  : 計画地
-  : 市区町界
-  : 特別緑地保全地区
-  : 自然性の高い植生（ヒルムシロクラス）
-  : 都市公園
-  : 景観資源
-  : 都市計画公園
-  : 騒音に係る環境基準A類型
（専ら住居の用に供される地域）
-  : 保存緑地
-  : 湖沼・溜池
-  : 保存樹木

図 4-4 保全等に配慮すべき地域又は対象と
計画地との位置関係



S=1:50,000

0 1250 2500m

5. 配慮すべき内容

5. 配慮すべき内容

「保全等に配慮すべき地域又は対象」と計画地との位置関係は、図 4-4 に示すとおりである。
事業実施にあたって、自然環境の保全・生活環境の保全の観点から配慮すべき事項又は環境保全対策等は、以下に示すとおりである。

ア 水象

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、計画地に隣接した西側に「鶴ヶ谷大堤溜池」と名称「不詳」の溜池が存在する。工事の実施に伴う濁水により、溜池の水質に影響を及ぼすことが想定されるため、工事排水など工事計画の立案にあたって留意する。

イ 地形・地質

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、注目すべき地形・地質、急傾斜地崩壊危険区域、災害の危険箇所が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な地形・地質はない。

ウ 植物

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、自然性の高い植生「ヒルムシロクラス」が存在し、工事の実施に伴う濁水による間接的影響が想定されるため、可能な限りこれらの生育環境を保全するように施工方法に留意する。

エ 動物

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、「動物生息地として重要な地域」が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な動物の重要な生息地はない。ただし、隣接する鶴ヶ谷中央公園は、鳥類が移動の中継地として利用している可能性があることから、重機の稼働など工事計画の立案にあたって留意する。

オ 景観

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、自然的景観資源の「鶴ヶ谷中央公園」が存在する。本事業の実施により、眺望景観への影響が想定されるため、周辺の市街地景観との調和に留意する。

カ 自然との触れ合いの場

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、保存緑地である「案内沢北」、保存樹木である「志賀神社所有イチイ」、特別緑地保全地区「燕沢三丁目」、都市公園 26 箇所が存在し、自然との触れ合いの場の利用性に影響を及ぼすことが想定されるため、資材等の運搬や重機の稼働など工事計画の立案にあたって留意する。

キ 文化財

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、文化財及び埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が分布しているものの、計画地からの距離及び事業特性を考慮した上で事業計画の立案及び環境影響評価の実施にあたって留意が必要な文化財はない。

ク その他（大気質・騒音・振動）

計画地及びその周辺には、「保全等に配慮すべき地域又は対象」として、「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」及び「第二種中高層住居専用地域」が存在する。本事業の実施により、既存の市営住宅及び周辺的生活環境（大気質・騒音・振動）への影響が想定されるため、資材等の運搬や重機の稼働など工事計画の立案にあたって留意する。また、居住者の自動車の利用による影響が継続することを事業計画の立案にあたって留意する。